

第3期赤穂市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月
赤穂市

はじめに

わが国では、人口減少や少子高齢化が急速に進み、2025年（令和7年）には団塊の世代が後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上になるという、「2025年問題」と言われる超高齢化社会が目前に迫っております。

このことは、赤穂市でも決して例外ではありません。高齢者が増加するだけでなく、子育て世代、障がいのある人、生活に困窮している人などが抱えられているニーズは様々であり、その内容は複雑化、複合化してきています。

このため、このたび「2030赤穂市総合計画」に掲げる4つの柱の1つである「誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり」を目指して、これまでの地域福祉計画の考え方を継承し、新たな諸課題に取り組むため「第3期赤穂市地域福祉計画」を策定しました。

市民が住み慣れた地域で支え合いながら、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、必要な支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークを構築し、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や生活課題、ニーズ等を把握するためのアンケート調査や事業所ヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆さま、貴重なご意見やご提言を賜りました策定委員会委員及び関係機関の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

赤穂市長 牟礼正稔



目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉を取り巻く関係法令の動向	4
3	計画の期間	7
4	計画の策定体制	8
第 2 章	本市における現状と課題	9
1	各種統計データからみる現状	9
2	地域団体などの状況	21
3	アンケート調査結果からみた現状	23
4	アンケート調査結果等を踏まえた課題	49
第 3 章	計画の基本的な考え方	51
1	基本理念	51
2	基本目標	52
3	計画の体系	53
4	地域福祉におけるエリア（圏域）の考え方	54
第 4 章	施策の展開	55
1	福祉の意識づくりと担い手づくり	55
2	地域のネットワークづくり	60
3	生活に困難を抱えても安心して暮らせるまちづくり	65
4	安心と安全のまちづくり	74
第 5 章	成年後見制度利用促進基本計画	77
1	計画の背景	77
2	計画の趣旨	77
3	基本目標	79
4	現状と課題及び取組内容	80

第6章 計画の推進	85
1 計画の推進体制.....	85
2 連携体制の構築.....	86
3 計画の進行管理.....	87
資料編	88
1 赤穂市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	88
2 赤穂市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	89
3 策定経過.....	90
4 用語解説.....	92

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の地域福祉を取り巻く状況

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、8050問題（高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題）、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う）などといった様々な課題が生じており、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、生活様式の多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

さらに共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

加えて、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う「3密（密集・密接・密閉）」の回避など「新しい生活様式」が、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動や人との関わりを、感染防止対策といかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、人と人との関わり合い、特に地域住民の絆を深めていくことは重要であり、地域コミュニティ活動の継続など、日常からの顔の見える関係づくりが必要とされ、行政の福祉サービスだけでなく、地域住民主体の地域福祉活動をはじめ、ボランティアグループ、社会福祉法人、民生委員・児童委員、自治会、企業、学校、そして行政など様々な主体が連携して互いに支え、支えられることが求められています。

(2) 兵庫県の特徴

兵庫県では、「第3期兵庫県地域福祉支援計画」が平成30年度末に計画期間満了となったので、地域社会の現状（社会的孤立・社会的排除の深刻化、住民が抱える課題の複合化等）や地域福祉政策の動向（「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」の制定、社会福祉法の改正等）を踏まえて、平成31年3月、「第4期兵庫県地域福祉支援計画」を策定しました。現在は、年齢、性別、障がいの有無、言語、文化等の違いに関わらず、すべての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会づくりを目指す「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」を基本目標として計画が推進されています。

(3) 赤穂市地域福祉計画の見直しについて

「第2期赤穂市地域福祉計画」は令和3年度末に計画期間が終了するので、少子高齢化の進行等といった社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や兵庫県の動向を踏まえ、令和4年度以降の市の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、赤穂市の実情に応じた「第3期赤穂市地域福祉計画」を策定します。

(4) 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

(社会福祉法第107条)

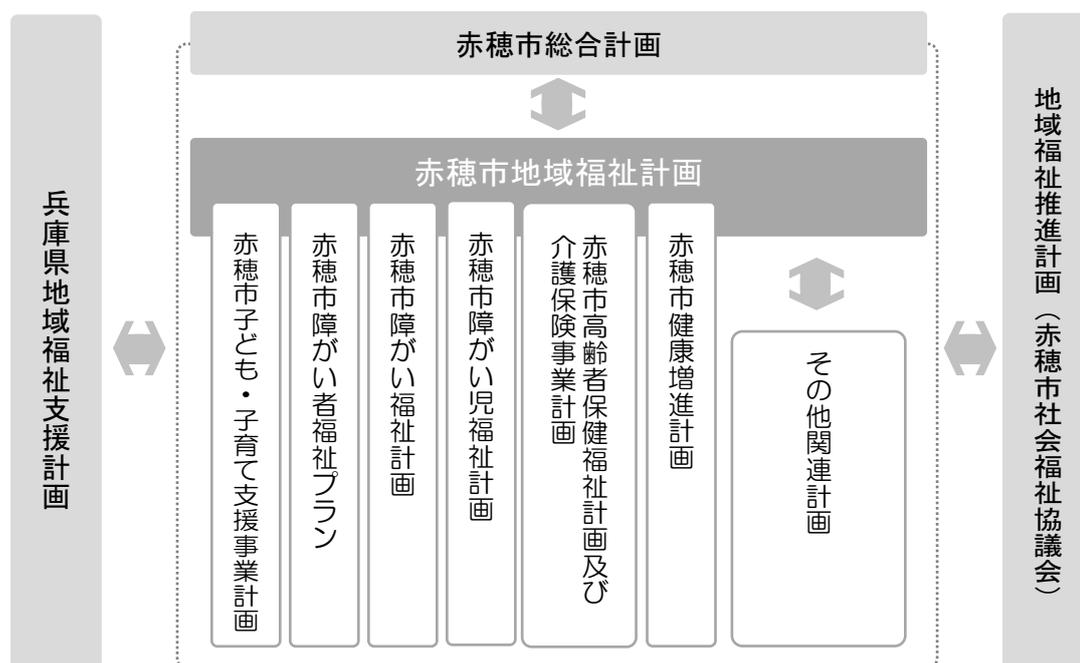
- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 ※
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 下線部は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律令和3年4月1日施行部分

(5) 市の他計画との関係性

策定にあたっては、本市の最上位計画である「赤穂市総合計画」をはじめ、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」や「赤穂市障がい者福祉プラン」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「赤穂市健康増進計画」等、関連計画との整合を図り、地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画とします。

[位置づけ図]



(6) 成年後見制度利用促進法施行（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

これらのことを踏まえ、本計画の第5章を本市の成年後見制度利用促進基本計画と位置づけます。

2 地域福祉を取り巻く関係法令の動向

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）

近年、地域福祉に関わる様々な関係法令の見直しが行われており、国においては、平成29年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。（平成30年4月1日施行）

また、市町村は令和3年4月から、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

【重層的支援体制整備事業の5つの事業の内容】

事業名	内容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める○ 支援機関のネットワークで対応する○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none">○ 社会とのつながりを作るための支援を行う○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none">○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none">○ 支援が届いていない人に支援を届ける○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす○ 支援関係機関の役割分担を図る

(2) 生活困窮者自立支援法の一部改正

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な者に対して、生活保護受給に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行うことを目的としています。

平成30年10月には、改正生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因に、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情を含めることが明示され、個々の状況に応じた包括的な支援を行っていくこととされています。

これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自ら支援を求めることが難しい人に対して支援を行うため、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮者を把握した場合には、自立支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されました。

(3) 災害対策基本法の一部改正

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が一部改正され令和3年5月に施行されました。

本来、避難すべきにもかかわらず避難しなかったことから、逃げ遅れにより多くの人が被災することが頻発したため、改正によって、避難勧告・避難指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方が包括的に見直されました。

また、避難行動要支援者名簿の普及は進んでいるものの、いまだ災害により多くの高齢者などが被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。そのため避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されました。

(4) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成28年12月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと等が規定されています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるように、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

【各計画の計画期間】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
赤穂市総合計画	平成 23 年度～令和 2 年度		令和 3 年度～令和 12 年度						
赤穂市地域福祉計画	第 2 期 平成 29 年度～令和 3 年度			第 3 期 令和 4 年度～令和 8 年度					
赤穂市子ども・子育て 支援事業計画	平成 27 年度～ 令和元年度		第 2 期 令和 2 年度～令和 6 年度				令和 7 年度～		
赤穂市障がい者福祉 プラン	第 3 次 平成 30 年度～令和 5 年度					令和 6 年度～			
赤穂市障がい福祉計画	第 5 期 平成 30 年度～令和 2 年度			第 6 期 令和 3 年度～令和 5 年度			令和 6 年度～令和 8 年度		
赤穂市障がい児 福祉計画	第 1 期 平成 30 年度～令和 2 年度			第 2 期 令和 3 年度～令和 5 年度			令和 6 年度～令和 8 年度		
赤穂市高齢者保健福祉 計画及び介護保険事業 計画	第 7 期 平成 30 年度～令和 2 年度			第 8 期 令和 3 年度～令和 5 年度			令和 6 年度～令和 8 年度		
赤穂市健康増進計画	第 3 次 平成 30 年度～令和 4 年度				令和 5 年度～				

4 計画の策定体制

(1) 赤穂市地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会（地域福祉に関係する各種団体・関係機関などで構成）を設置し、本市における現状や計画、方針等についてご意見をいただきました。

(2) 市民等アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民をはじめ、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、関西福祉大学の学生を対象に、地域福祉に関する意識や生活課題、ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(3) 事業所ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、市内の社会福祉法人等 10 事業所を対象に、事業に関する課題をはじめ、地域福祉に関連する様々な分野について、普段感じていることや今後取り組むべき内容等について、紙面調査を行い、その後、ヒアリング調査を実施しました。

【ヒアリング対象事業所】

- ・社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 赤穂あおぞら会
- ・社会福祉法人 玄武会
- ・社会福祉法人 青空福祉会
- ・社会福祉法人 春秋会
- ・社会福祉法人 みのり
- ・社会福祉法人 なごみ
- ・社会福祉法人 桜谷福祉会
- ・社会福祉法人 緑樹福祉会
- ・赤穂市子育て学習センター

(4) 計画の評価・検証

第2期計画の各施策・事業等の評価について、庁内の担当課を通じて施策・事業の確認、評価、取りまとめを行い、計画に反映しました。

(5) パブリックコメントの実施

アンケートやヒアリング等の結果、及び赤穂市地域福祉計画策定委員会の意見等を踏まえて策定した計画案について、広く市民から意見を求めるため、令和4年1月11日（火）から2月10日（木）まで、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

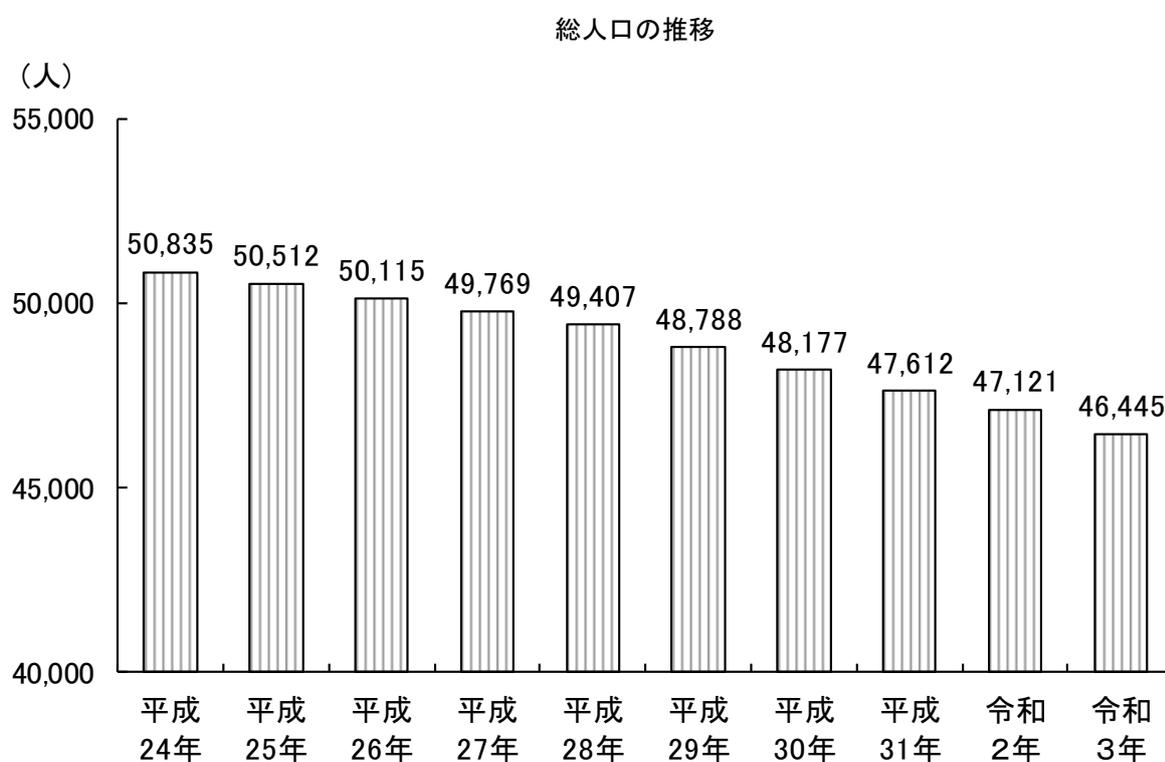
第2章 本市における現状と課題

1 各種統計データからみる現状

(1) 人口の動向

① 総人口の推移

本市の人口は、平成24年の50,835人から年々減少しており、令和3年では46,445人となっています。

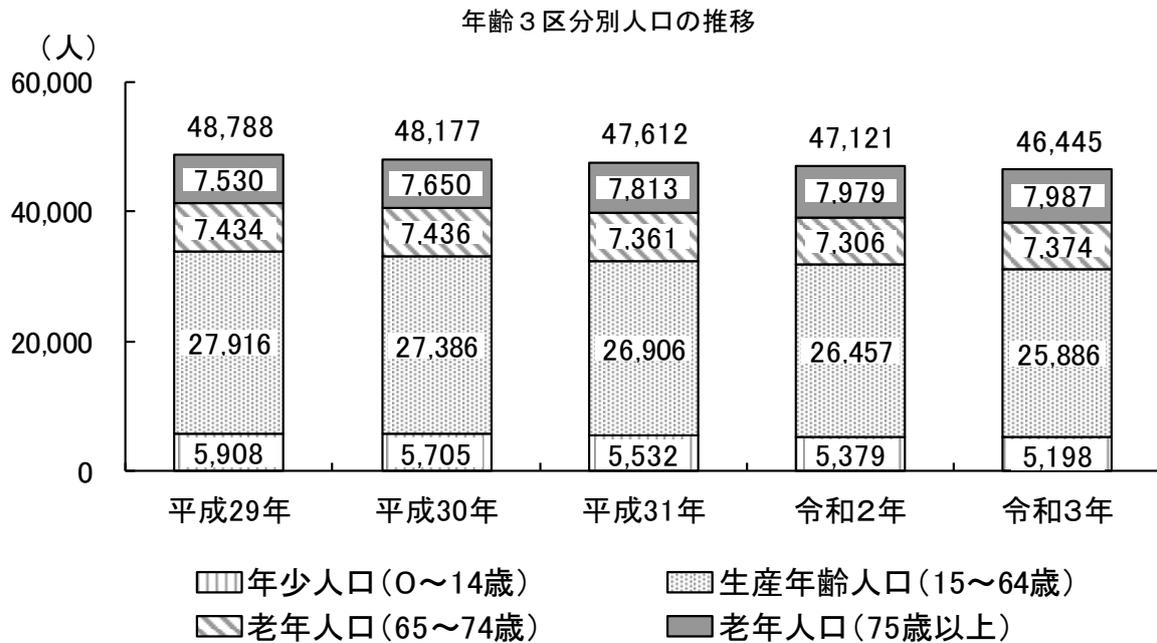


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）
※平成24年は住民基本台帳及び外国人登録人口

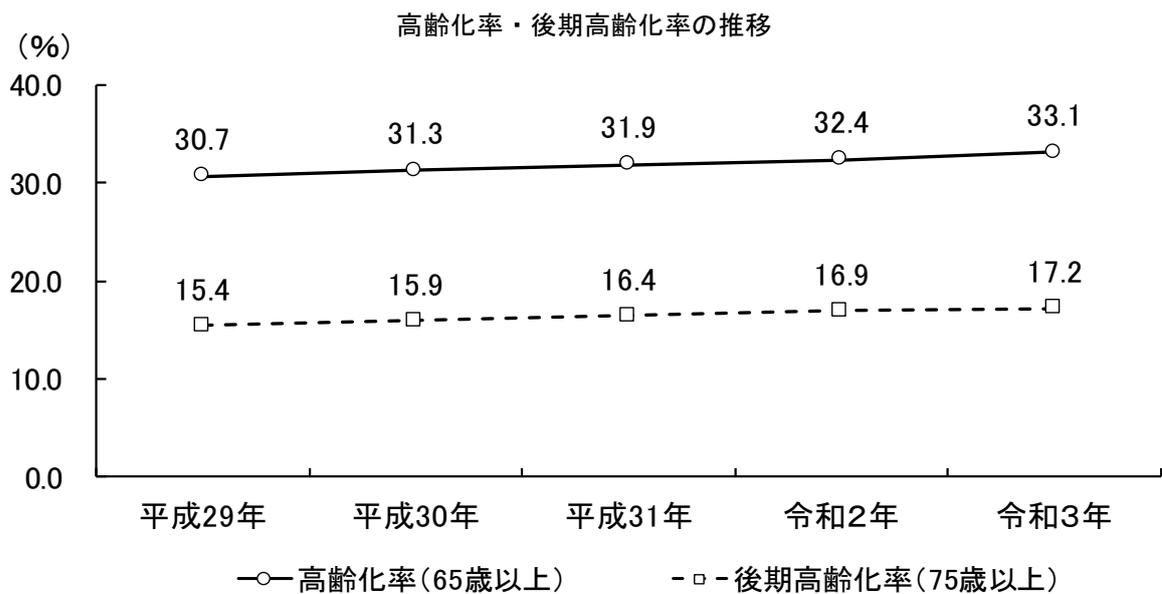
② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少し、65歳以上の老年人口は年々増加しています。

高齢化率、後期高齢化率をみると、年々上昇しており、令和3年では、高齢化率33.1%、後期高齢化率17.2%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

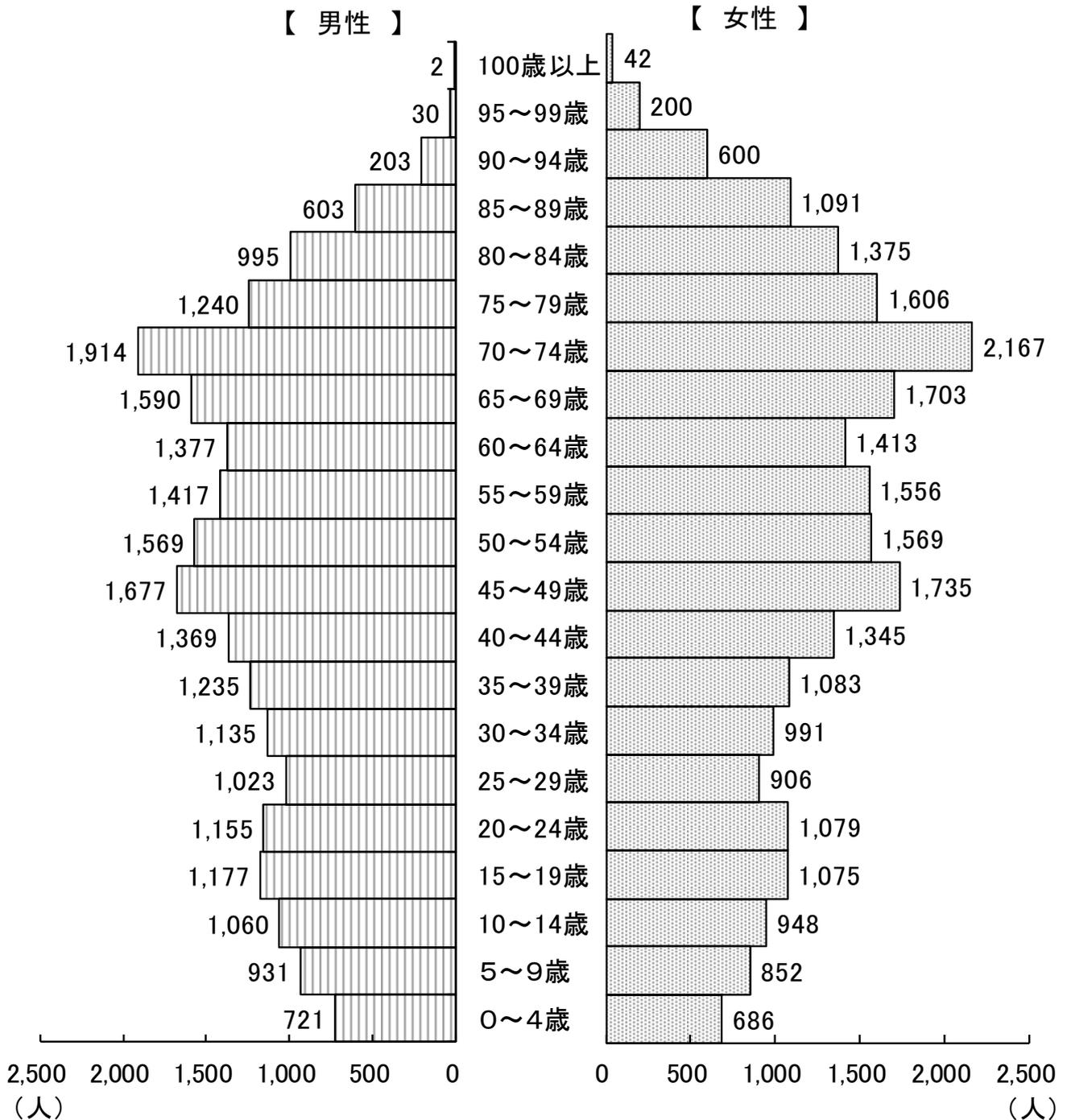


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③ 人口ピラミッド（年齢5歳階級別人口）

令和3年の人口ピラミッド（年齢5歳階級別人口）をみると、男女ともに70～74歳のいわゆる団塊の世代（第一次ベビーブーム、昭和22年から昭和24年生まれ）が多くなっています。そして、60歳代で落ち込み、45～49歳で増える構成となっています。

人口ピラミッド（男女別5歳階級別人口）

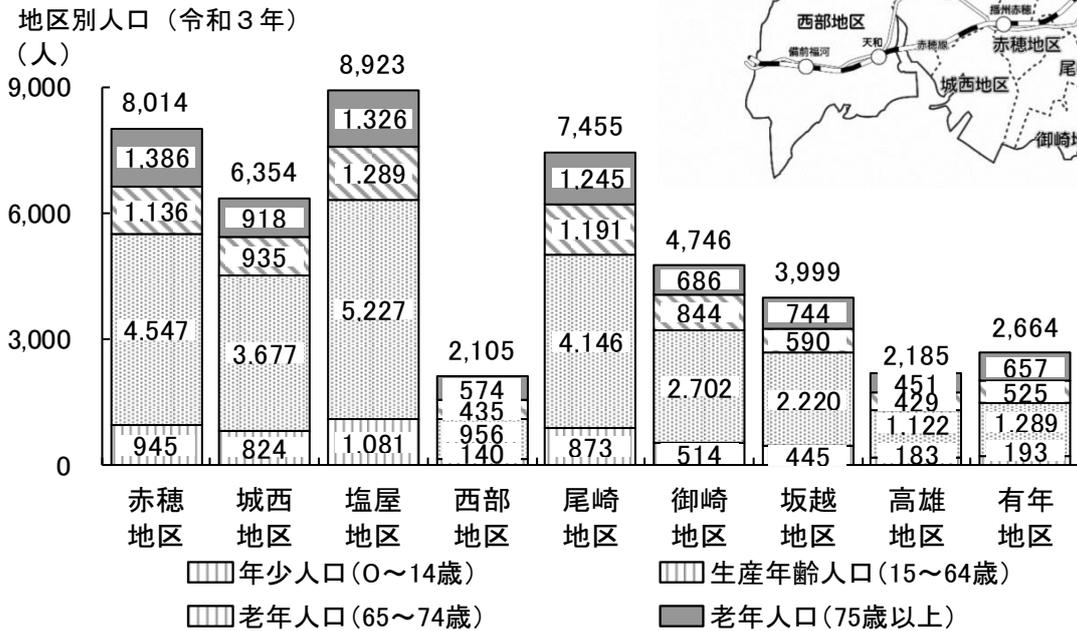
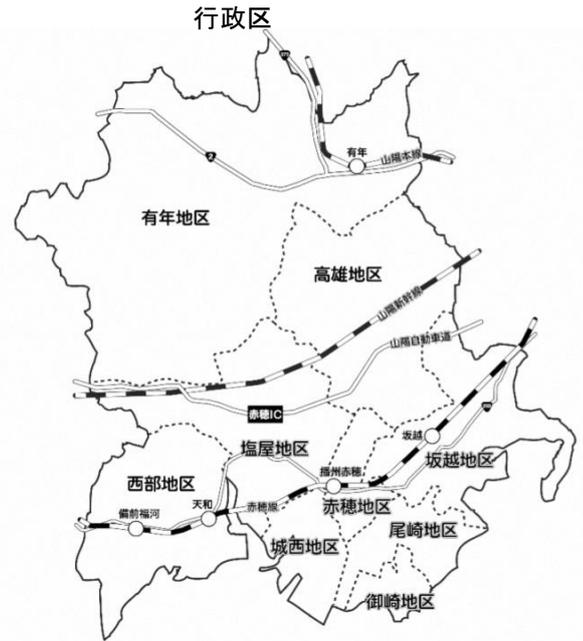


資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）

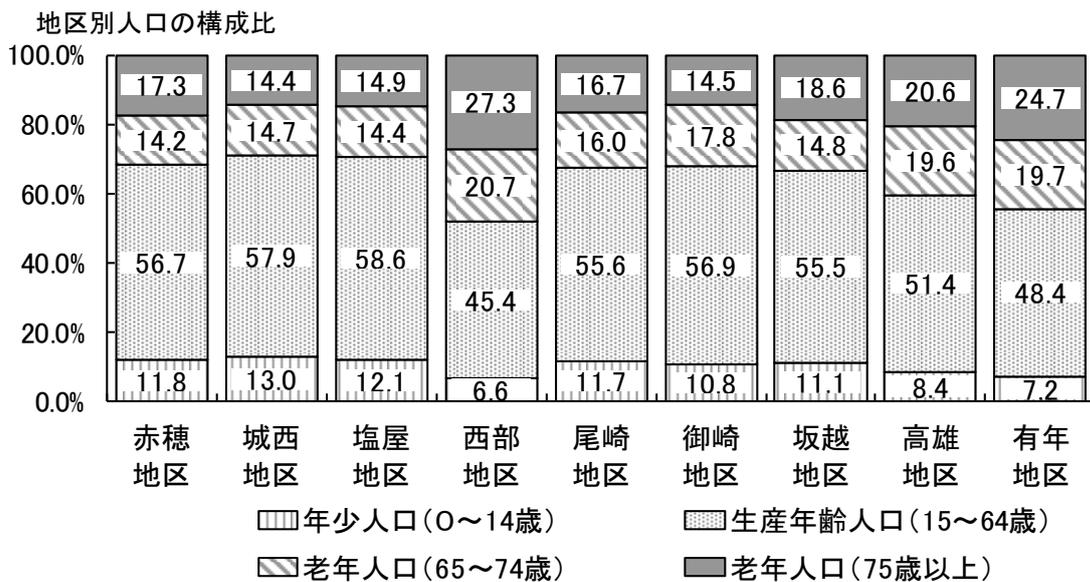
④ 地区別人口

令和3年の地区別人口は、塩屋地区が最も多く、次いで赤穂地区、尾崎地区と続き、西部地区が最も少なくなっています。

地区別人口の構成比は、0～14歳の年少人口の割合は西部地区、高雄地区、有年地区で10%を下回っており、65歳以上の老年人口の割合は西部地区、高雄地区、有年地区で40%台となっています。



資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）



資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）

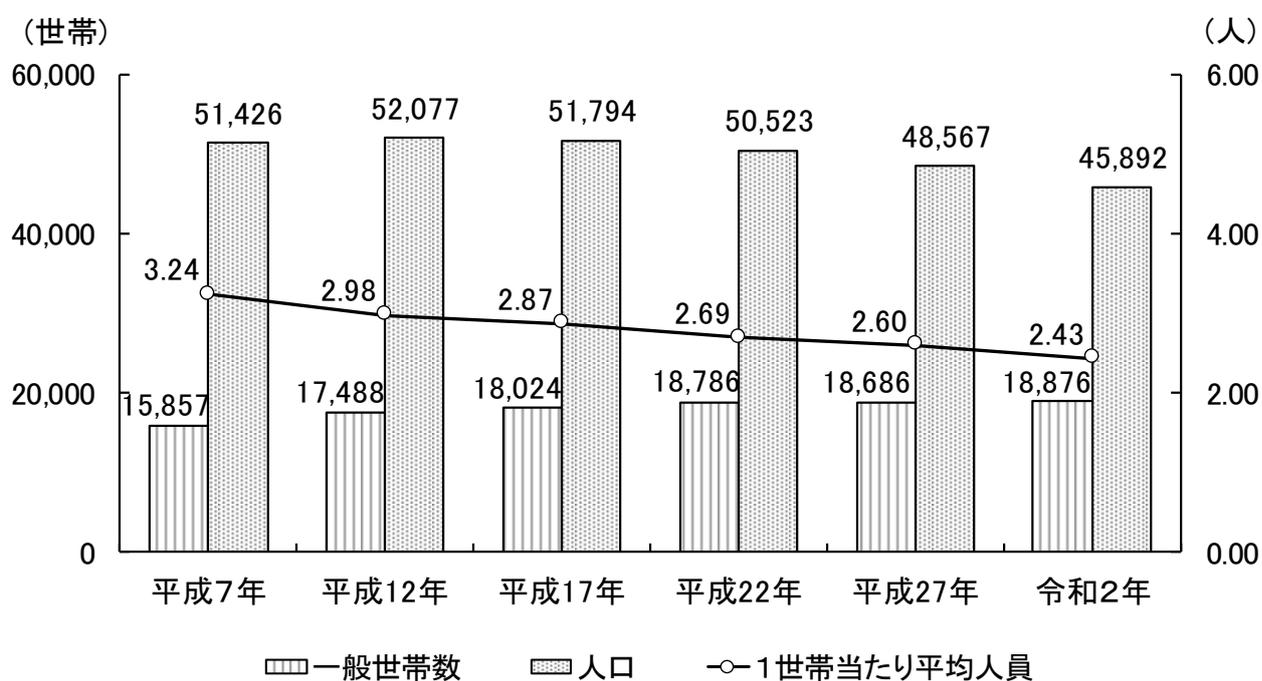
(2) 世帯の動向

① 一般世帯数の推移

一般世帯数は、平成7年から微増・微減を繰り返し、令和2年では18,876世帯となっています。

一方、一世帯あたりの人員は年々減少しており、令和2年で2.43人と家族の少人数化が進んでいます。

一般世帯数と一世帯あたり人員の推移



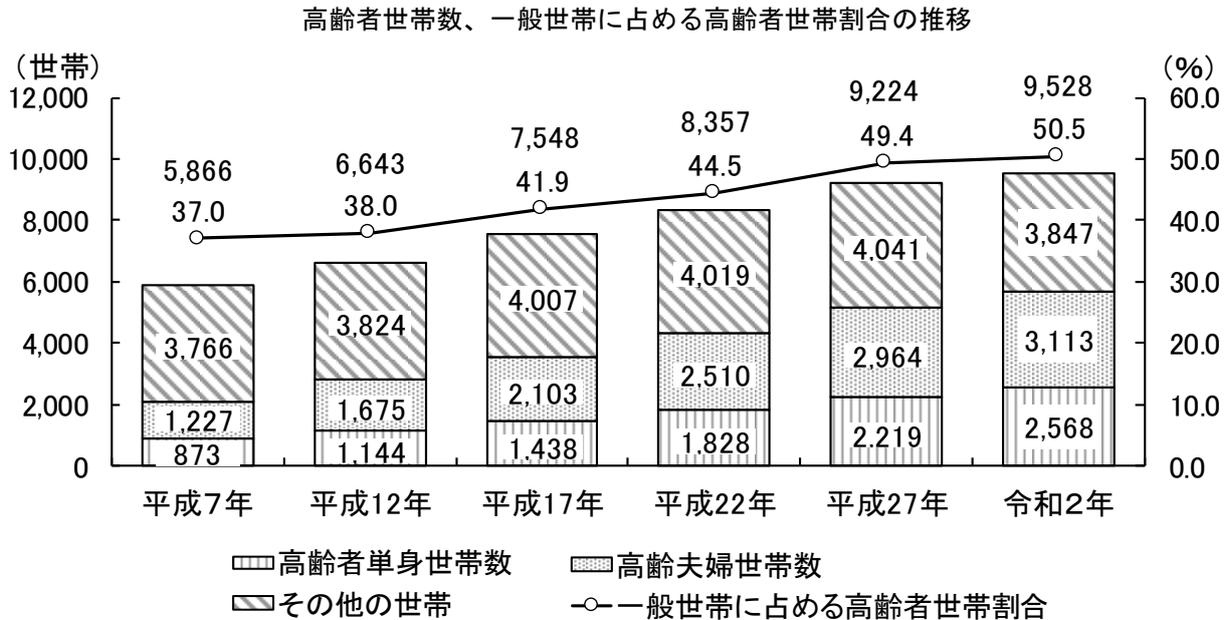
※国政調査による一般世帯とは、病院などの入院者や社会福祉施設などの入所者を除いた世帯をいう。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 高齢者世帯の推移

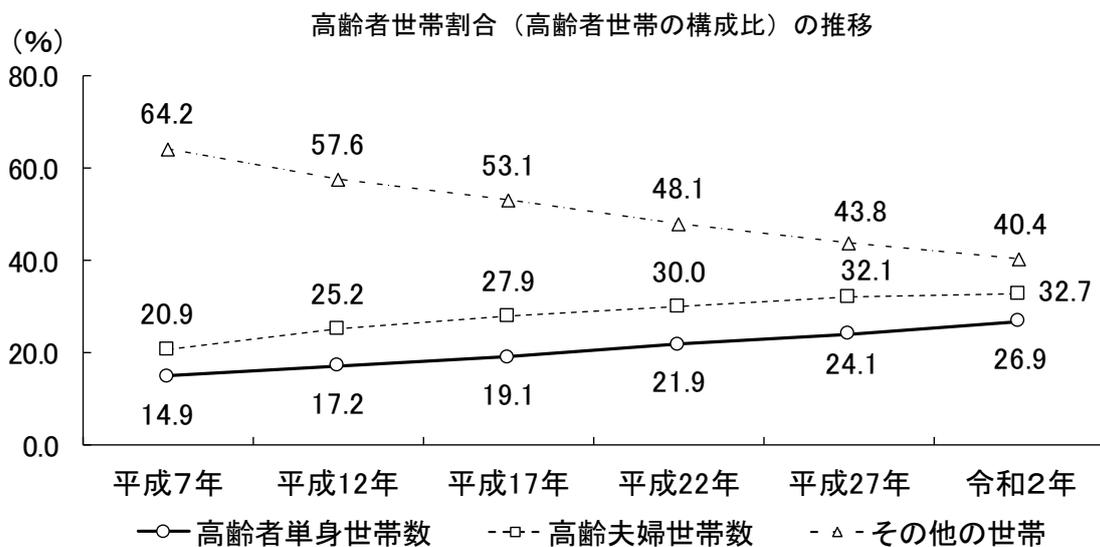
高齢者のいる世帯は年々増加しており、令和2年は9,528世帯で、一般世帯に占める高齢者のいる世帯割合は50.5%となっています。

高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯の占める割合は増加傾向にあります。



※高齢者単身世帯とは、65歳以上の一人のみの一般世帯をいう。
 ※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。
 ※その他の世帯とは、高齢者のいる世帯のうち、上記の高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を除く世帯をいう。

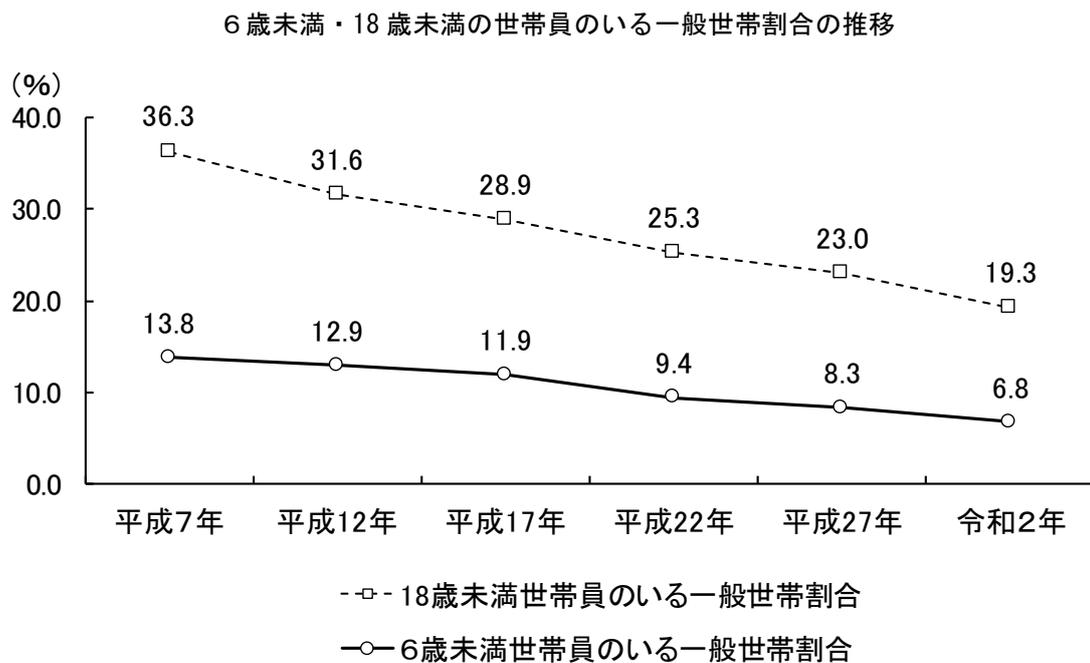
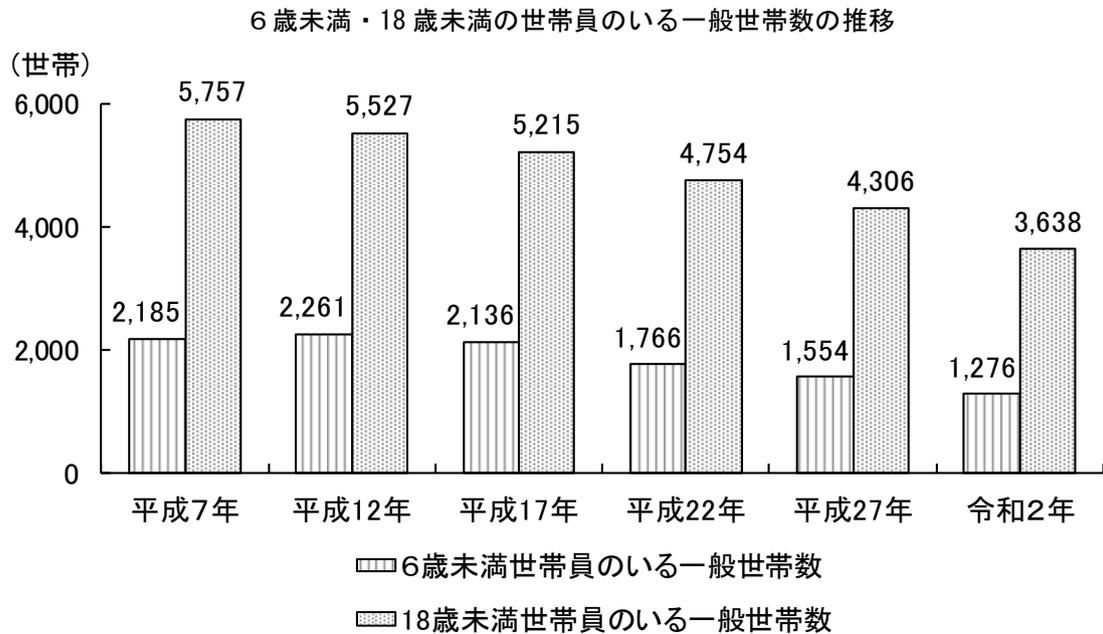
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯は年々減少しています。



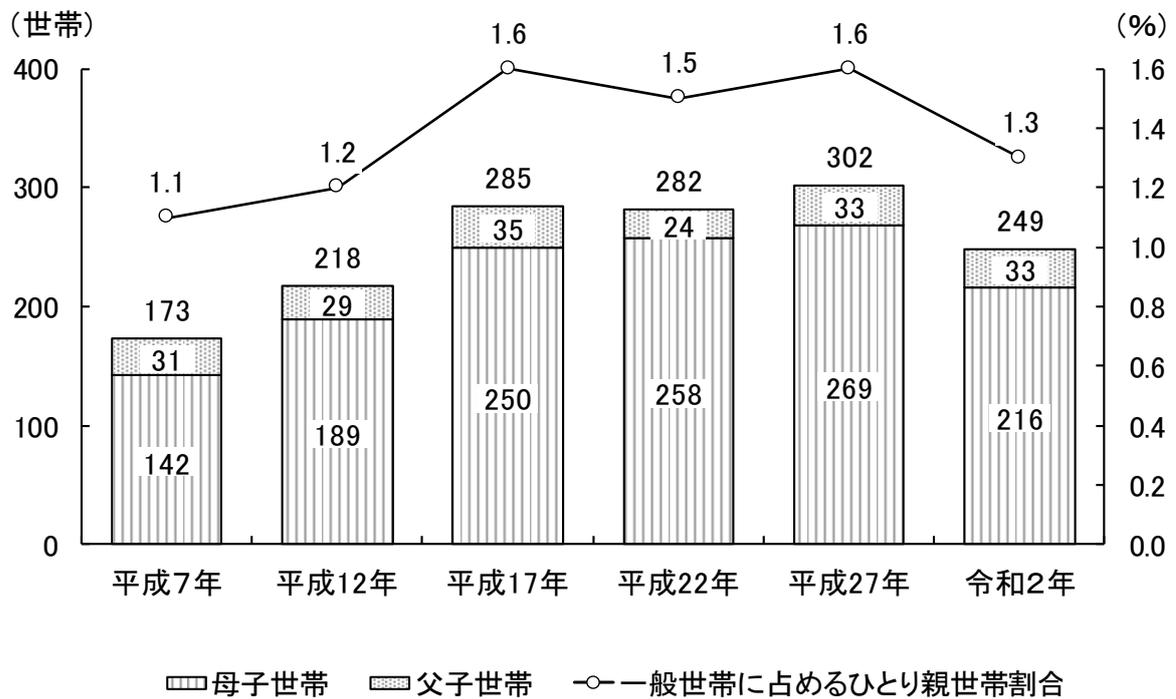
④ ひとり親世帯の推移

母子世帯は平成7年から平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年は216世帯に減少しています。

父子世帯は各年で増減しており、令和2年で33世帯となっています。

一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、令和2年で1.3%となっています。

ひとり親（母子・父子）世帯数と一般世帯に占めるひとり親世帯割合の推移



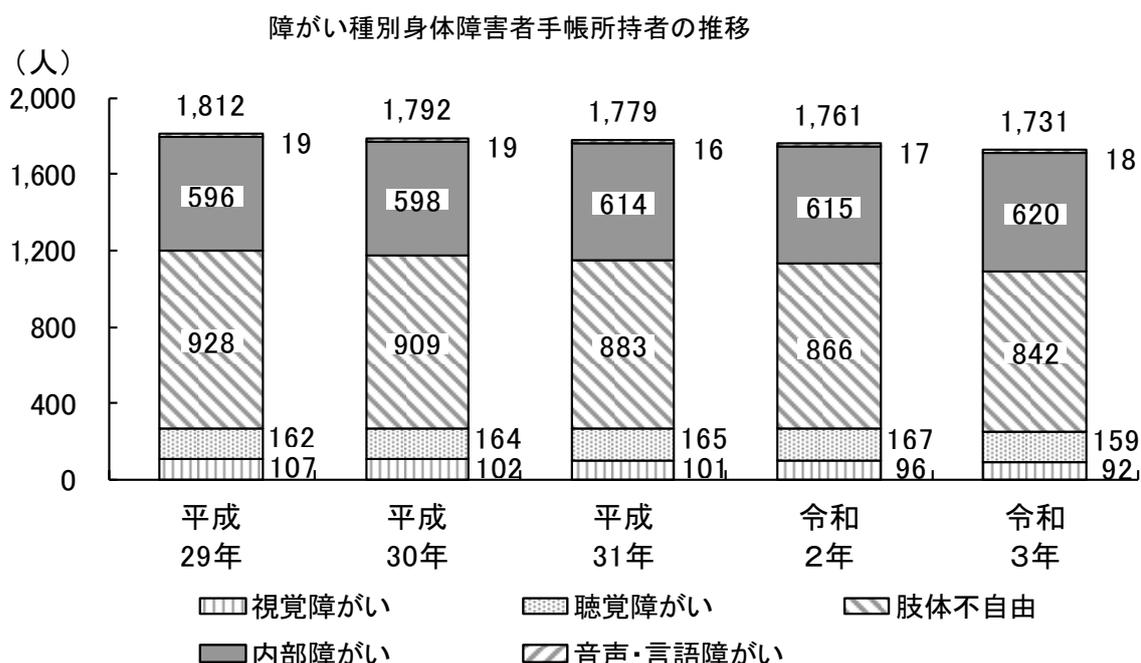
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 障がい者手帳所持者の状況

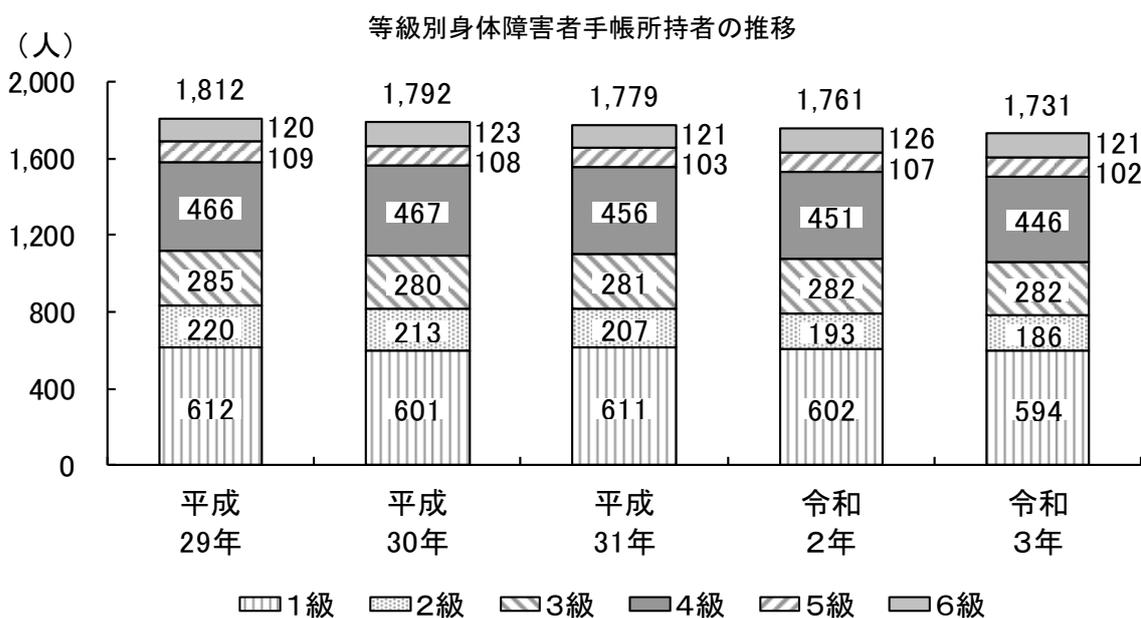
① 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は年々減少しており、令和3年で1,731人となっていますが総人口に対する比率は各年約3.7%とほとんど変化ありません。障がい種別でみると、内部障がいは増加傾向となっています。

また、等級別身体障害者手帳所持者は、1級が最も多く、令和3年では594人となっています。



資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）

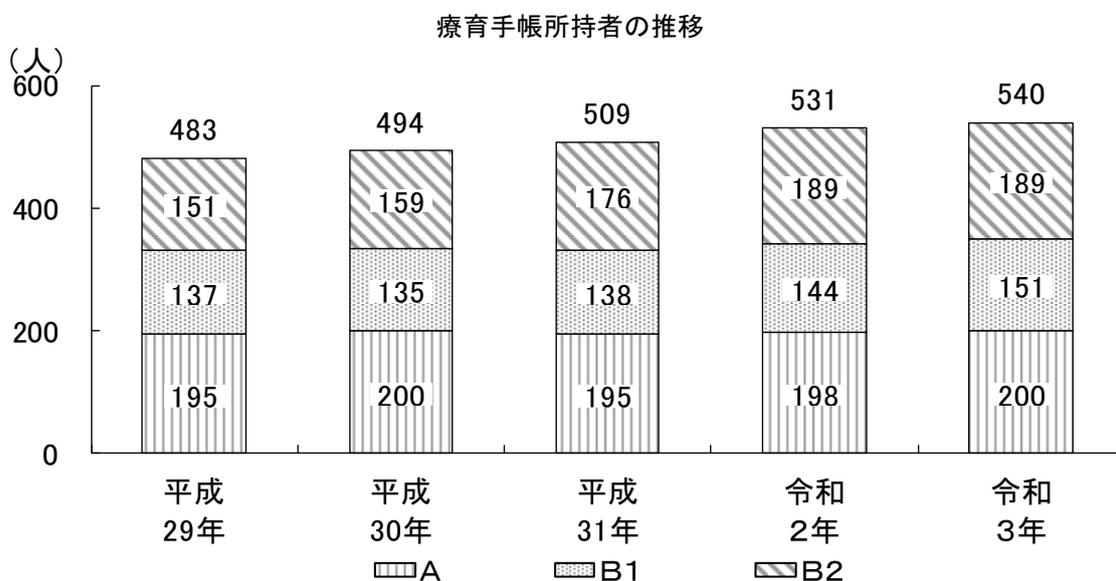


資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）

② 療育手帳所持者の推移

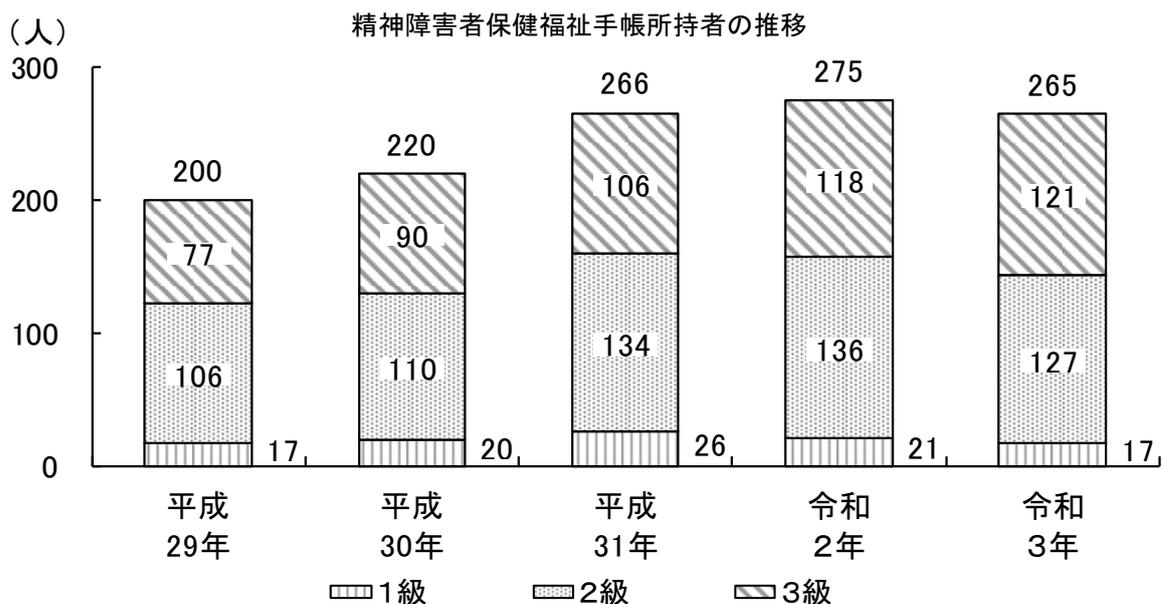
療育手帳所持者は年々増加しており、令和3年で540人となっています。

判定別にみると、各年ともに「A（重度）」が最も多く、令和3年では200人と全体の37.0%を占めています。次いで「B2（軽度）」「B1（中度）」となっています。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

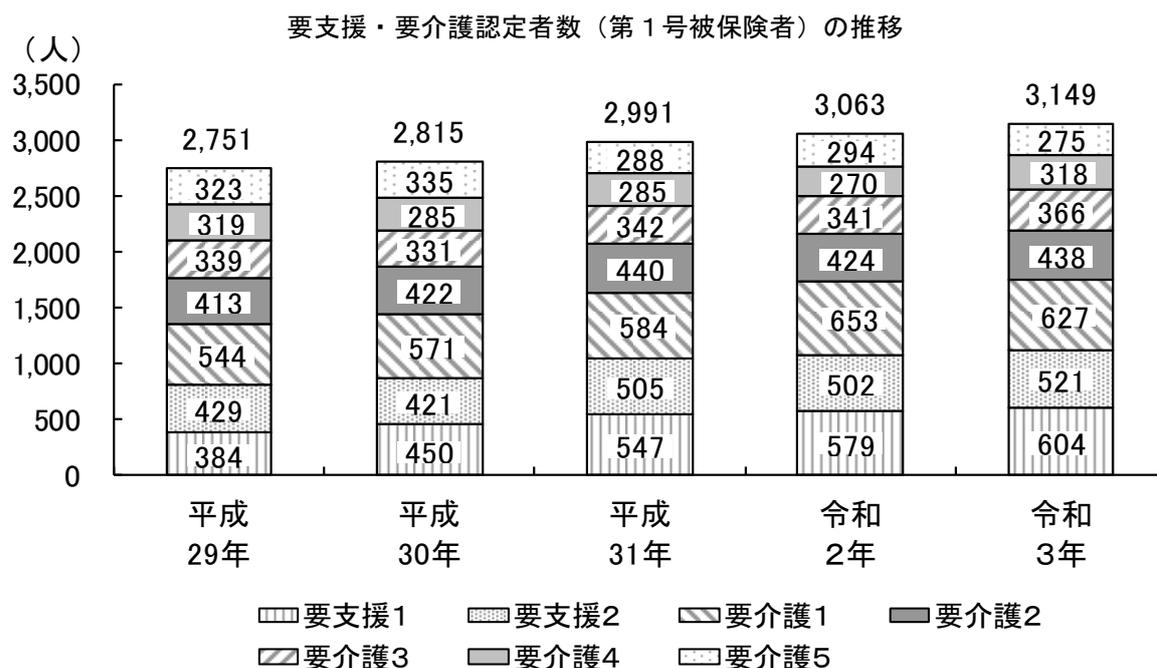
精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、令和3年で265人となっています。



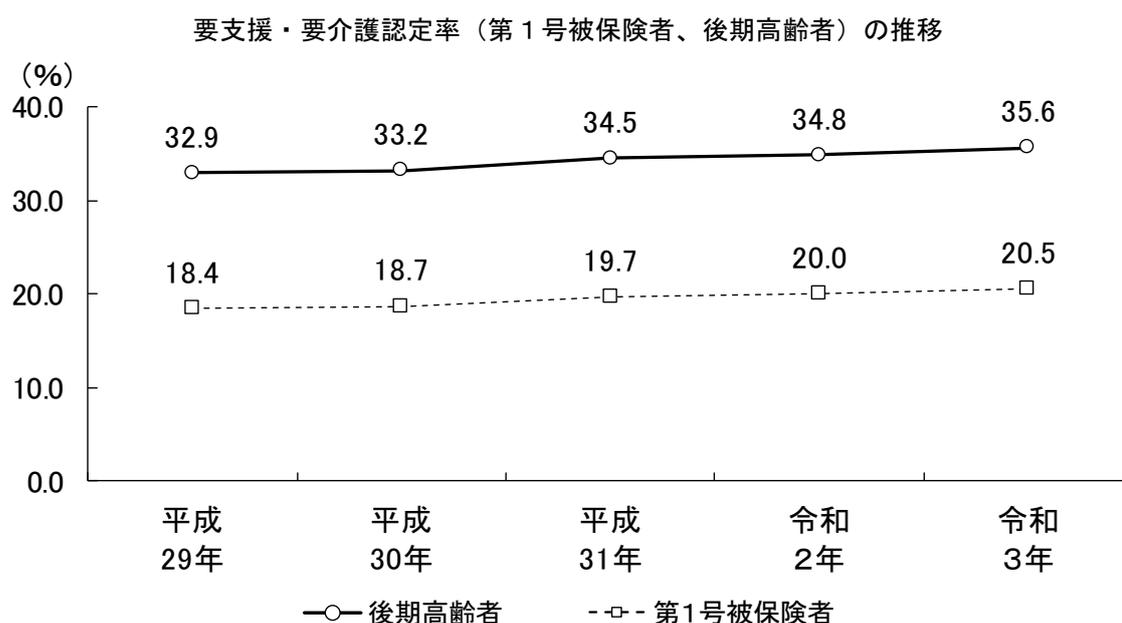
(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者は年々増加しており、令和3年で3,149人となっています。特に、要支援1、要支援2が増加しています。

また、第1号被保険者の要支援・要介護認定率は年々上昇しており、令和3年で20.5%となっています。後期高齢者の認定率は、令和3年で35.6%となっています。



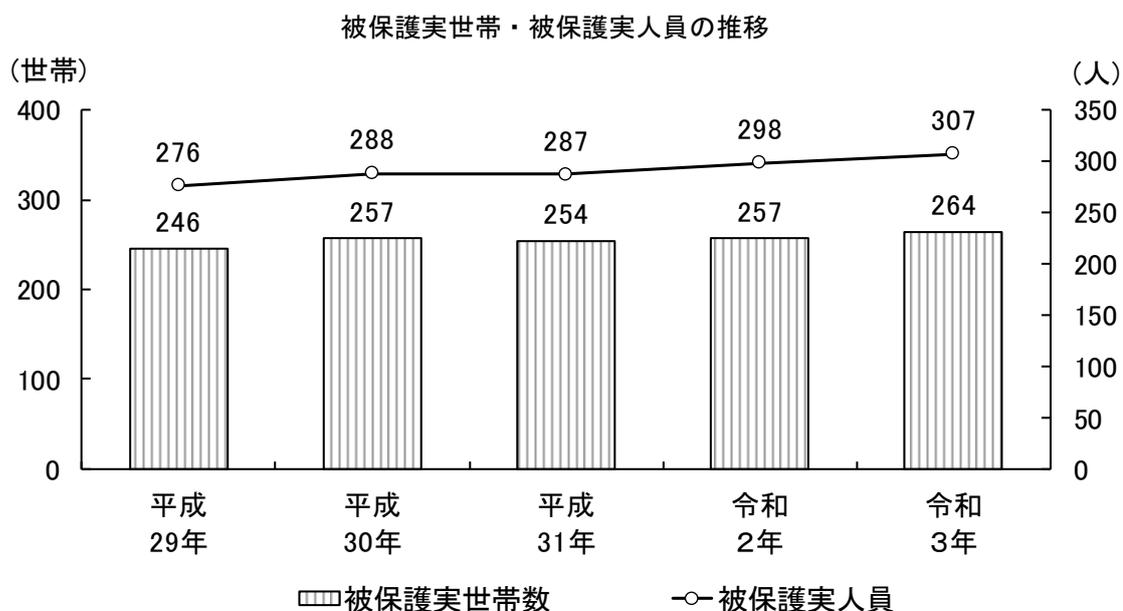
資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）



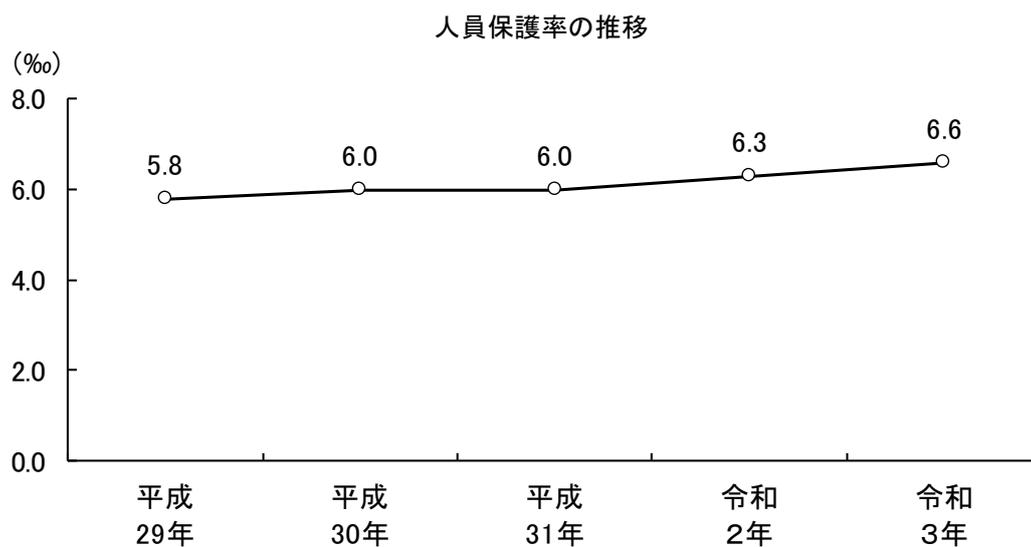
資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

(5) 生活保護の推移

被保護実世帯・被保護実人員は、近年、増加しており、令和3年で264世帯、307人となっています。また、人員保護率も、増加傾向となっており、令和3年で6.6‰（パーミル）となっています。



資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）



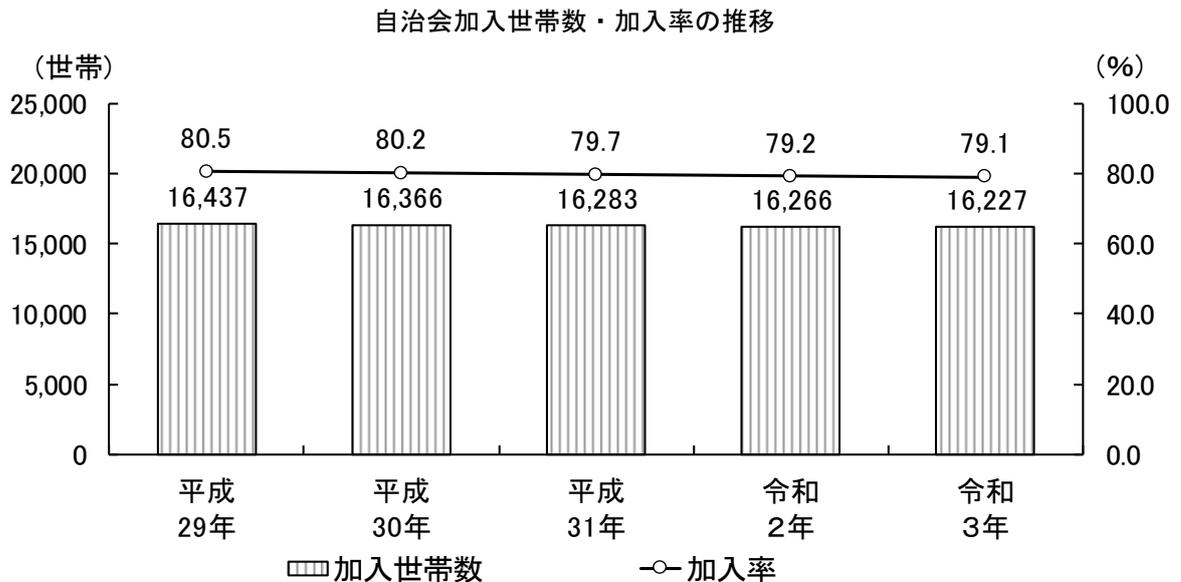
※‰（パーミル）とは千分率（1000分の1）をいう。

資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）

2 地域団体などの状況

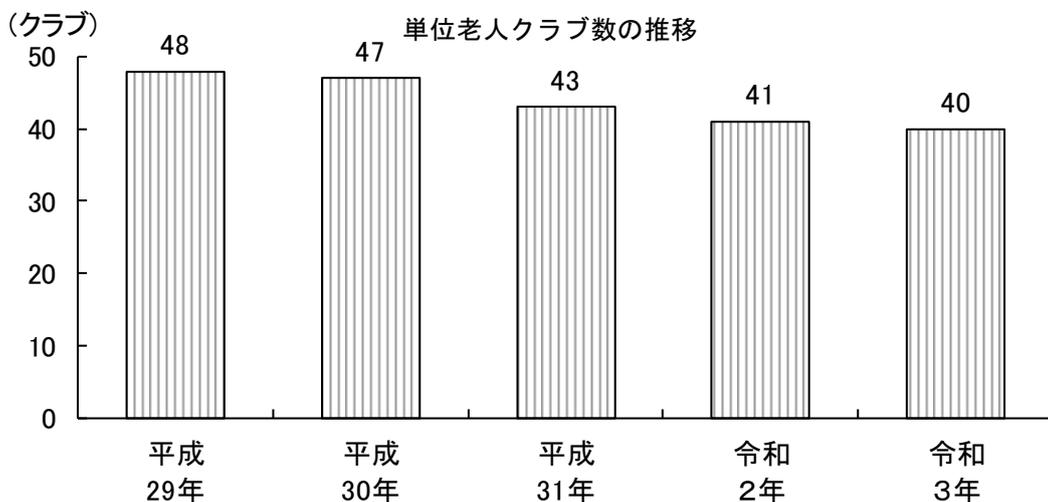
(1) 自治会

自治会加入世帯、自治会加入率ともに年々減少しており、令和3年で16,227世帯、加入率は79.1%となっています。

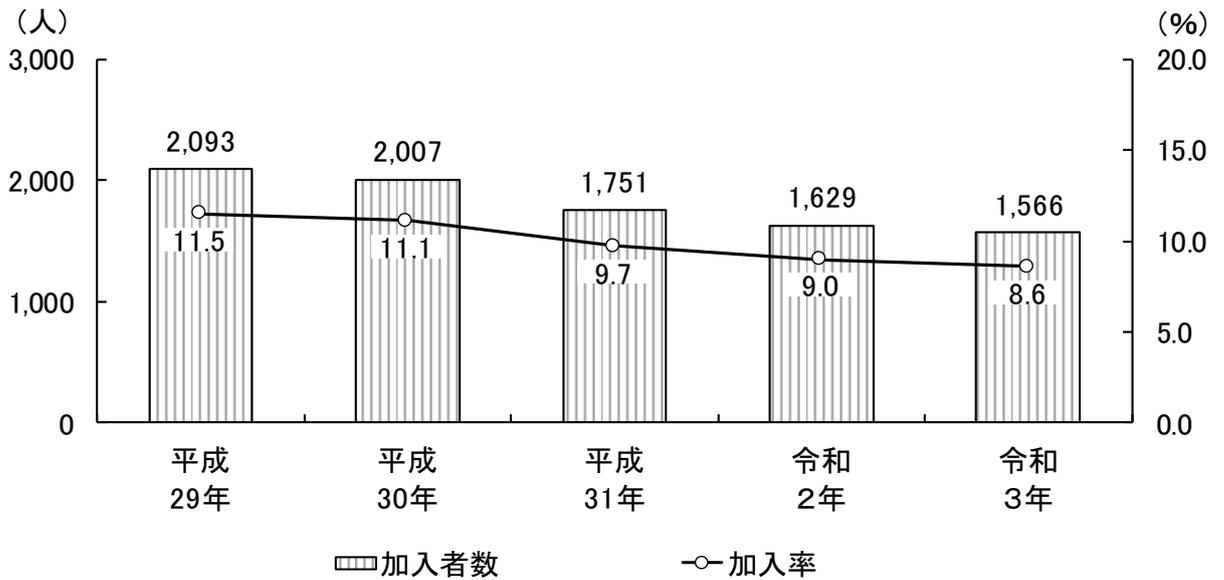


(2) 老人クラブ

単位老人クラブは年々減少しており、令和3年で40クラブとなっています。また、老人クラブ加入者、老人クラブ加入率（60歳以上人口に対する加入者数）も年々減少しており、令和3年で加入者は1,566人、加入率は8.6%となっています。



老人クラブ加入者数、加入率の推移

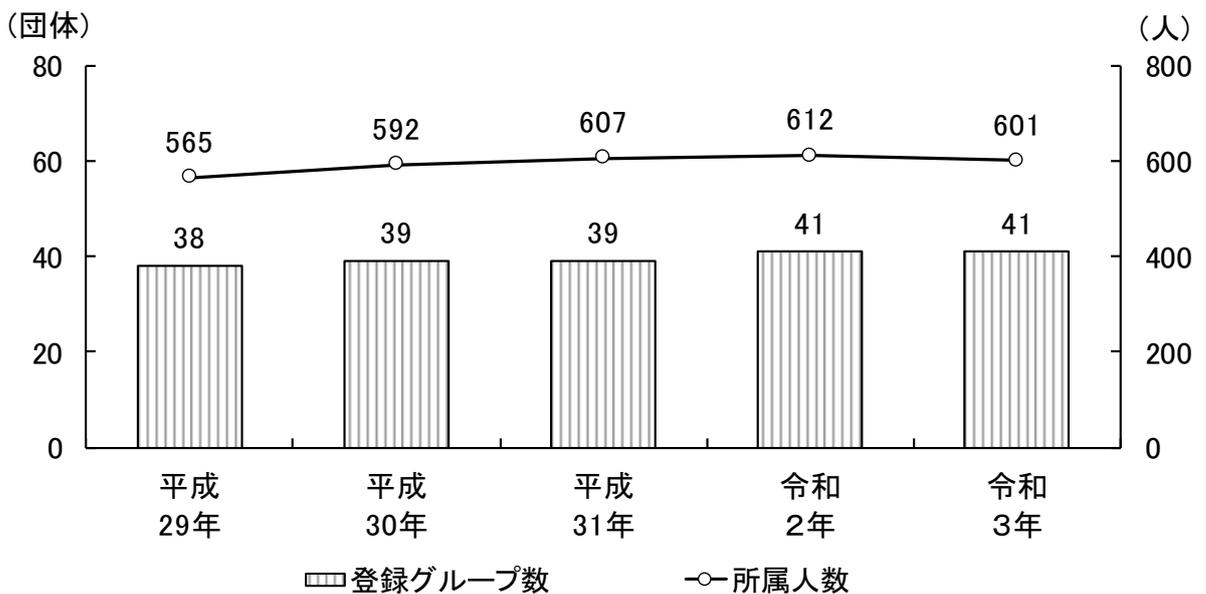


資料：市社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) ボランティアグループ

ボランティアグループの登録は近年微増し、令和3年で41団体となっています。一方、所属人数は、令和2年までは年々増加していましたが、令和3年には601人に減少しました。

ボランティアセンター登録グループ数の推移



資料：市社会福祉協議会（各年3月31日現在）

3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査対象及び調査方法

調査の種類	対象	調査方法	調査期間
①市民	18歳以上の市民 2,000人	郵送による配布・回収	令和3年7月21日から 令和3年8月10日
②学生	関西福祉大学の社会福祉学部の学生 200人	関西福祉大学を通じて、 配布・回収	令和3年7月12日から 令和3年7月26日
③民生委員・児童委員	民生委員・児童委員 103人 主任児童委員 5人	民生委員児童委員協議会 を通じて配布、地区委員 長を通じて回収	令和3年7月12日から 令和3年8月10日
④地域福祉推進委員	地域福祉推進委員 200人	民生委員・児童委員を通 じて、配布・回収	令和3年7月12日から 令和3年8月10日

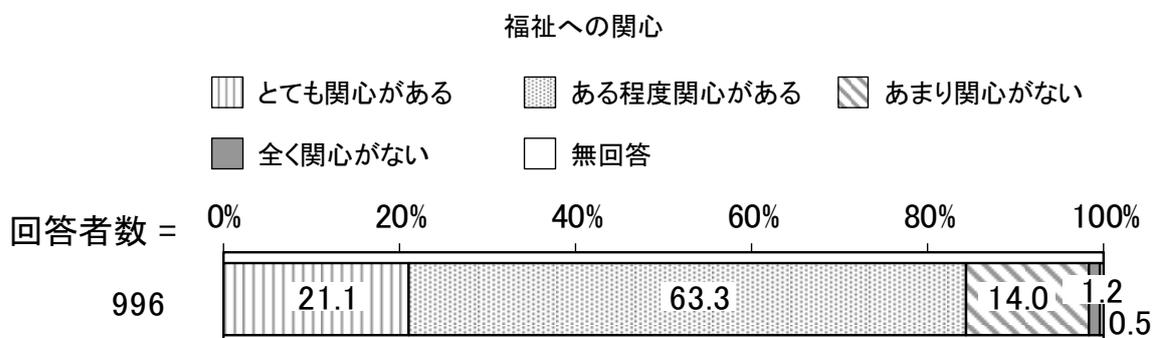
(2) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000通	996通	49.8%
学生	200通	143通	71.5%
民生委員・児童委員	108通	105通	97.2%
地域福祉推進委員	200通	190通	95.0%

(3) 主な調査（市民）の結果

① 福祉への関心

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」とを合わせた割合は84.4%となっています。



② 近所付き合いの程度

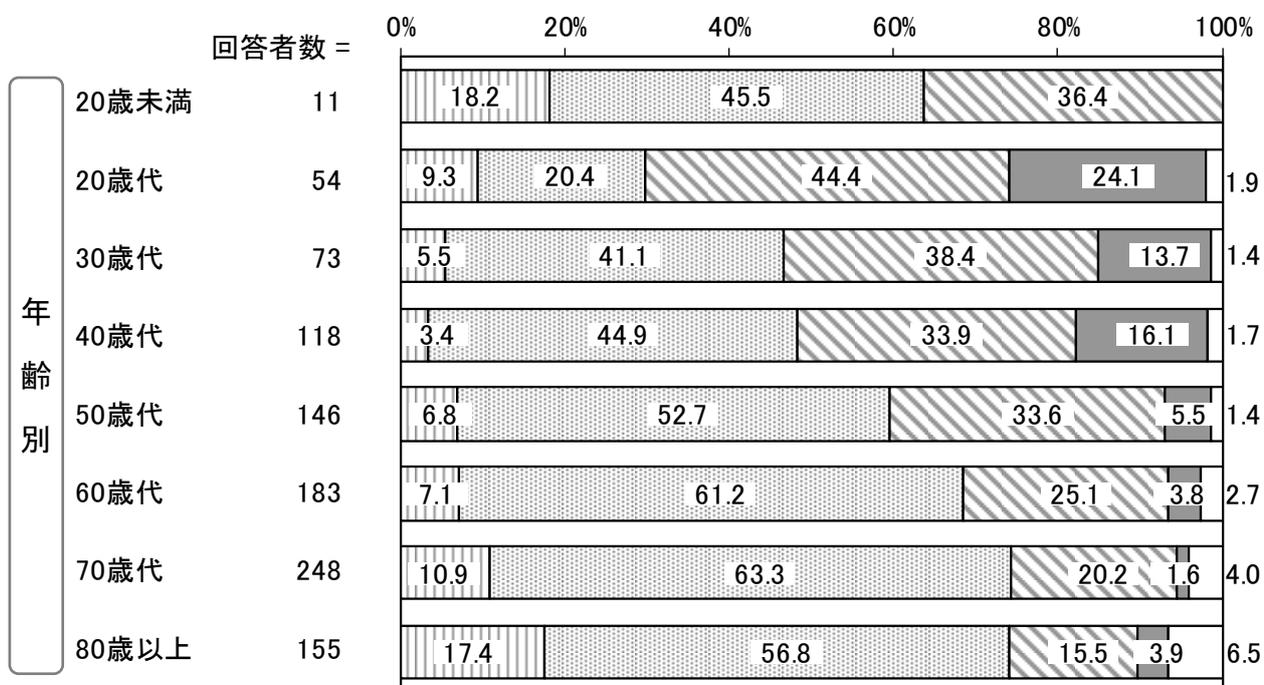
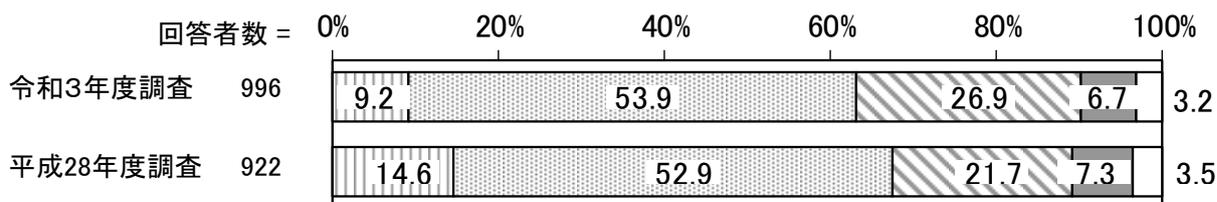
近所付き合いについては、「ある程度付き合っている」が53.9%と最も高く、次いで「あまり付き合っていない」が26.9%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「あまり付き合っていない」の割合が増加し、「よく付き合っている」の割合が減少しています。

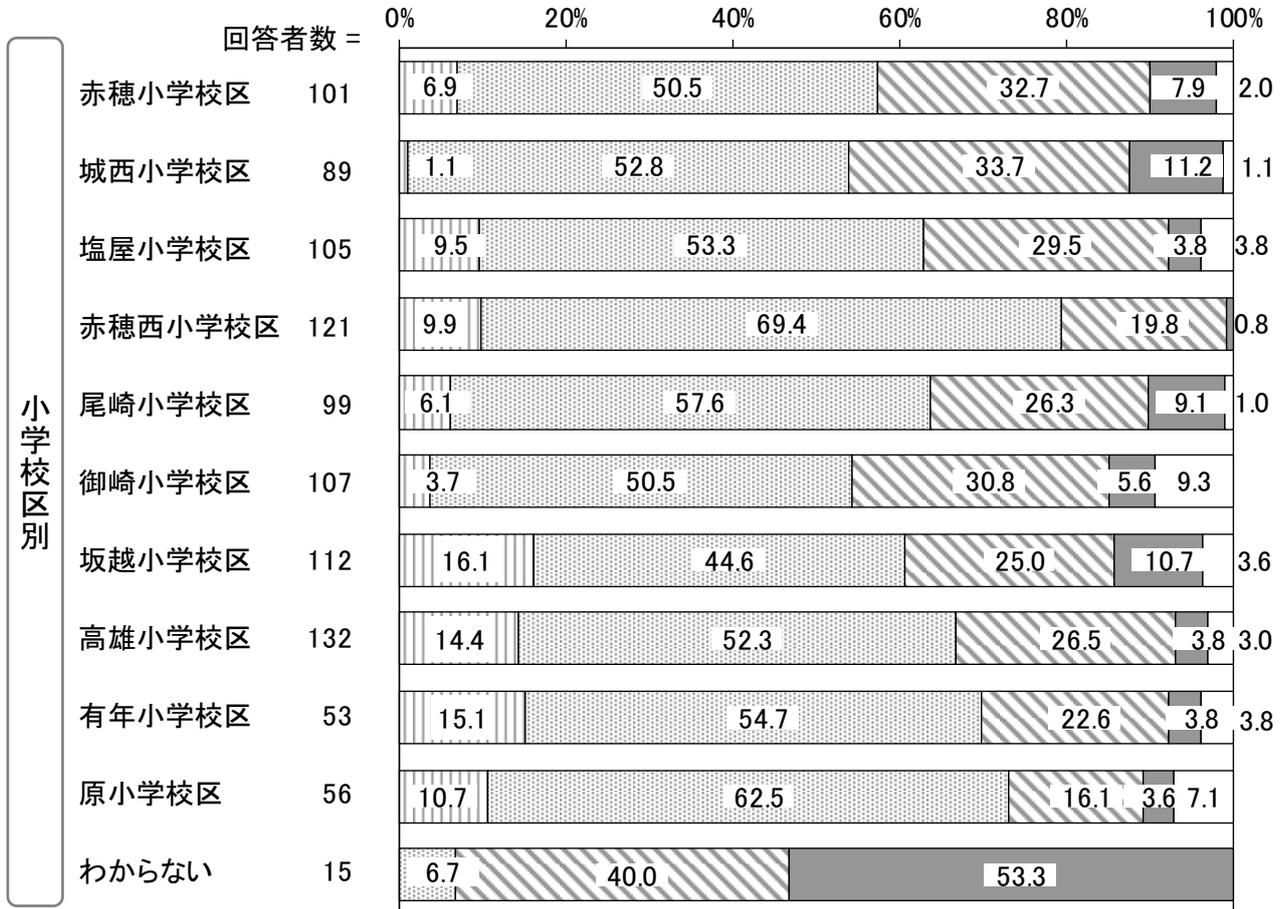
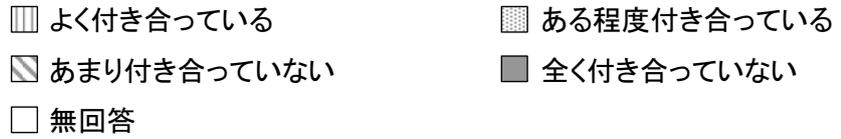
年齢別では、他に比べ、20歳代で「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」の割合が高くなっています。

小学校区別では、他に比べ、赤穂西小学校区で「ある程度付き合っている」の割合が高くなっています。

近所付き合いの程度



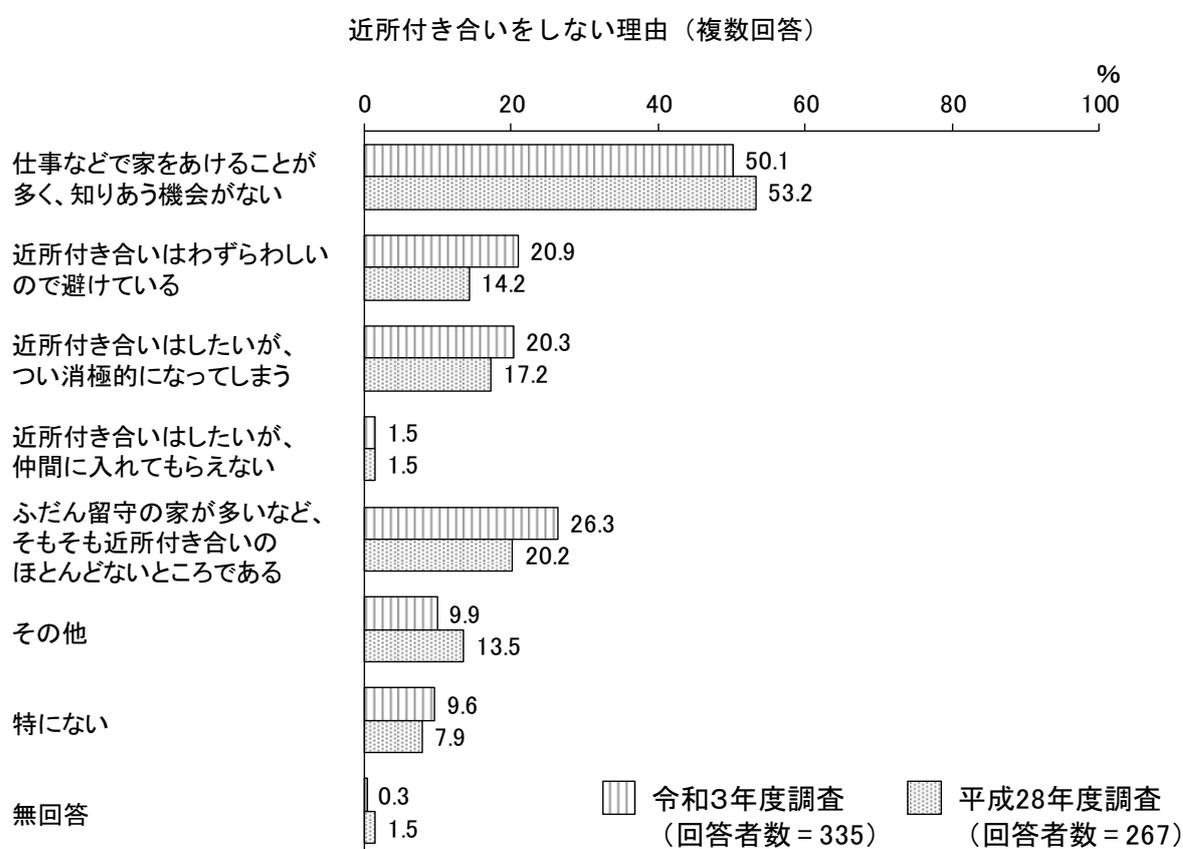
近所付き合いの程度



③ 近所付き合いをしない理由

近所付き合いをしない理由については、「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が50.1%と最も高く、次いで「ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いのほとんどないところである」が26.3%、「近所付き合いはわずらわしいので避けている」が20.9%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「近所付き合いはわずらわしいので避けている」「ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いのほとんどないところである」の割合が増加しています。



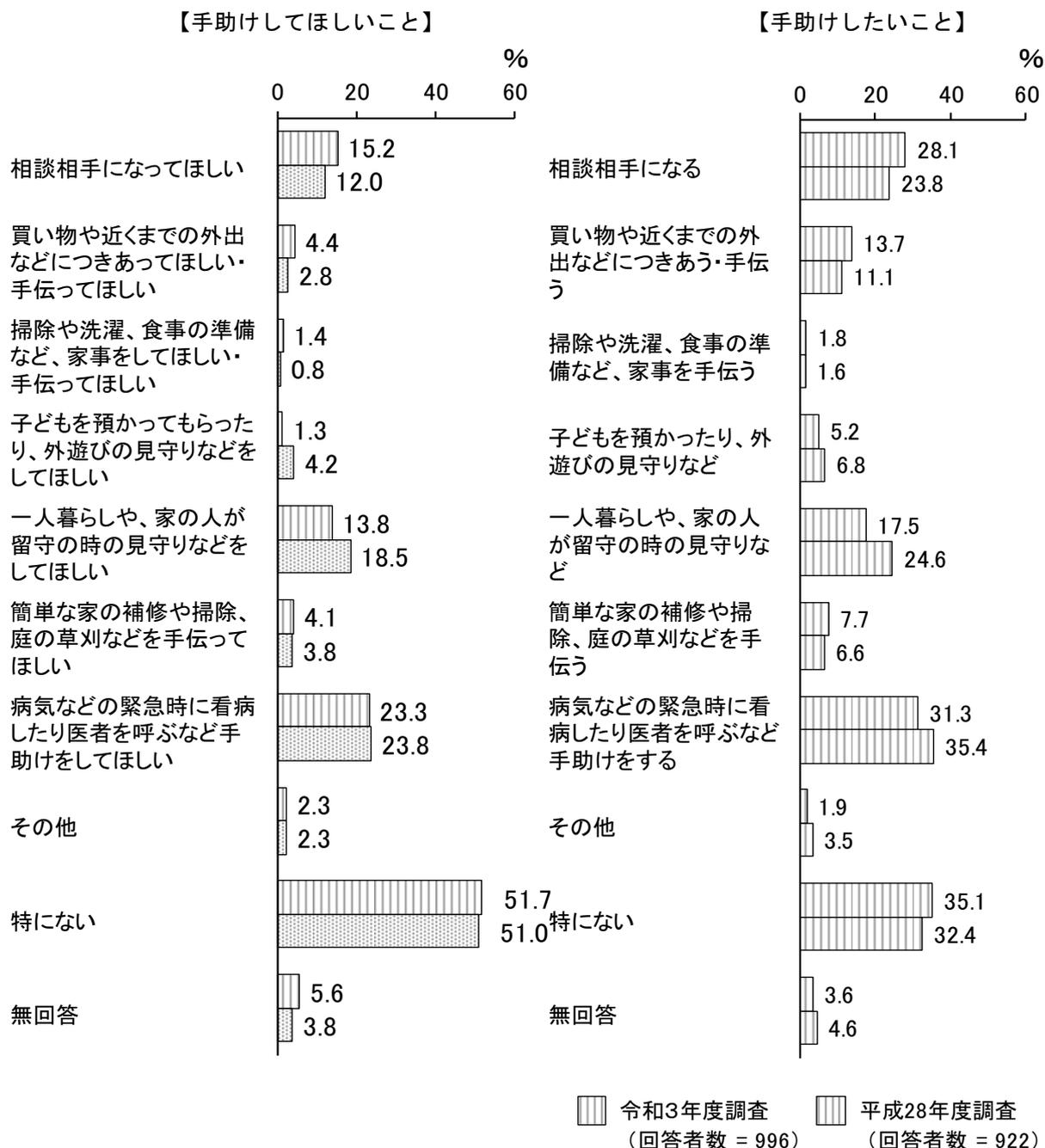
④ 近所付き合いの中で手助けしてほしいこと、手助けしたいこと

手助けしてほしいこととして、「特にない」が51.7%と最も高く、次いで「病気などの緊急時に看病したり医者と呼ぶなど手助けをしてほしい」が23.3%、「相談相手になってほしい」が15.2%となっています。

手助けしたいこととして、「特にない」が35.1%と最も高く、次いで「病気などの緊急時に看病したり医者と呼ぶなど手助けをする」が31.3%、「相談相手になる」が28.1%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「相談相手になる」の割合が増加しています。

近所付き合いの中で「手助けしてほしいこと」と「手助けしたいこと」（複数回答）



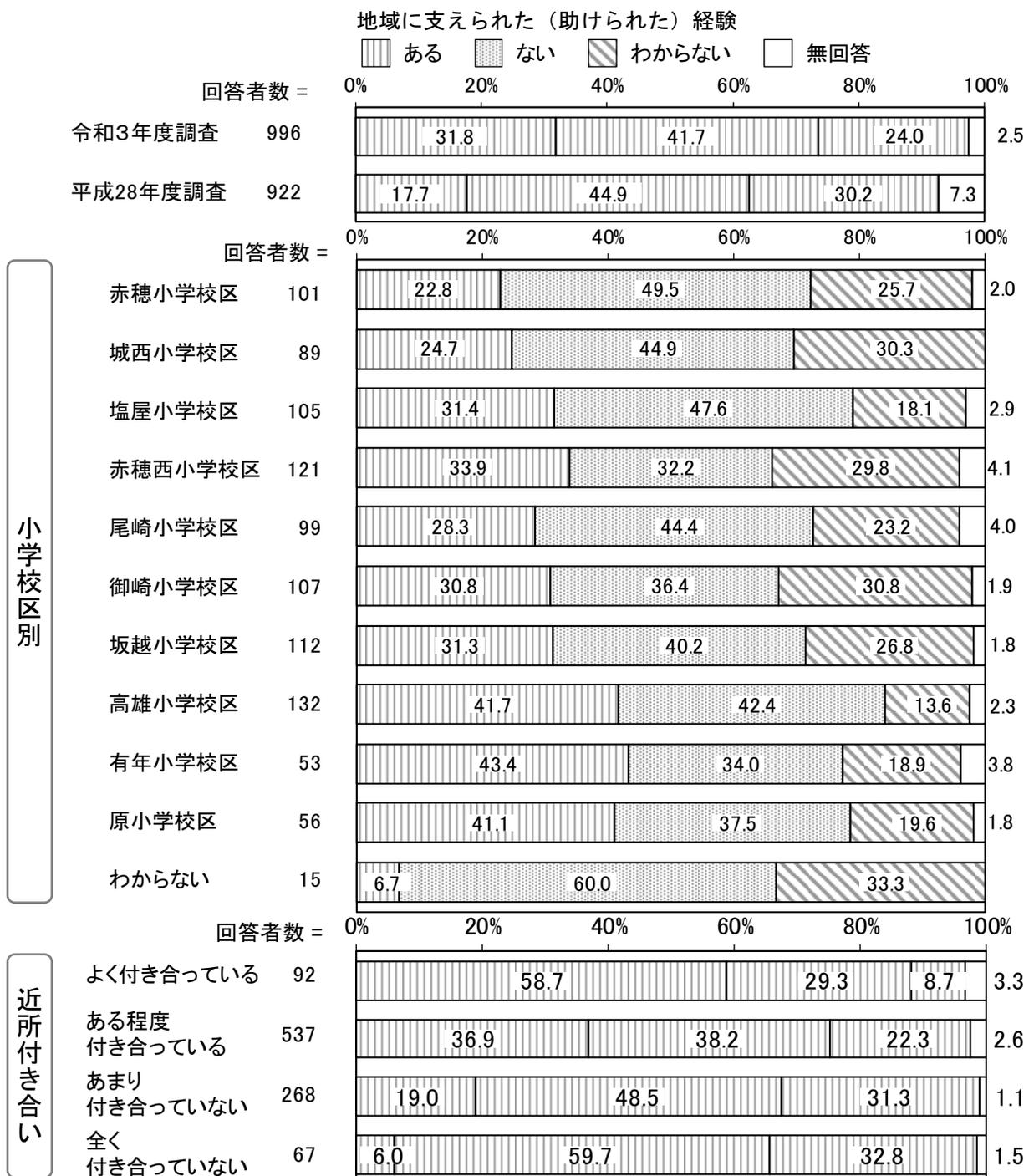
⑤ 地域に支えられた（助けられた）経験

地域に支えられた（助けられた）経験については、「ある」が31.8%、「ない」が41.7%、「わからない」が24.0%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「ある」の割合が増加し、「わからない」の割合が減少しています。

小学校区別では、他に比べ、高雄小学校区と有年小学校区と原小学校区で「ある」の割合が高くなっています。

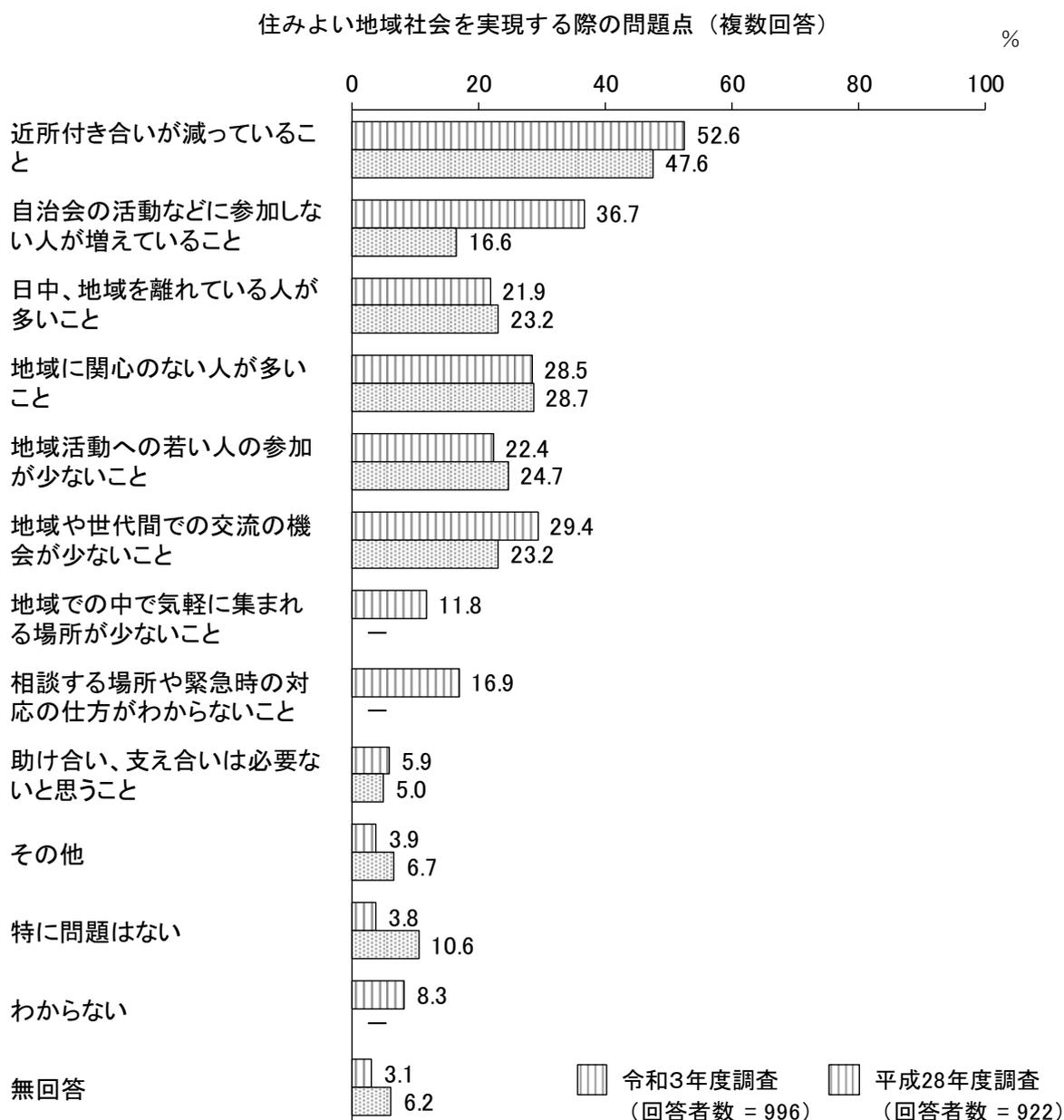
近所付き合いの程度別では、他に比べ、「よく付き合っている」で「ある」の割合が、「全く付き合っていない」で「ない」の割合が高くなっています。



⑥ 住みよい地域社会を実現する際の問題点

住みよい地域社会を実現する際の問題点については、「近所付き合いが減っていること」が52.6%と最も高く、次いで「自治会の活動などに参加しない人が増えていること」が36.7%、「地域や世代間での交流の機会が少ないこと」が29.4%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「近所付き合いが減っていること」「自治会の活動などに参加しない人が増えていること」の割合が増加しています。



※平成28年度では、「地域の中で気軽に集まれる場所が少ないこと」「相談する場所や緊急時の対応の仕方がわからないこと」「わからない」の選択肢はありませんでした。

※平成28年度では、「自治会の活動などに参加しない人が増えていること」に掲げた割合に対する選択肢は「町内会・自治会の活動などに参加しにくい雰囲気があること」でした。

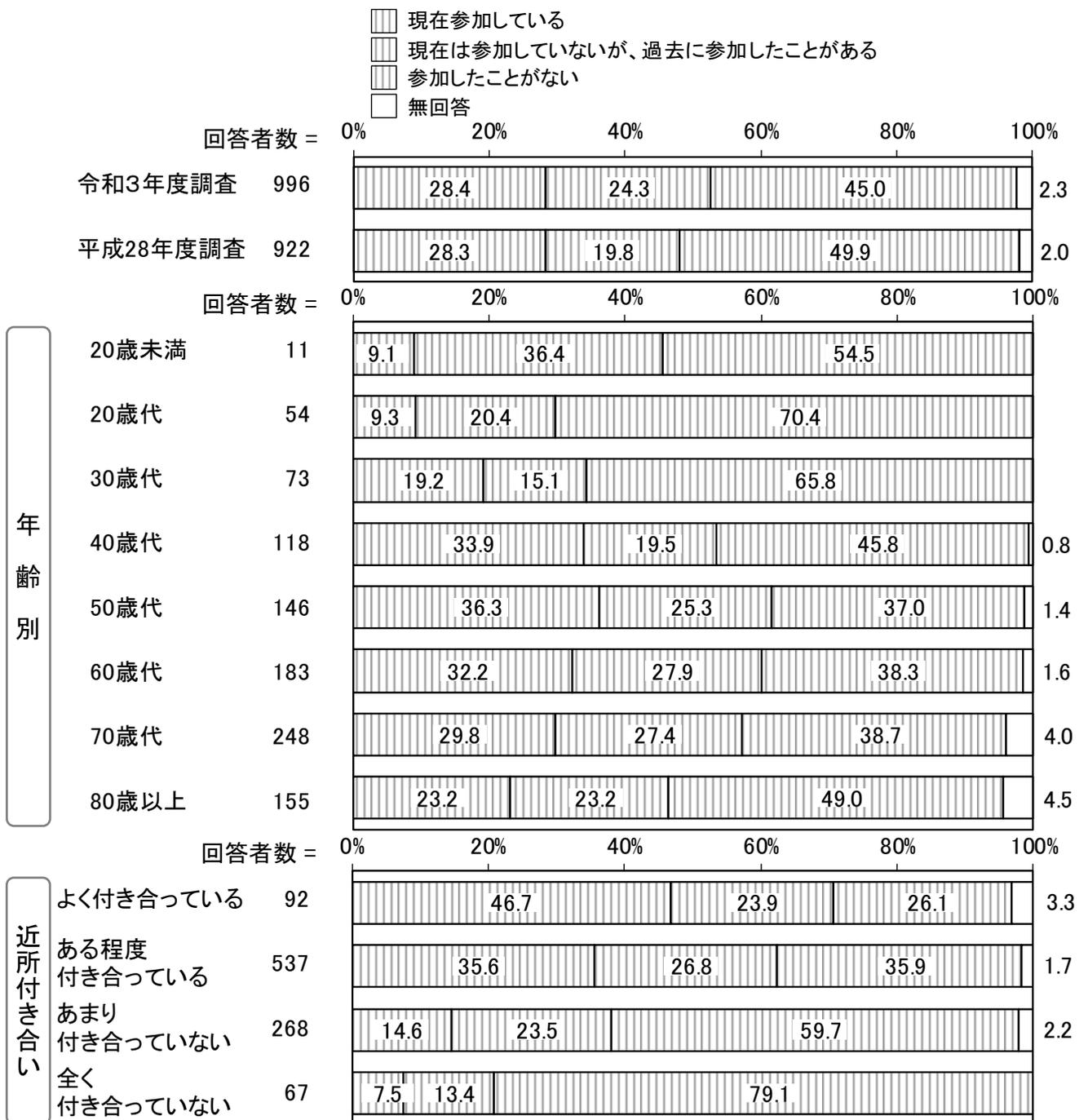
⑦ 地域活動等の参加状況

地域活動等の参加状況については、「参加したことがない」が45.0%と最も高く、次いで「現在参加している」が28.4%、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が24.3%となっています。

年齢別では、他に比べ、20歳未満で「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」の割合が、20歳代で「参加したことがない」の割合が高くなっています。

近所付き合いの程度別では、他に比べ、「よく付き合っている」で「現在参加している」の割合が、「全く付き合っていない」で「参加したことがない」の割合が高くなっています。

地域活動やボランティア・NPO活動等の参加状況

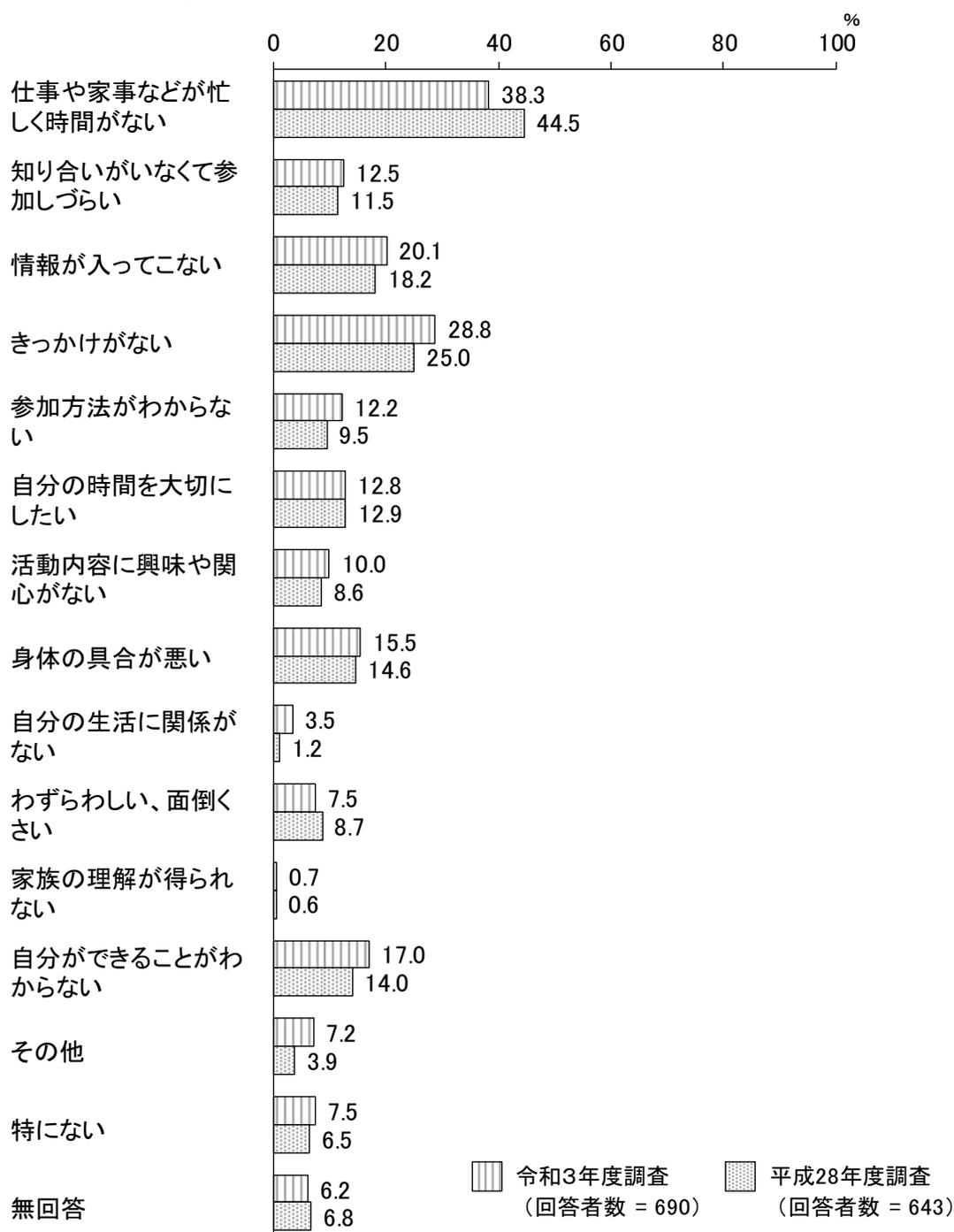


⑧ 地域活動に参加していない理由

地域活動に参加していない理由については、「仕事や家事などが忙しく時間がない」が38.3%と最も高く、次いで「きっかけがない」が28.8%、「情報が入ってこない」が20.1%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「仕事や家事などが忙しく時間がない」の割合が減少しています。

地域活動やボランティア・NPO活動に参加していない理由（複数回答）



⑨ 地域活動等への参加（継続）の意向

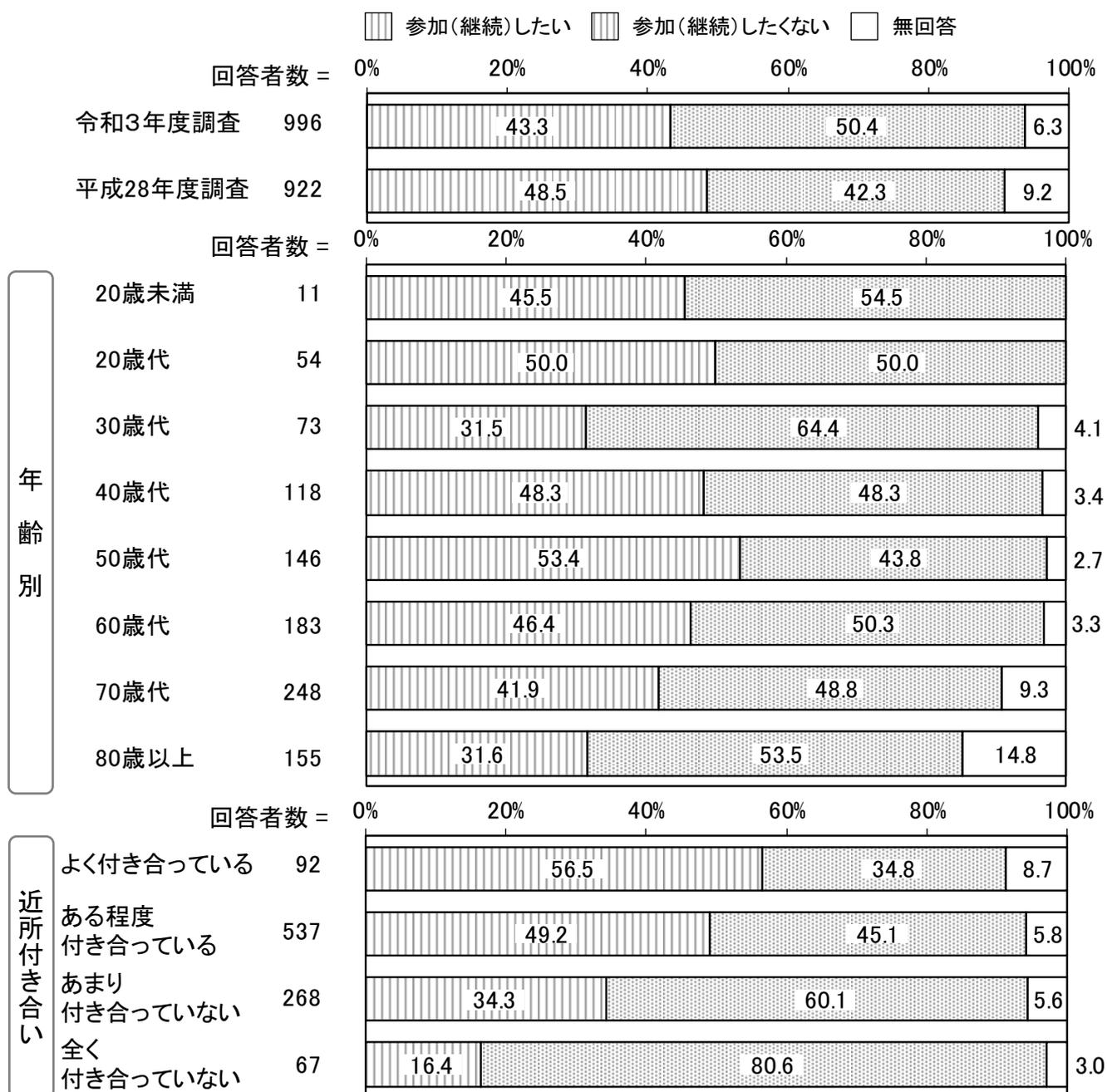
地域活動への参加（継続）の意向については、「参加（継続）したくない」が50.4%、「参加（継続）したい」が43.3%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「参加（継続）したい」の割合が減少しています。

年齢別では、他に比べ、30歳代で「参加（継続）したくない」の割合が高くなっています。

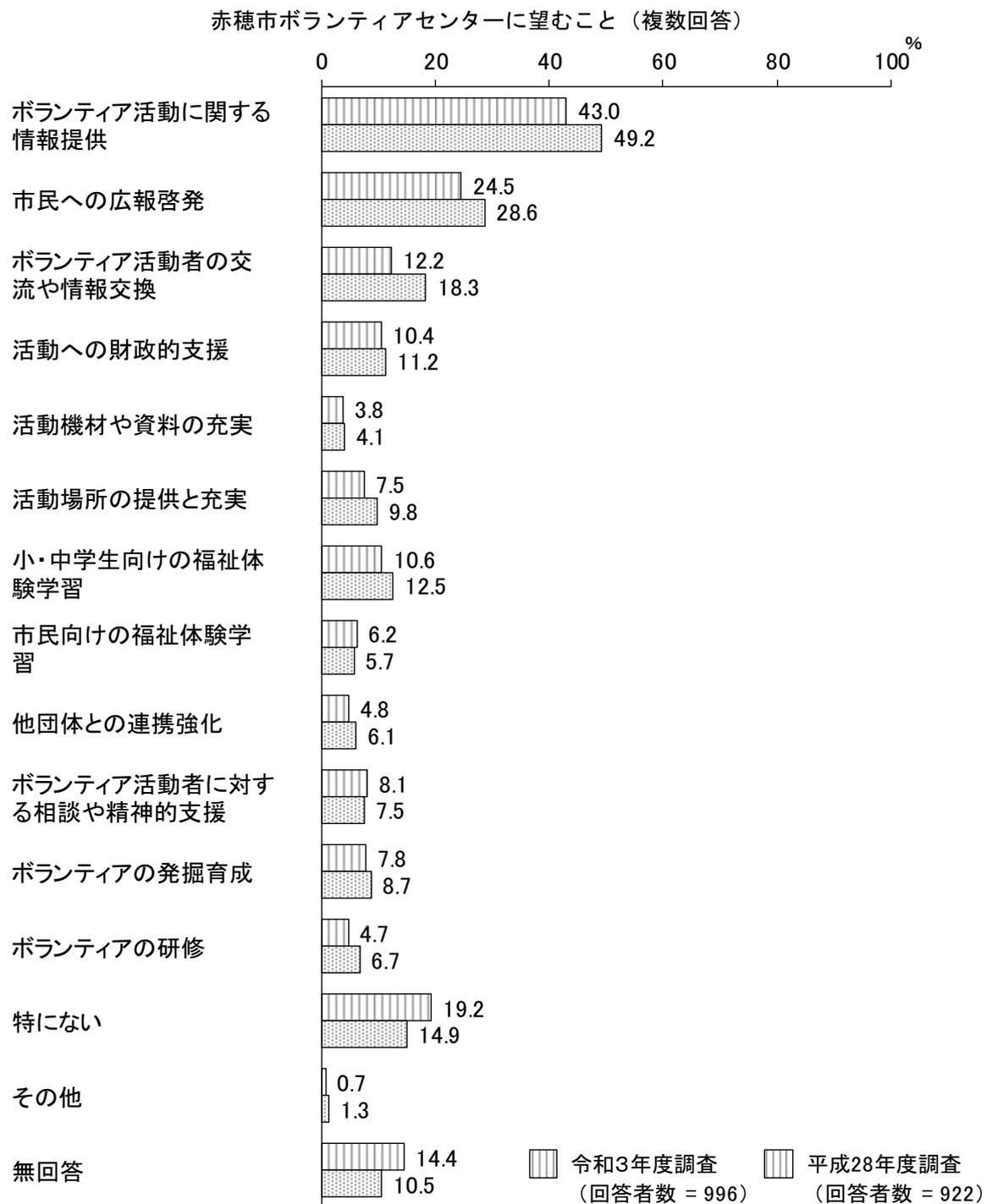
近所付き合いの程度別では、他に比べ、「よく付き合っている」で「参加（継続）したい」の割合が、「全く付き合っていない」で「参加（継続）したくない」の割合が高くなっています。

地域活動やボランティア・NPO活動等への参加（継続）の意向



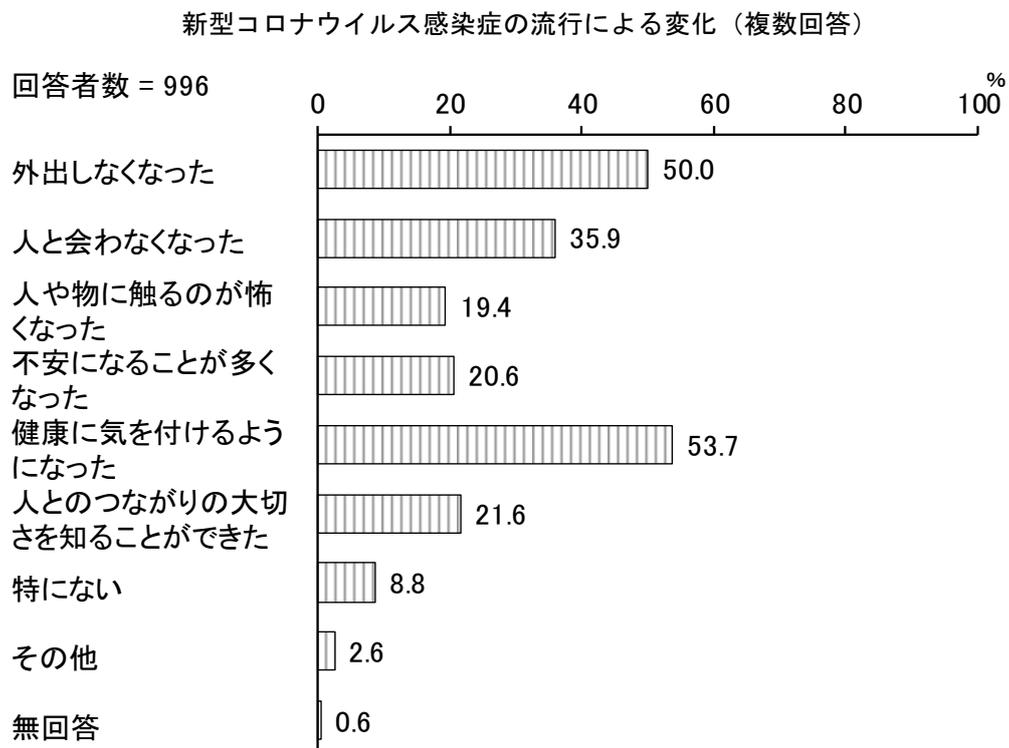
⑩ 赤穂市ボランティアセンターに望むこと

赤穂市ボランティアセンターに望むことについては、「ボランティア活動に関する情報提供」が43.0%と最も高く、次いで「市民への広報啓発」が24.5%、「特にない」が19.2%となっています。



⑪ 新型コロナウイルス感染症の流行による変化

新型コロナウイルス感染症の流行による変化については、「健康に気を付けるようになった」が53.7%と最も高く、次いで「外出しなくなった」が50.0%、「人と会わなくなった」が35.9%となっています。

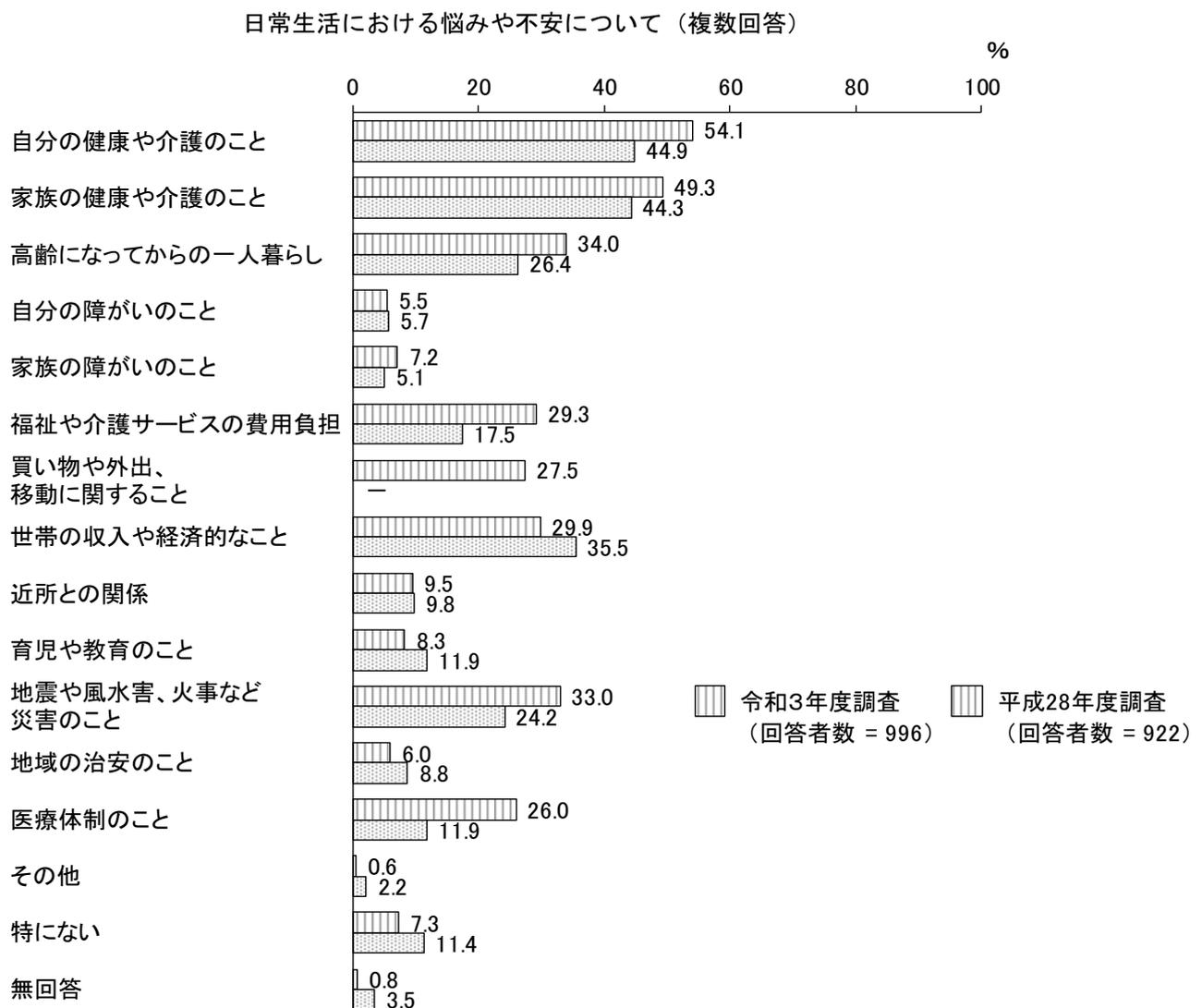


⑫ 日常生活における悩みや不安について

日常生活における悩みや不安については、「自分の健康や介護のこと」が54.1%と最も高く、次いで「家族の健康や介護のこと」が49.3%、「高齢になってからの一人暮らし」が34.0%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「自分の健康や介護のこと」「家族の健康や介護のこと」「高齢になってからの一人暮らし」「福祉や介護サービスの費用負担」「地震や風水害、火事など災害のこと」「医療体制のこと」の割合が増加しています。また、「世帯の収入や経済的なこと」の割合が減少しています。

年齢別では、他に比べ、60歳代以上で「自分の健康や介護のこと」の割合が、30歳代で「育児や教育のこと」の割合が、30歳代、40歳代、60歳代で「世帯の収入や経済的なこと」の割合が高くなっています。



※平成28年度では、「買い物や外出、移動に関すること」の選択肢はありません。

【年齢別】日常生活における悩みや不安について（複数回答）

単位：%

区分	回答者数（件）	自分の健康や介護のこと	家族の健康や介護のこと	高齢になってからの一人暮らし	自分の障がいのこと	家族の障がいのこと	福祉や介護サービスの費用負担	買い物や外出、移動に関すること	世帯の収入や経済的なこと	近所との関係	育児や教育のこと	地震や風水害、火事など災害のこと	地域の治安のこと	医療体制のこと	その他	特にない	無回答
20歳未満	11	9.1	9.1	—	—	—	—	27.3	—	—	—	36.4	—	—	—	36.4	—
20歳代	54	20.4	37.0	13.0	1.9	1.9	11.1	31.5	25.9	5.6	20.4	35.2	7.4	25.9	—	22.2	—
30歳代	73	49.3	64.4	21.9	5.5	4.1	19.2	16.4	41.1	6.8	35.6	39.7	2.7	24.7	2.7	9.6	—
40歳代	118	44.1	52.5	28.0	4.2	9.3	27.1	16.1	38.1	9.3	25.4	25.4	5.9	26.3	—	8.5	—
50歳代	146	45.9	63.0	32.9	2.1	9.6	32.9	16.4	30.8	12.3	8.9	33.6	8.2	32.9	0.7	7.5	—
60歳代	183	55.7	50.3	38.3	5.5	6.6	34.4	26.2	35.0	12.0	0.5	33.9	5.5	20.8	1.1	4.4	0.5
70歳代	248	64.9	46.0	43.1	6.0	7.7	33.1	35.9	27.0	10.1	0.4	33.9	6.0	30.2	0.4	4.4	1.6
80歳以上	155	69.0	38.7	36.1	11.0	7.7	28.4	39.4	20.0	6.5	0.6	32.3	6.5	21.3	—	5.2	1.9

⑬ 健康や福祉に関して困ったときの相談相手（機関）の有無

健康や福祉に関して困ったときの相談相手（機関）の有無については、「いる（ある）」が77.5%、「いない（ない）」が21.7%となっています。

ひきこもり状態の人が「いる」と答えた人は「いない」と答えた人より、相談する相手（機関）が「いない（ない）」の割合が高くなっています。

近所付き合いの程度別では、他に比べ、「よく付き合っている」で相談する相手（機関）が「いる（ある）」の割合が、「全く付き合っていない」で「いない（ない）」の割合が高くなっています。

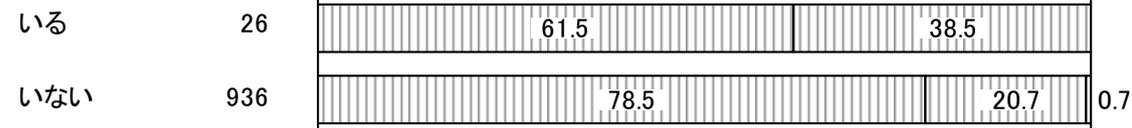
相談相手（機関）の有無

■ いる（ある） ■ いない（ない） □ 無回答

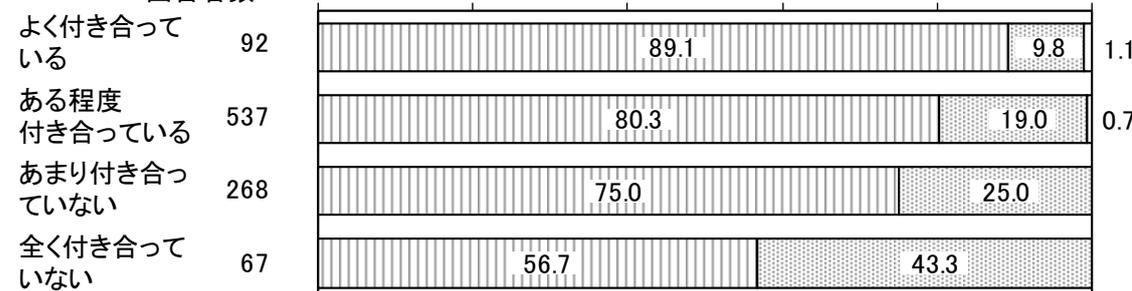
回答者数 = 0% 20% 40% 60% 80% 100%



回答者数 = 0% 20% 40% 60% 80% 100%

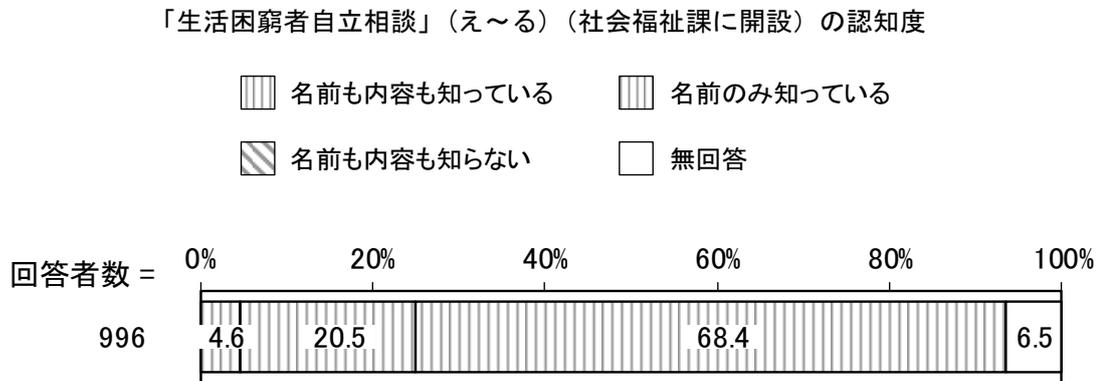


回答者数 = 0% 20% 40% 60% 80% 100%



⑭ 「生活困窮者自立相談」（え～る）（社会福祉課に開設）の認知度

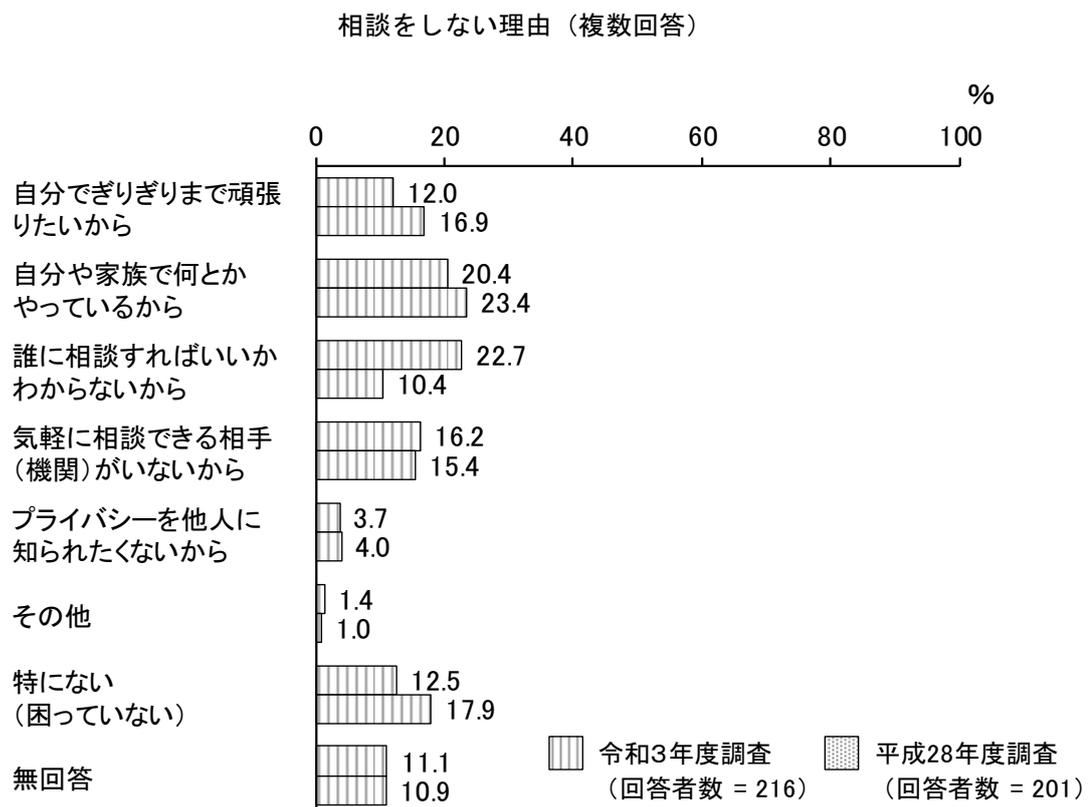
「生活困窮者自立相談」（え～る）の認知度については、「名前も内容も知らない」が68.4%と最も高く、次いで「名前のみ知っている」が20.5%となっています。



⑮ 相談をしない理由

相談をしない理由については、「誰に相談すればいいかわからないから」が22.7%と最も高く、次いで「自分や家族で何とかやっているから」が20.4%、「気軽に相談できる相手（機関）がないから」が16.2%となっています。

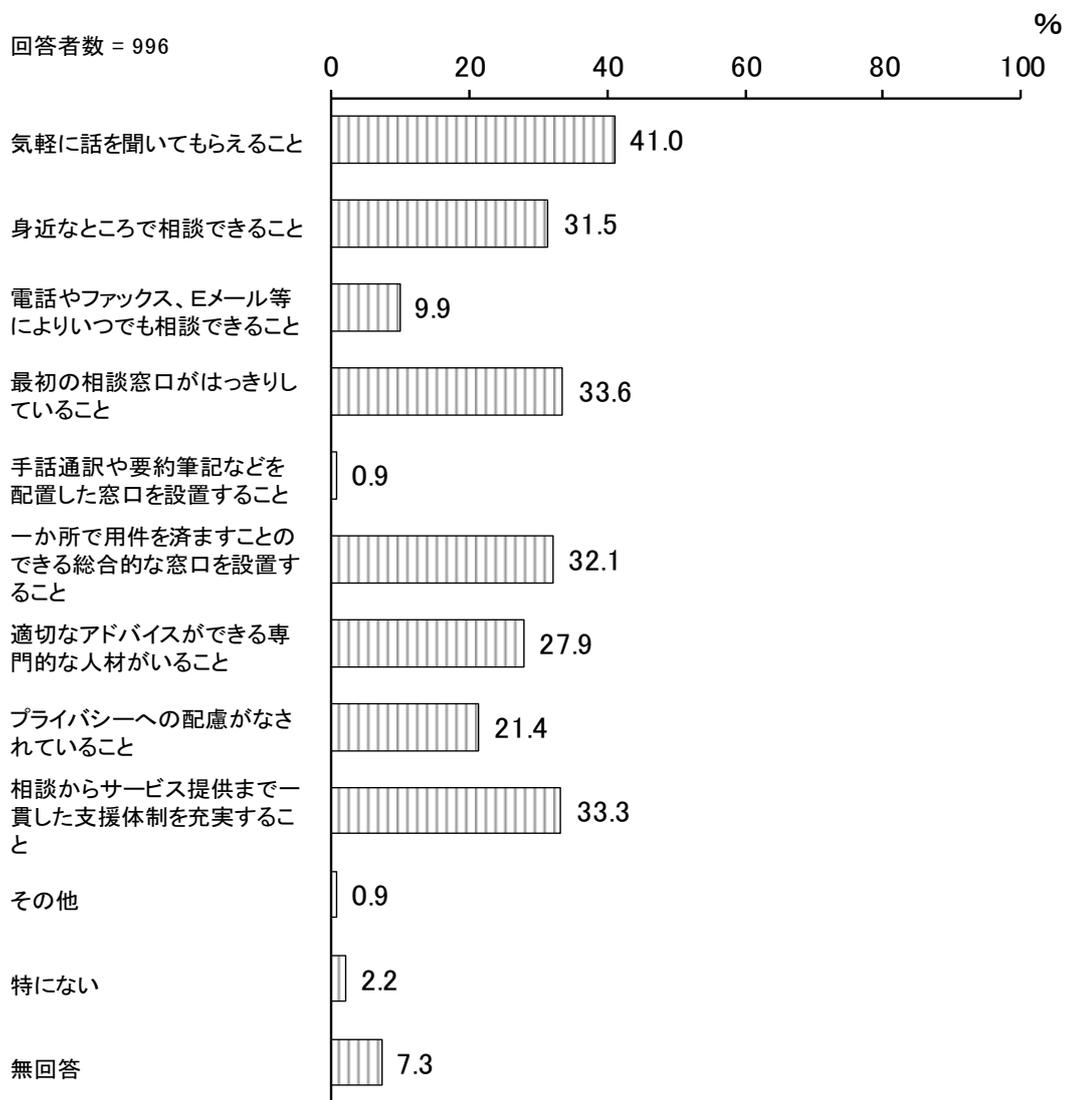
平成28年度の調査と比較すると、「誰に相談すればいいかわからないから」の割合が増加しています。



⑩ 相談機能を充実させるために必要なこと

相談機能を充実させるために必要なことについては、「気軽に話を聞いてもらえること」が41.0%と最も高く、次いで「最初の相談窓口がはっきりしていること」が33.6%、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」が33.3%となっています。

相談機能を充実させるために必要なこと（複数回答）

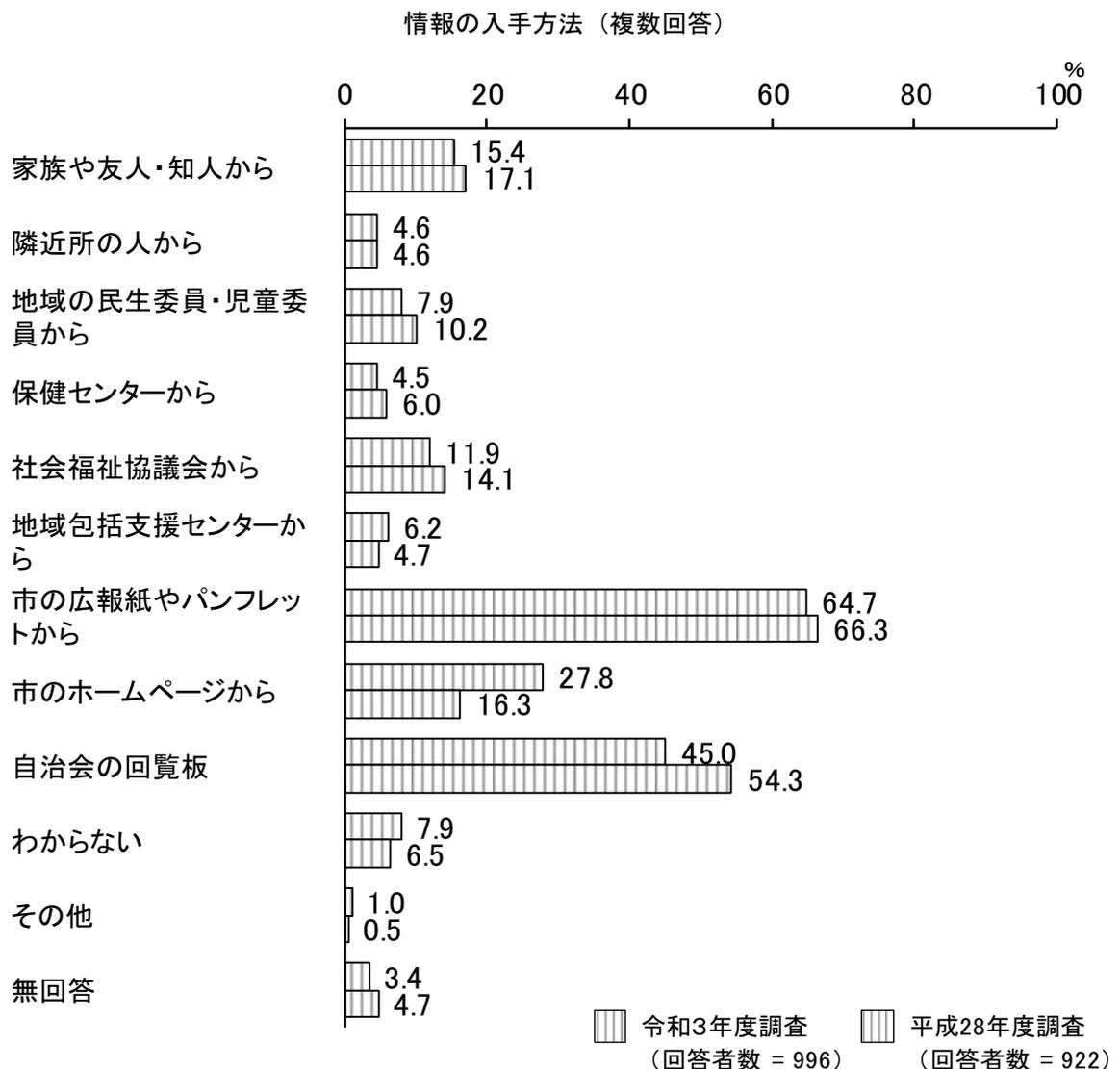


⑰ 情報の入手方法

情報の入手方法については、「市の広報紙やパンフレットから」が64.7%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」が45.0%、「市のホームページから」が27.8%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「市のホームページから」の割合が増加し、「自治会の回覧板」の割合が減少しています。

年齢別では、他に比べ、20歳代以下で「家族や友人・知人から」の割合が、30歳代で「市のホームページから」の割合が、70歳代以上で「自治会の回覧板」の割合が高くなっています。また、30歳代、60歳代、70歳代で「市の広報紙やパンフレットから」の割合が高くなっています。



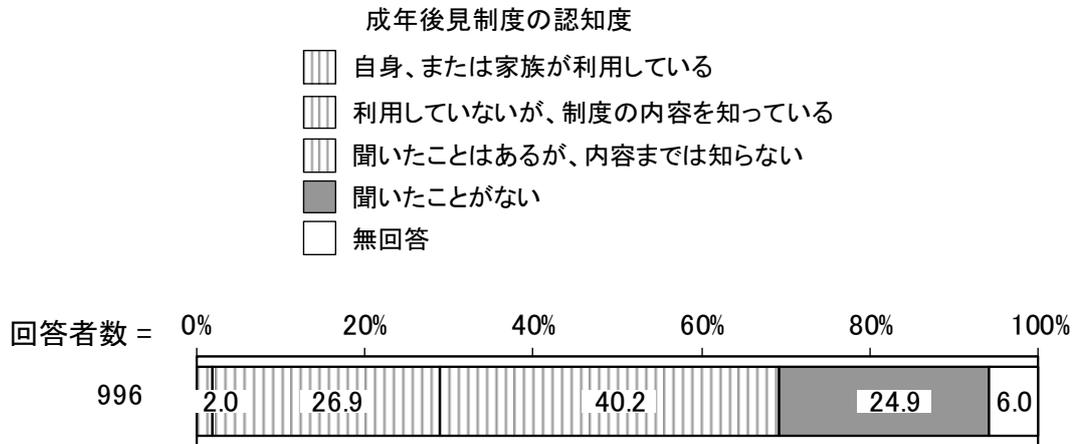
【年齢別】情報の入手方法（複数回答）

単位：%

区分	回答者数（件）	家族や友人・知人から	隣近所の人から	地域の民生委員・児童委員から	保健センターから	社会福祉協議会から	地域包括支援センターから	市の広報紙やパンフレットから	市のホームページから	自治会の回覧板	わからない	その他	無回答
20歳未満	11	27.3	—	—	—	9.1	—	36.4	18.2	36.4	36.4	—	—
20歳代	54	29.6	7.4	3.7	5.6	1.9	1.9	42.6	38.9	27.8	16.7	5.6	1.9
30歳代	73	12.3	1.4	2.7	5.5	5.5	9.6	71.2	57.5	27.4	5.5	1.4	1.4
40歳代	118	13.6	3.4	5.9	5.1	5.1	3.4	61.9	41.5	36.4	10.2	3.4	0.8
50歳代	146	12.3	2.7	3.4	4.8	10.3	5.5	68.5	42.5	43.8	7.5	0.7	2.7
60歳代	183	16.4	3.8	6.6	3.3	11.5	6.0	70.5	29.0	45.9	6.6	0.5	3.3
70歳代	248	11.7	4.8	10.5	4.0	18.5	7.7	71.0	11.7	53.6	5.6	—	4.8
80歳以上	155	20.0	9.0	16.1	5.8	16.1	7.7	52.9	11.6	51.6	8.4	—	5.2

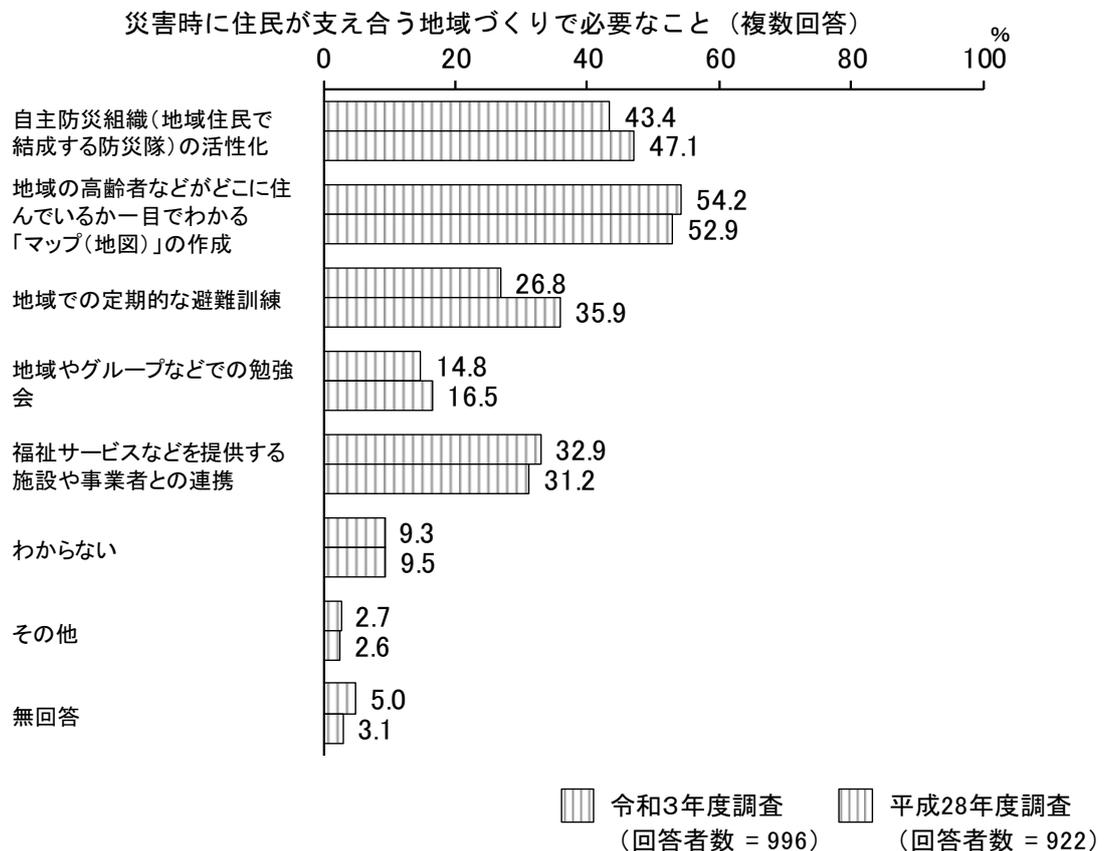
⑱ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「自身、または家族が利用している」が2.0%、「利用していないが、制度の内容を知っている」が26.9%と、制度の内容まで知っている人は28.9%となっています。



⑲ 災害時に住民が支え合う地域づくりで必要なこと

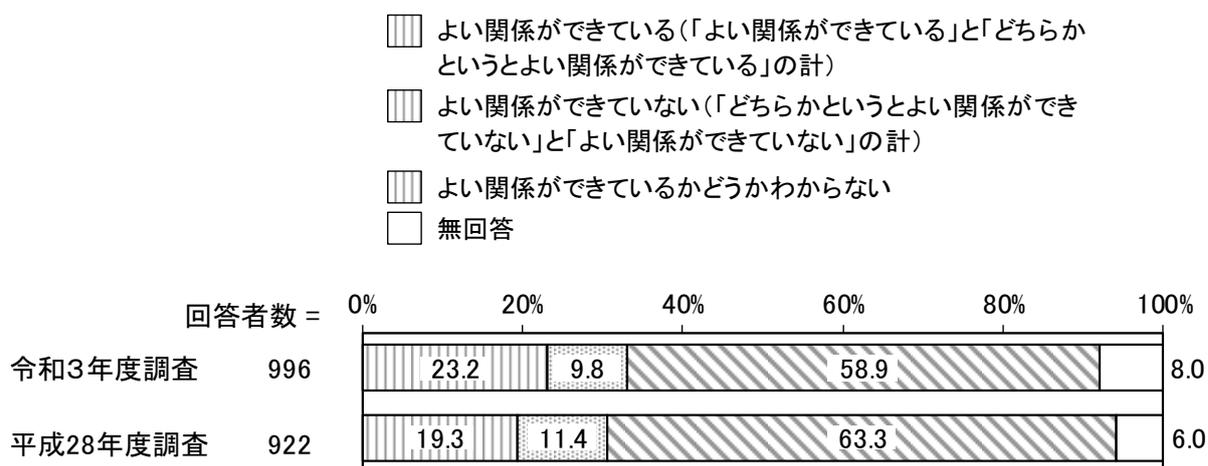
災害時に住民が支え合う地域づくりで必要なことについては、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成」が54.2%と最も高く、次いで「自主防災組織（地域住民で結成する防災隊）の活性化」が43.4%、「福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携」が32.9%となっています。



⑳ 行政とのパートナーシップ

行政とのパートナーシップについては、「よい関係ができているかどうか分からない」の割合が58.9%と最も高く、次いで「よい関係ができている」が23.2%となっています。

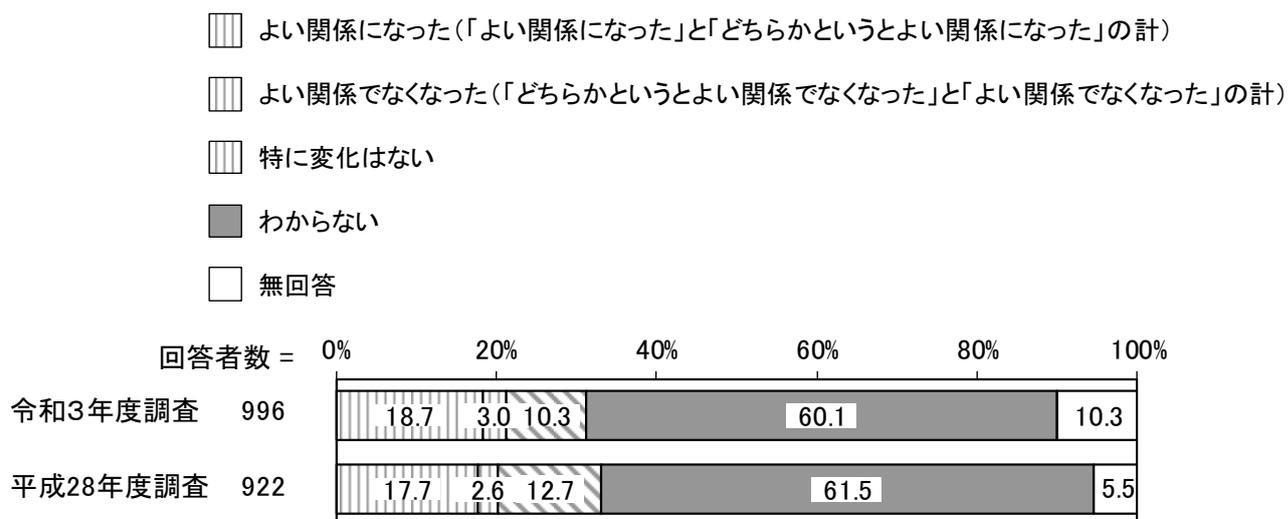
行政とのパートナーシップ



㉑ 10年前と比べた行政と住民の協働関係

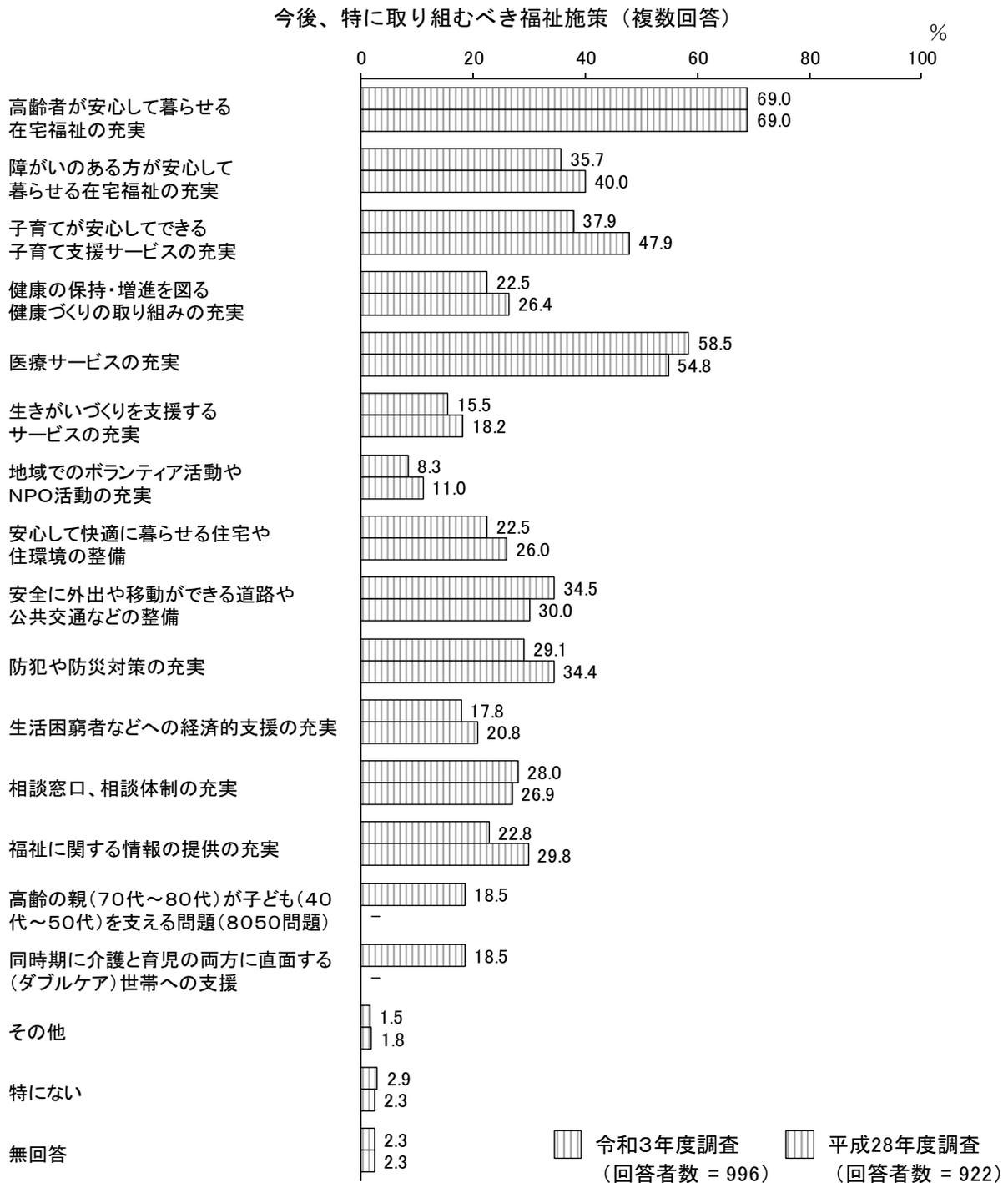
10年前と比べた行政と住民の協働関係については、「わからない」が60.1%と最も高く、次いで「よい関係になった」が18.7%、「特に変化はない」が10.3%となっています。

10年前と比べた行政と住民の協働関係



⑫ 今後、特に取り組むべき福祉施策

今後、特に取り組むべき福祉施策については、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉の充実」が69.0%と最も高く、次いで「医療サービスの充実」が58.5%、「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が37.9%となっています。



※平成28年度では、「高齢の親(70代~80代)が子ども(40代~50代)を支える問題(8050問題)」「同時期に介護と育児の両方に直面する(ダブルケア)世帯への支援」の選択肢はありませんでした。

(4) 主な調査（学生）の結果

① ボランティア活動への関わり、関心

ボランティア活動への関わり、関心については、「興味・関心はあるが、実際にしたことがない」が39.9%と最も高く、次いで「今はしていないが、過去（在学中）にしたことがある」が32.9%、「特に、関心・興味はない」が12.6%となっています。

ボランティア活動への関わり、関心

- 現在、ボランティア活動をしている
- 今はしていないが、過去（在学中）にしたことがある
- 興味・関心はあるが、実際にしたことがない
- 特に、関心・興味はない
- 無回答

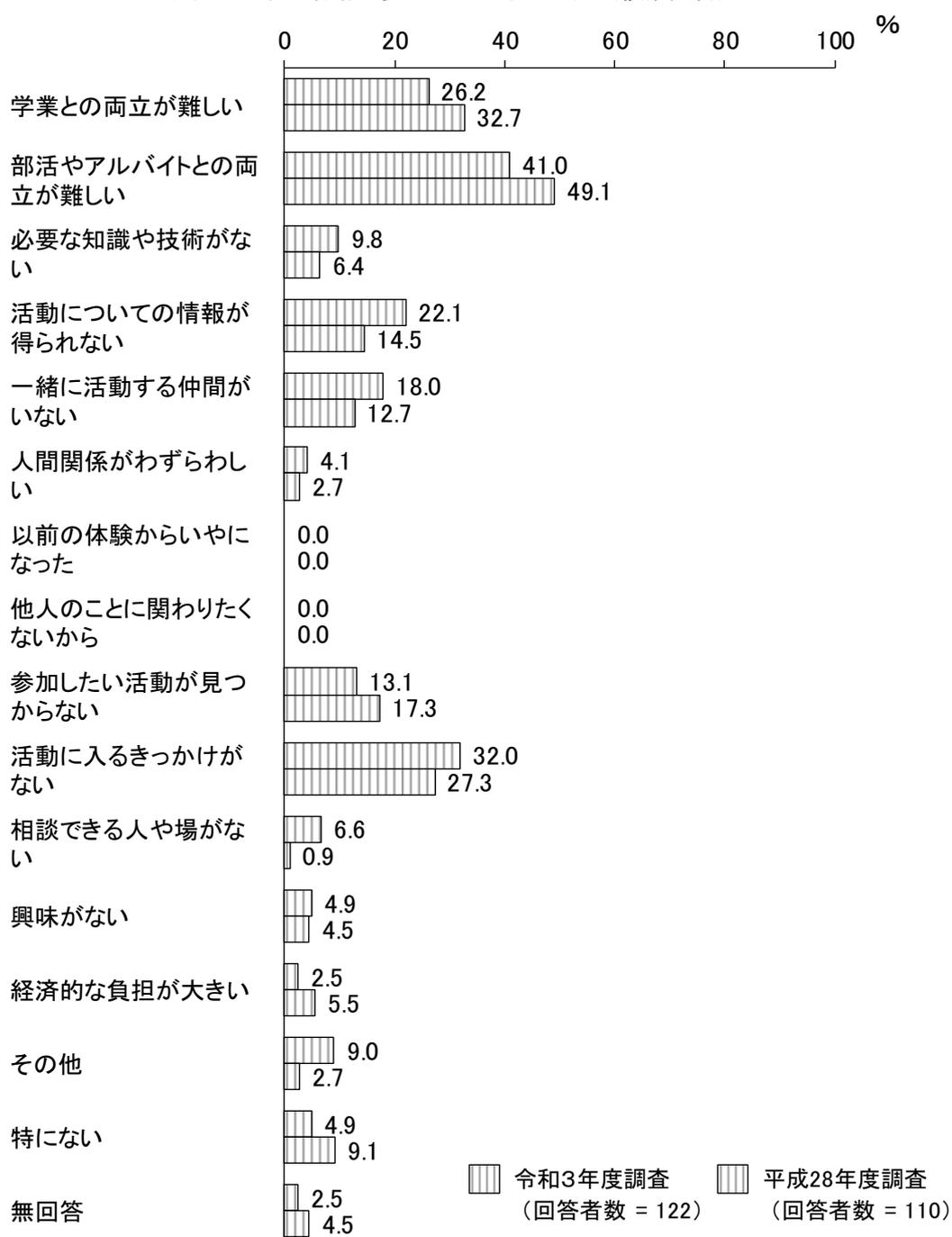


② ボランティア活動に参加していない理由

ボランティア活動に参加していない理由については、「部活やアルバイトとの両立が難しい」が41.0%と最も高く、次いで「活動に入るきっかけがない」が32.0%、「学業との両立が難しい」が26.2%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「活動についての情報が得られない」「一緒に活動する仲間がない」「相談できる人や場がない」の割合が増加しています。一方、「学業との両立が難しい」「部活やアルバイトとの両立が難しい」の割合が減少しています。

ボランティア活動に参加していない理由（複数回答）

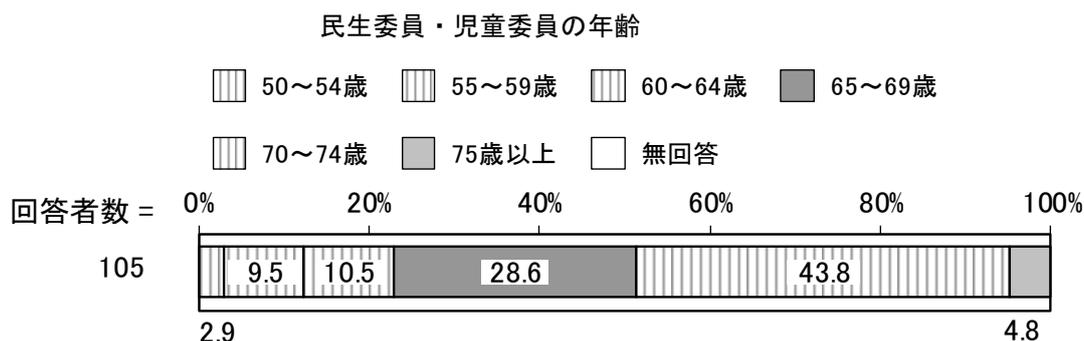


(5) 主な調査（民生委員・児童委員、地域福祉推進委員）の結果

① 民生委員・児童委員の年齢

民生委員・児童委員については、「70～74歳」が43.8%と最も高く、次いで「65～69歳」が28.6%、「60～64歳」が10.5%となっています。

平均年齢は67.5歳となっています。

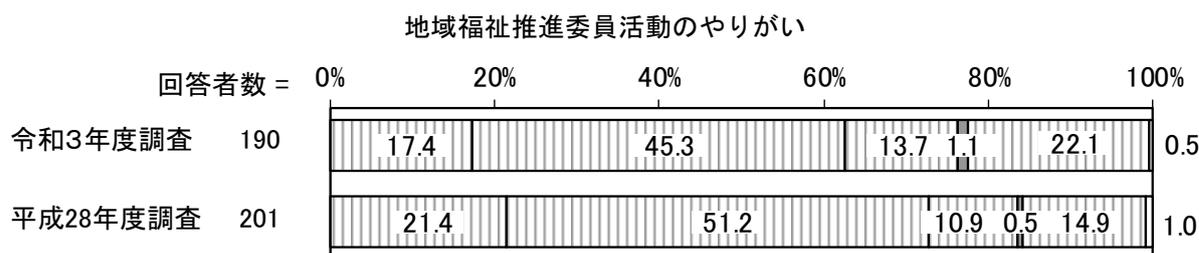
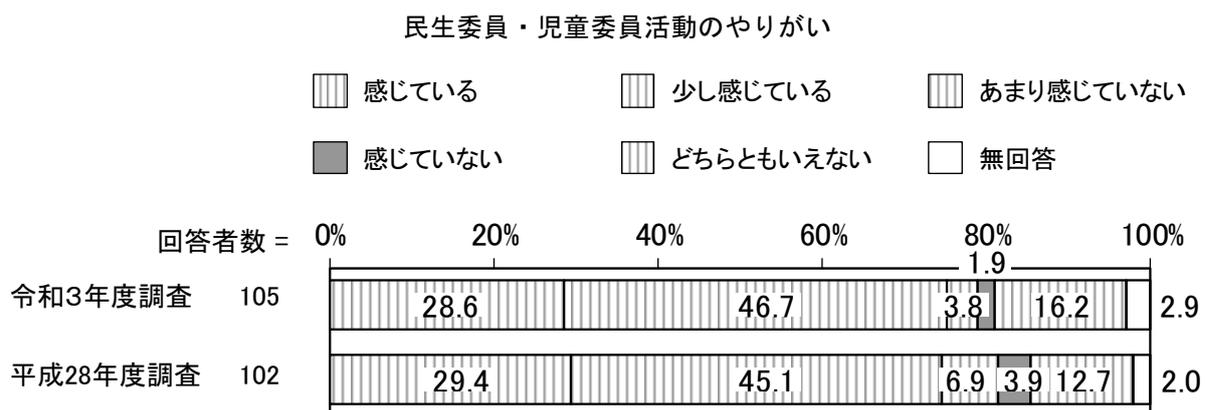


② 活動のやりがい

民生委員・児童委員の活動のやりがいについては、「感じている」と「少し感じている」を合わせた割合は75.3%となっています。

地域福祉推進委員の活動のやりがいについては、「感じている」と「少し感じている」を合わせた割合は62.7%となっています。

平成28年度の調査と比較すると、「感じている」の割合が減少しています。

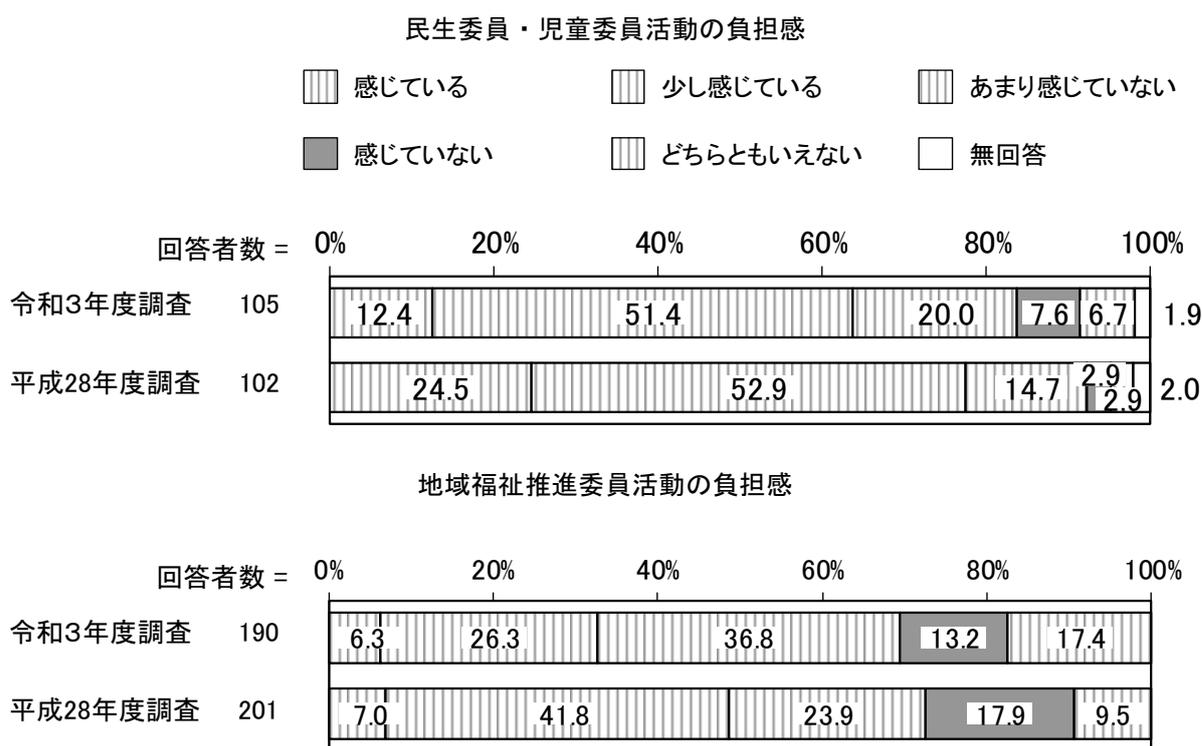


③ 活動の負担感

民生委員・児童委員の活動の負担感については、「感じている」と「少し感じている」を合わせた割合は63.8%となっています。

地域福祉推進委員の活動の負担感については、「感じている」と「少し感じている」を合わせた割合は32.6%となっています。

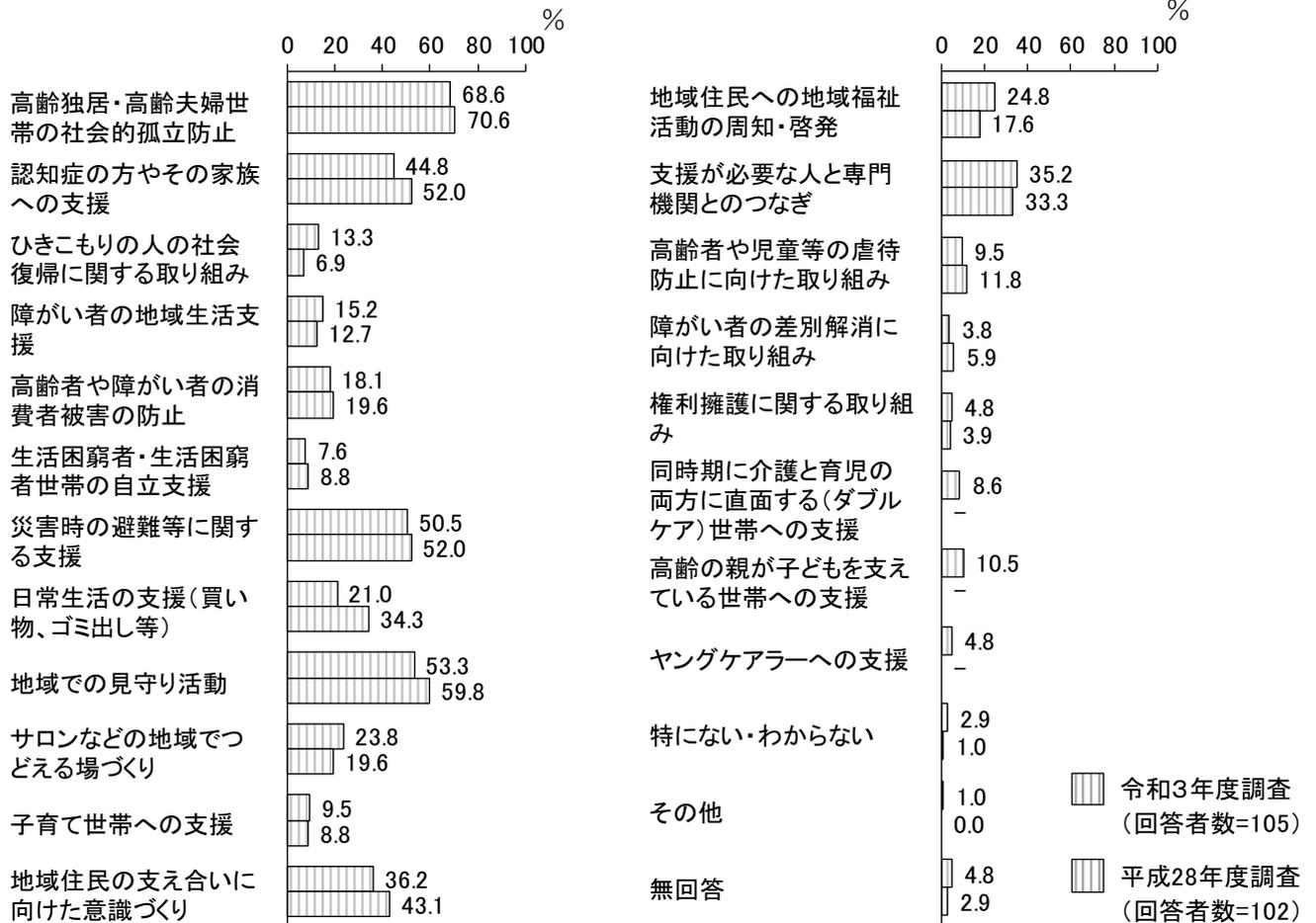
民生委員・児童委員、地域福祉推進委員ともに、平成28年度の調査と比較すると、「感じている」の割合が減少しています。



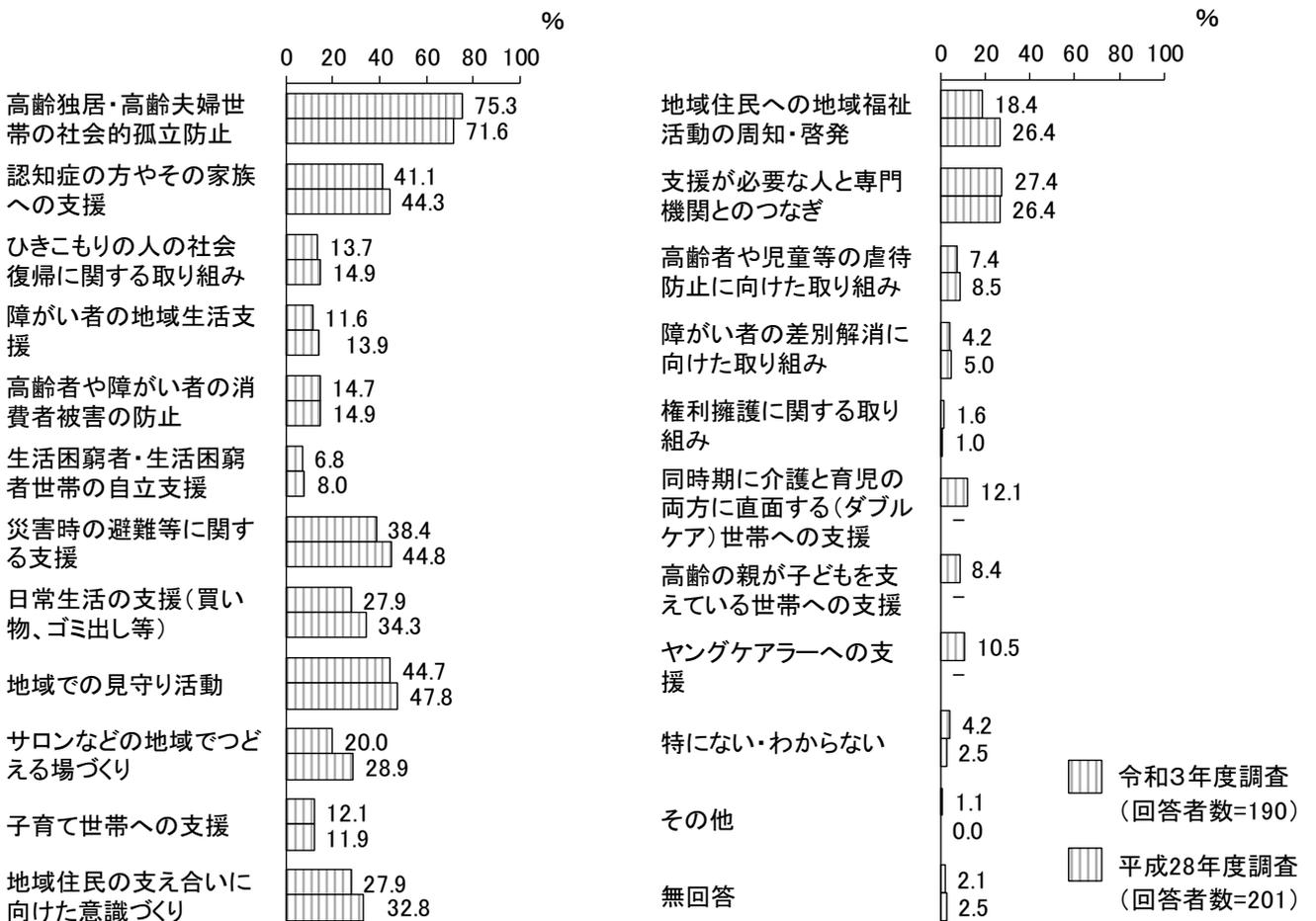
④ 活動の経験から、今後ニーズが高まると思われること

活動の経験から、今後ニーズが高まると思われることについては、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員ともに「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」「地域での見守り活動」「災害時の避難等に関する支援」「認知症の方やその家族への支援」の割合が高くなっています。

民生委員・児童委員の活動の経験から、今後ニーズが高まると思われること（複数回答）



地域福祉推進委員の活動の経験から、今後ニーズが高まると思われること（複数回答）



4 アンケート調査結果等を踏まえた課題

(1) 地域活動やボランティア活動等への参加促進

「福祉」に関心がある割合は84.4%と関心が高く、地域活動等への参加（継続）の意向については43.3%となっています。しかし、現在、地域活動等に参加している割合は28.4%となっており、地域福祉活動等への参加のきっかけづくりなど参加促進が必要です。

また、赤穂市ボランティアセンターに望むこととして、「ボランティア活動に関する情報提供」、「市民への広報啓発」などが求められており、ボランティアに関する情報を提供するなど、ボランティア活動への参加促進が必要です。

(2) 地域での交流や関わり合い

住みよい地域社会を実現する際の問題点として、「近所付き合いが減っていること」「自治会の活動などに参加しない人が増えていること」「地域や世代間での交流の機会が少ないこと」など近所付き合いや自治会活動等、地域での関わりが減っていることが懸念されます。

事業所ヒアリング調査においても、近隣交流や行事ごとに関わりをもつこと（助け合いの大切さ、必要性の再認識）の重要性の意見が出ており、近所付き合いや地域活動への参加促進、集える場を含めた交流の機会の充実が必要です。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により「外出しなくなった」「人と会わなくなった」の割合が高くなっています。今後は、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら、地域福祉活動の推進を検討していくことが重要です。

また、近所付き合いの程度でよく付き合っている人ほど、地域に支えられた（助けられた）と感じたことがある、今後も住み続けたい、地域活動やボランティア・NPO活動等に参加している、相談相手がいるなどの割合が高くなっており、地域での関わりが地域福祉を推進していく鍵となっていることが考えられます。

(3) 情報提供の充実

ボランティア活動の推進を図るために赤穂市ボランティアセンターに望むこととして、「ボランティア活動に関する情報提供」、相談をしない理由として、「誰に相談すればいいかわからないから」、「生活困窮者自立相談」（え〜る）の「名前も内容も知らない」、成年後見制度の利用促進に向けての課題として、「制度に関する十分な知識がな

い」「誰に相談して良いか分からない」など、それぞれ福祉に関する情報提供が求められています。

また、情報の入手手段は「市の広報紙やパンフレットから」「自治会の回覧板」「市のホームページから」などの割合が高くなっていますが、年齢によって差があり、様々な手段で支援を必要とする人に情報が届くようにすることが重要です。

(4) 支援を必要とする人が相談やサービスにつながる 仕組みづくり

健康や福祉に関して困ったときの相談相手（機関）がない（ない）割合は21.7%となっており、相談をしない理由として「誰に相談すればいいかわからないから」が最も高くなっています。また、ひきこもり状態の人のいる家庭では、相談相手（機関）がない（ない）割合が38.5%となっており、支援を必要としていても、相談につながっていないケースが考えられます。

事業所ヒアリング調査においても、ひきこもり・8050問題等、複雑化・複合化した問題が発生していることがうかがわれ、問題が発見された場合に適切な相談先につなげ、支援につながるよう、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。

(5) 成年後見制度の利用促進

民生委員・児童委員、地域福祉推進委員のアンケート調査では、今後ニーズが高まると思われることとして、「認知症の方やその家族への支援」が求められています。また、成年後見制度の内容まで知っている人は28.9%となっており、今後、さらに高齢化が進み、認知症高齢者の増加が考えられる中、成年後見制度の利用促進が重要です。

(6) 防災対策の充実

災害時に住民が支え合う地域づくりで必要なこととして、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成」「自主防災組織（地域住民で結成する防災隊）の活性化」「福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携」などが求められています。また民生委員・児童委員のアンケート調査では、今後ニーズが高まると思われることとして、「災害時の避難等に関する支援」の割合が高くなっており、地域における防災対策の充実が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化が進み、高齢者世帯や単身世帯が増加し、人々の価値観や考え方、生活様式が多様化する中、家庭だけでなく、地域においても支え合いの機能が弱まっています。

こうした中、地域には、子育て世帯、高齢者や障がい者、生活困窮者など、生活に不安を抱えている人、生活が困難になっている人たちがいます。

2015年に国連サミットでSDGs(エスディーゼーズ:Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)が採択され、「誰一人として取り残さない(Leave no one left behind)」という考え方に基づき取り組んでいくこととされました。

生活が困難になっていても、自ら支援を求めることが難しい人たちを含め「誰一人として取り残さない地域づくり」には、市民・団体・事業者・行政など、多様な主体による助け合い、支え合いの仕組み・体制について改めて考え直し、構築していくことが必要です。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、人と人との関わり合い、特に地域住民の絆を深めていくことが重要であるという第2期計画の考え方を踏襲し、また、計画の連続性を維持するため、本計画では第2期計画の基本理念を継承するとともに、つながりと関わり合いをさらに強くしていくことが重要であるという認識のもと、「深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち 赤穂 ～人と人が関わり合い・支え合う～」を基本理念とします。

赤穂市では、この新しい基本理念に基づいて地域福祉を推進していきます。

【 基本理念 】

深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち 赤穂
～ 人と人が関わり合い・支え合う ～

2 基本目標

基本目標 1 福祉の意識づくりと担い手づくり

地域でのつながりや支え合いについて、誰もが考え、身近な地域で生じている問題に関心を持ち、問題を自ら解決していく地域づくりを実現するため、地域住民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加促進を図ります。

また、地域福祉を推進するために、自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動等を支援するとともに、これらの活動を支える担い手を発掘・育成します。

基本目標 2 地域のネットワークづくり

市民をはじめ、地域で活動する各種団体による福祉活動を支える一方、個人が抱える問題や地域としての課題を解決するため、各主体が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各種団体のネットワークの構築に取り組みます。

また、地域としての課題を共有し、話し合う場の拠点となるような、集える場、連携できる場の充実に努めます。

基本目標 3 生活に困難を抱えても安心して暮らせるまちづくり

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた幅広く、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。

複合化した悩みや生活上の問題、生活困窮者、ひきこもりの人などに対する支援をはじめ、高齢者、障がいのある人、子どもへの日常的な見守りや生活支援など、様々なサービスの確保及び提供の充実に取り組みます。

基本目標 4 安心と安全のまちづくり

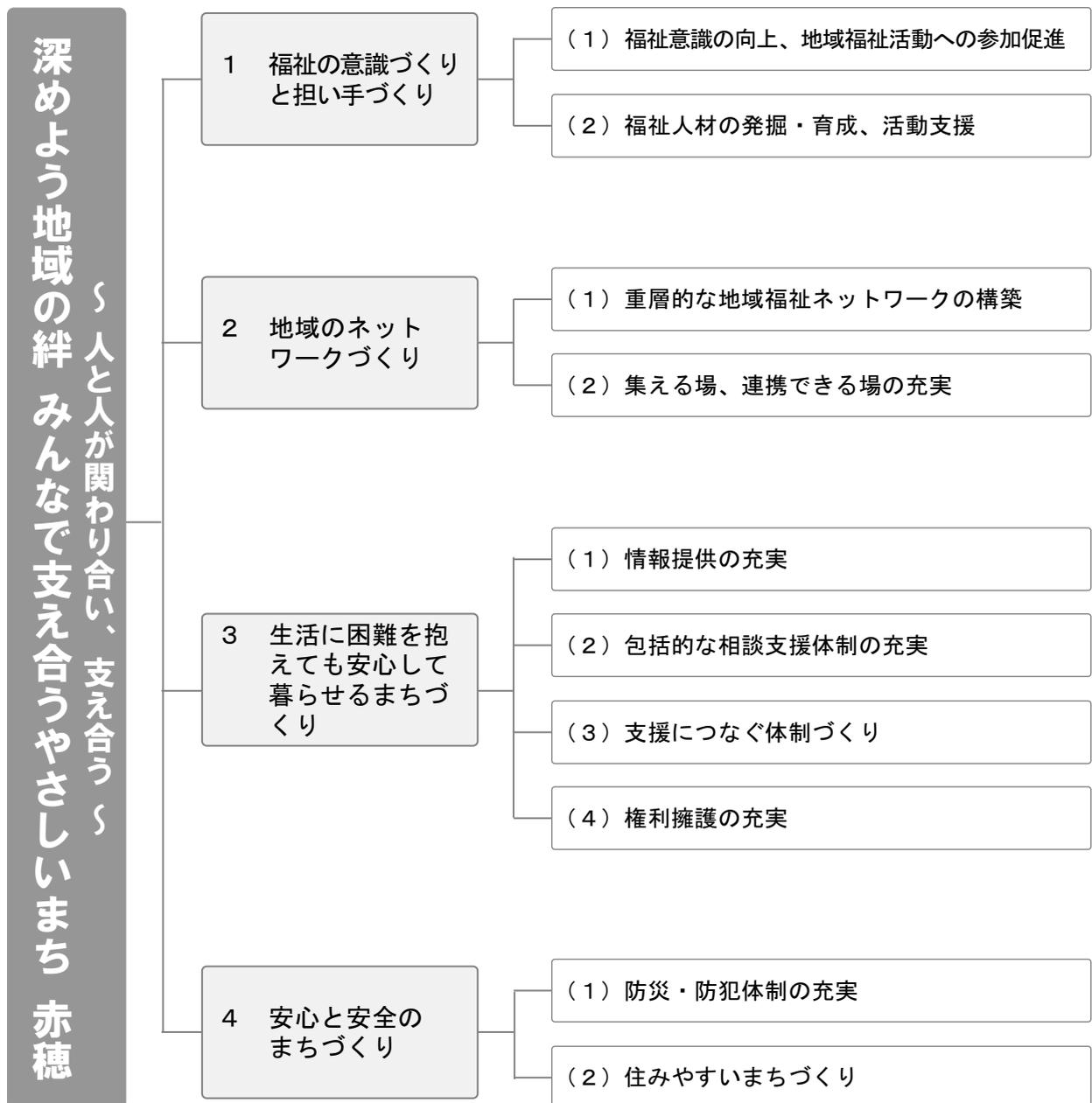
誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害への備えとして、自主防災活動の推進や災害時に特に配慮を要する人への支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進などにより、地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



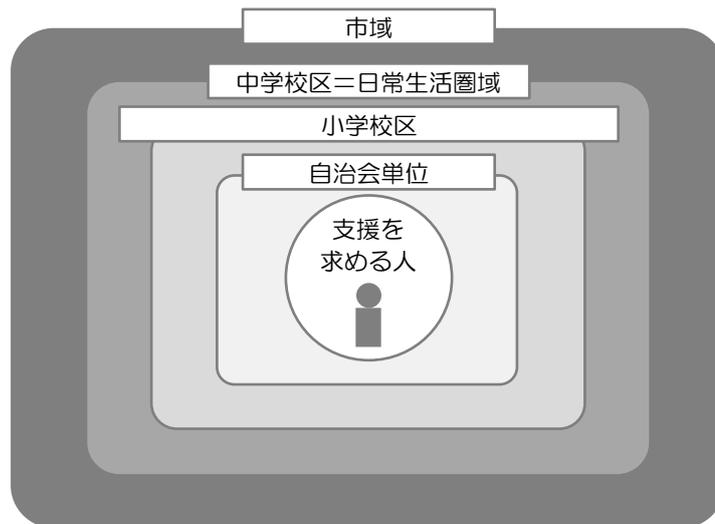
4 地域福祉におけるエリア（圏域）の考え方

本市の地域活動は、自治会による活動が最小単位で、小学校区、中学校区、そして全市的な取組へと範囲が広がります。高齢者施策を示した「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、サービスの基盤整備等の基準として中学校区を単位とした日常生活圏域を設定しています。

本市は、中心市街地や田園地域、臨海地域など、地域によって地理的条件、人口構成、交通事情等も様々で、地域が抱える問題・課題も多種多様であることから、本市においても重層的なエリア設定が重要です。

エリアとしては、本市の地域活動の最小範囲である自治会単位が個々人を支える身近な地域としつつ、福祉活動の内容や問題・課題に応じて、広く協働・連携を図りながら、より充実した地域福祉活動へ発展していくものとします。

地域福祉におけるエリア（圏域）の考え方



第4章 施策の展開

第3期計画では、4つの基本目標の実現に向けて、10の基本施策を展開します。

★新規・・・第3期計画で新たに取り組むもの

1 福祉の意識づくりと担い手づくり

(1) 福祉意識の向上、地域福祉活動への参加促進

現状と課題

市民アンケート調査結果(P23①)では、8割以上の方が、福祉に関心があると回答しているものの、地域活動に参加している人は約3割にとどまっています。学生アンケート調査結果(P44①)では、「ボランティア活動に興味・関心はあるが、実際にしたことがない」との回答が約4割を占めています。

地域活動やボランティア活動に参加していない理由として、市民、学生ともに約3割が「活動に入るきっかけがない」、約2割が「活動に関する情報が入ってこない、情報が得られない」と回答しています。

福祉の担い手づくりのため、福祉に関心を持つ人をさらに増やし、効果的な情報発信などによる、実際の活動につなげるための取組が必要です。

取組の方針

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃から福祉学習の機会を増やします。

大学や民間企業、老人クラブ連合会等と連携するとともに、地域福祉活動について、様々な媒体を活用して情報発信し、地域での交流会等を通じて福祉意識を向上させ、地域福祉活動への参加を促します。

【取組】

事業名	内容	担当課
学校等における福祉教育の充実	○福祉体験学習や福祉作文などを通じて、福祉のこころの育成に取り組みます。 ○子どもたちを通して保護者・地域への啓発による福祉意識の向上を図ります。 ★オンラインの活用などにより福祉体験学習の充実を図ります。	学校教育課 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
ボランティア活動の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会では、赤穂市ボランティアセンターの活動やボランティアグループの紹介をホームページや社協だより、Facebook、Instagram、ボランティア情報紙などを通じて行います。 ○ボランティアに関する情報を積極的に発信します。 ○これまでボランティア活動をしてこなかった人や、若年層に向けた情報発信の方法を工夫し、参加の促進を図ります。 	社会福祉課 社会福祉協議会
福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○関西福祉大学や老人クラブ連合会などと連携し、ユニバーサル社会づくり推進のための意識啓発を行います。 ○行政の福祉施策について、学校や地域、関係団体や民間企業に市の職員が出向いて講座を行います。 ○市広報紙や公式サイト等を活用し、地域福祉に関する情報や地域福祉計画について情報発信します。 ○多くの市民が福祉に関心を持ち、福祉を身近に感じてもらえるよう、各種講座や大会の内容を充実させます。 	社会福祉課 社会福祉協議会
民間企業、関係機関への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア出前講座を開催し、企業や関係機関に対し、福祉に対する意識向上と、活動への参加を促します。 ○スポーツの分野においても、企業や学生、各地区まちづくり連絡（推進）協議会などの関係機関からボランティア活動の協力を得て、事業を実施します。 ○地域ボランティアの担い手の高齢化等に配慮した協力依頼をします。 	社会福祉課 スポーツ推進課 社会福祉協議会
地域での支え合い、助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域福祉活動リーダー研修会やいきいきサロン実践者交流会などを通じて、地域の取組事例の発表や意見・情報の交換を行うなど、地域福祉活動に必要な情報提供を行います。 ○各地域の状況の把握に努め、それぞれの地域に合わせた活動の提案を行っていきます。 ○活動のリーダーが悩みを一人で抱え込まないように、課題の聞き取りや交流会等を行います。 ○通いの場の必要性について広報するとともに、通いの場に参加されていない人の暮らしぶりについて着目し、地域全体に視野を広げ、現状や課題を住民と共有していきます。 	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 福祉人材の発掘・育成、活動支援

現状と課題

今後、少子高齢化により本市においても総人口は減少し、それに伴い老年人口も減少する見込みです。しかしながら、高齢化率については今後も上昇する見込みで、介護や支援を必要とする人が増える一方、年少人口の減少に伴って介護や支援を担う人が減っていくという課題があります。

課題の解決に向けては、幅広い年齢層の市民一人ひとりが、行政、関係機関等と共に経験、アイデア等を出し合いながら、協働していくことが重要です。

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員のアンケート調査結果(P46② P47③)では、7割以上の方が活動にやりがいを感じているが、活動に負担感を感じている人も6割以上おり、負担軽減への取組が必要です。

取組の方針

地域福祉の推進にあたっては、福祉人材の確保が重要です。そのため、小地域福祉活動をはじめ、各種講座や研修会などを通じて、地域福祉の意識づくりと担い手の発掘・育成に努めます。

また、地域組織や民生委員・児童委員など、様々な福祉に関する担い手の活動支援に努めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
小地域福祉活動の担い手の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none">○小地域（単位自治会）福祉活動の活性化に向け、小地域福祉活動リーダー研修会をはじめとする各種講座、研修会等を開催し、地域における福祉活動の担い手の発掘・育成に取り組めます。○地域の現状を把握し、課題の整理を行い、地域福祉活動の必要性について広報します。○住民自身が主体的に課題解決に向けた取組を行えるよう支援します。○若い世代に地域福祉活動に関心を持ってもらえるよう、アプローチを強化します。	社会福祉課 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
地域福祉コーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会に福祉活動専門員を配置し、小地域福祉活動に取り組み、地域福祉活動を充実・強化します。 ○職員が資質向上のための各種研修や講座等へ参加し、地域における新たな福祉ニーズや福祉課題へのきめ細やかな対応を行います。 ○積極的に地域へ出向き、状況を把握するとともに、関係機関との協働に努めます。 	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区の民生委員・児童委員及び地域福祉推進委員で構成する地域福祉推進連絡会に対する支援を行い、活動の強化を図ります。 ○多様化・複雑化する課題への対応が求められ、支援内容も幅広くなっていることから、情報提供や研修等による民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の資質の向上、及び活動への協力による負担の軽減を図ります。 	社会福祉課
NPO法人の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動がより活発化するよう、福祉の担い手となる団体のNPO法人化を図り、情報収集や情報提供などNPO法人の育成・支援に取り組みます。 	市民対話課
ボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が運営する赤穂市ボランティアセンター及び赤穂ボランティア協会の活動を支援します。 ○福祉に携わる機会を作り、若年層やシニア世代の新たなボランティア活動者の獲得を図るため、「サマーボランティアスクール」「男性シニア対象ボランティア講座」など幅広い世代を対象とした内容の講座を開催します。 ○ボランティア活動の担い手が継続的かつ効果的に活躍できる環境づくりに取り組みます。 ○ボランティア登録グループ連絡会を開催し、既に活動しているボランティア同士の意見交換やスキル向上の機会を作ります。 ○高校や大学と連携し、学生がボランティアに携わる機会を作ります。 	社会福祉課 社会福祉協議会
生活支援コーディネーターと住民ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターに配置された第1層（市域）生活支援コーディネーターに加え、社会福祉協議会に第2層（日常生活圏域）生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手養成として生活支援サポーター養成講座を行います。 ○引き続き生活支援の担い手養成に取り組むほか、講座終了後に研修を活かせる場（機会）の確保・開拓を行います。 ○第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター及び関係機関が連携し、福祉の人材育成を図るとともに、住民主体の取組を進めます。 	地域包括支援センター 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
認知症サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症に対する正しい知識の普及・啓発を目的に、自治会や教育機関、民生委員・児童委員、市民等を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。 ○フォローアップ研修や、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」養成にも取り組むなど、認知症の理解の促進や、認知症の人や家族を見守る体制の強化を図ります。 ○認知症の人やその家族のニーズに対応できるよう、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターが支援を行う「チームオレンジ」の活動に取り組みます。 	地域包括支援センター
手話通訳者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的に、手話奉仕員養成講座事業を実施します。 ○市内の学校等で、手話や聴覚障がいへの理解を深めるための研修や講演会等を実施します。 	社会福祉課
福祉実習生の受け入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の社会福祉法人や福祉に関係するサービス提供事業所において、関西福祉大学の学生の福祉実習を受け入れ、福祉人材の育成に取り組みます。 	障害福祉サービス事業所（さくら園）
地域福祉団体活動の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉団体の活動について、市の広報紙、ホームページ、公式SNSをはじめ、老人クラブやボランティア協会などの会報を活用して周知・啓発を行います。 ○いきいきサロンやボランティアグループの活動、小地域での取組などについて、社協だよりで情報発信します。 	社会福祉課 社会福祉協議会
地域団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や老人クラブ、子育てに関連する団体など、様々な地域団体に対して、活動の支援を行い、各団体の活性化を図ります。 ○地域団体に対し、活動に必要な情報の提供を行います。 ○地域団体の情報や、参加の意義等について、広く市民への周知・啓発に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり事業として、子ども食堂や学習支援を実施する団体に対し、運営費の一部を助成し、その取組を促進します。 	社会福祉課 子育て支援課 市民対話課 生涯学習課 社会福祉協議会

2 地域のネットワークづくり

(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築

現状と課題

事業所ヒアリング調査において、地域特性や課題などは地域住民が最も理解していると考えられるため、専門機関が伴走しつつ一緒に課題を整理し、共に解決への取組を行うことが重要である。また、地域における課題が複合的になっているため、複数の関係機関が協力し合い、協働する体制の強化が求められる、等の意見がありました。

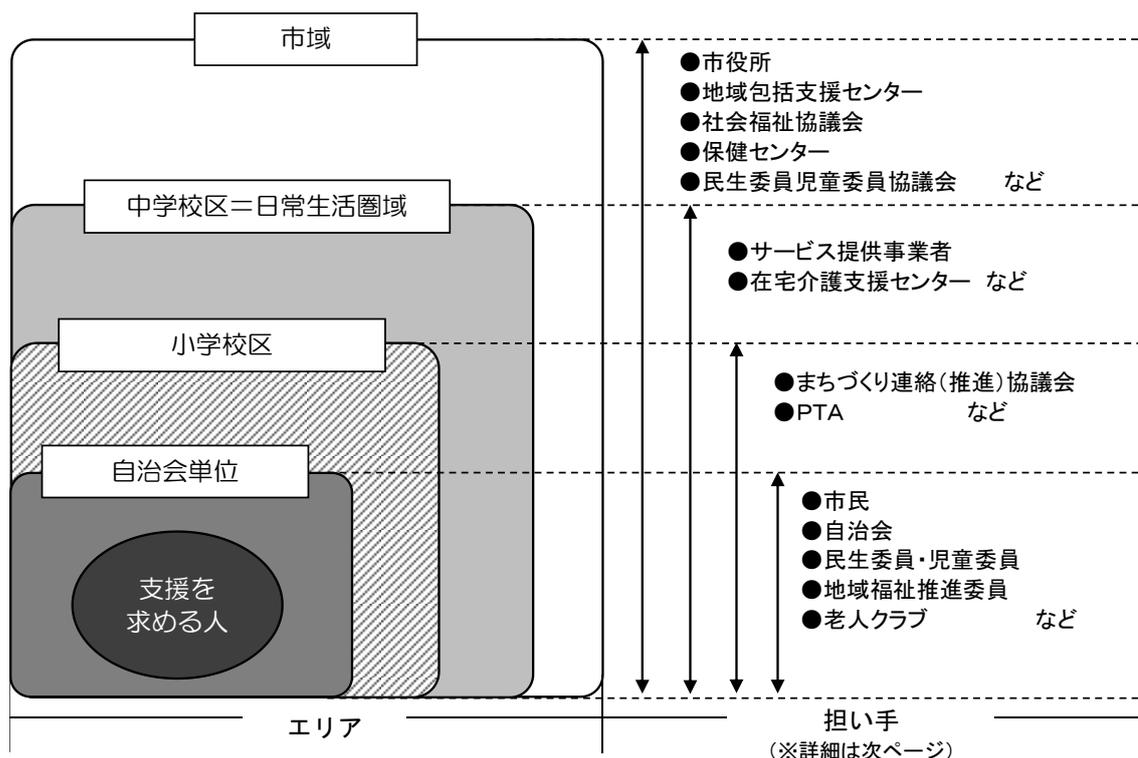
市民が求める支援は多様化・複雑化しており、要援護者やその家族を単独の機関だけで支えるのは難しいため、地域住民や専門機関などが協働し、ネットワークで解決する仕組みづくりが重要となります。

取組の方針

現状において自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員などの市民に身近な福祉の担い手や、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの支援の専門機関それぞれが活動を行いつつ、個別の課題やケースに応じて連携・協力を図り、必要な支援につなげています。

今後、地域住民や専門機関などがより一層つながりを深め、一緒に話し合う場の設定や情報共有を進め、協働する体制の強化を図るなど、重層的な地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。

地域福祉エリアと重層的な地域福祉ネットワーク構築に向けたエリア設定



エリアごとのネットワークと取組内容

エリア	ネットワークの場	参加が想定されるメンバー	取組内容
自治会単位	自治会による会議など	自治会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、ボランティア、NPO 等	○市民による見守り ○地域の生活・福祉課題の発見、専門機関へのつなぎ ○小地域福祉活動 等
小学校区、まちづくり連絡（推進）協議会	まちづくり連絡（推進）協議会など	まちづくり連絡（推進）協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO、ボランティア、社会福祉法人（サービス提供者） 等	○専門職による支援とコーディネート ○情報交換 等
中学校区、日常生活圏域	地域ケア会議など	行政、社会福祉協議会、在宅介護支援センター 等	○専門職同士の話し合いの場 ○個別ケースの支援・分析を通じた地域課題の把握
市域	審議会など	行政、保健所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会 等	○課題解決に向けた取組 ○施策立案・実施 ○資源開発 等

【 取組 】

事業名	内容	担当課
行政内部の協働体制の強化	<p>★包括的な支援体制の整備に関する研修会などの実施により、市職員の「縦割り意識」を解消し、複数の担当課で協働して課題解決を図るという意識づけを行います。</p> <p>○地域ケア会議や障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などの既存の会議を活用し、課題解決を図るという意識を高め、各担当課間の連携を強化します。</p>	社会福祉課
高齢者を見守る支えるネットワークの構築	<p>○在宅介護支援センターや社会福祉協議会などと連携し、地域での自助・互助による活動支援や意識醸成及び啓発活動を実施します。</p> <p>○高齢者見守りネット協定事業所の増加に取り組めます。</p> <p>★公的制度外の生活支援サービス（訪問型）を提供している機関・団体の連携を図ります。</p>	社会福祉課 地域包括支援センター
地域見守りネットワークの構築	<p>★高齢者見守りネット協定を発展させ、高齢者だけでなく、地域で「気になる人」を見守るネットワークの構築に努めます。</p>	社会福祉課
社会福祉協議会との連携強化	<p>○社会福祉協議会を地域福祉活動推進のリーダー役として位置づけ、ともに地域福祉の推進に取り組むとともに、活動に対する支援を行います。</p>	社会福祉課 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
生活支援コーディネーターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターに配置された第1層（市域）生活支援コーディネーターに加え、社会福祉協議会に第2層（日常生活圏域）生活支援コーディネーターを配置し、自治会や民生委員・児童委員、生活支援サービス実施団体をはじめ、様々な関係団体とのネットワーク構築に努めます。 ○各地域の状況把握に努め、関係機関と連携しながら、それぞれの地域に合わせた課題解決に取り組みます。 	<p>地域包括支援センター 社会福祉協議会</p>
ボランティアグループとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアグループとの連携強化を図り、活動を支援します。 ○ボランティア登録グループ連絡会を開催し、既に活動しているボランティア同士の意見交換やスキル向上の機会を作ります。 	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
地域福祉活動団体の相互連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉、保健、医療の連携による総合的なサービスを迅速かつ効率的に提供することを目的とした「地域総合援護システム」に基づき、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、まちづくり連絡（推進）協議会等をはじめとした関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。 ○いきいきサロン実践者交流会等を通じて、地域福祉活動を行う団体の相互交流や情報収集、連携強化に努めます。 ○地域の困りごと応援隊事業では、住民同士の助け合い活動の推進とともに、定例会を開催し情報交換の場を設けます。 	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
社会福祉法人の地域貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各社会福祉法人は、介護予防に関する取組やボランティア育成、地域の人を巻き込んだ防災訓練や祭りなど、様々な地域活動を展開しており、これに対する支援及び活動の周知・啓発に努めます。 ○社会福祉協議会は、赤穂市社会福祉法人連絡協議会に積極的に参画し、社会福祉法人の地域貢献活動の推進に取り組みます。 	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>

(2) 集える場、連携できる場の充実

現状と課題

市民アンケート調査結果(P29⑥)では、住みよい地域社会を実現する際の問題点として「近所付き合いが減っていること」「自治会の活動などに参加しない人が増えていること」「地域や世代間での交流の機会が少ないこと」が挙げられています。

また、事業所ヒアリング調査では、近隣交流や行事ごとに関わりを持ち、助け合いの大切さや必要性の再認識を行うことが重要であるとの意見が出ています。

新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、様々な人が気軽に集い、交流を行うための居場所づくりの推進が必要です。

取組の方針

地域福祉を推進するには、地域において助けあい、支えあうコミュニティづくりが必要です。このため、地域の生活課題を共有し、話し合う場の拠点となる、地域に住む様々な人が気軽に集える場、連携できる場の充実に努めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
各協議体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢、障がい、子どもなど、本市で設置している各協議体の活性化を図ります。 ○各協議体で検討した事例や必要な情報については、まちづくり連絡(推進)協議会や地区民生委員児童委員協議会などの地域団体や、その他様々な主体に行き届くよう努めます。 	社会福祉課
障がい者支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者団体や障がい福祉に係る機関の代表者で構成する障害者自立支援協議会を設置し、障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること等を協議します。 ○障害者自立支援協議会は全体会のほか、部会を開催し、関係機関との情報共有や事例検討等を行い、障がいのある人を地域で支える体制を強化します。 	社会福祉課
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉に係る保健及び福祉行政機関や介護支援専門員の代表、医療に関する専門知識を持つ者で構成される「地域ケア会議」を定期的で開催し、情報共有や個別ケース検討を行います。 ○地域ケア会議の開催や個別ケース検討等により把握された地域課題を地域づくりや政策形成につないでいきます。 	地域包括支援センター

事業名	内容	担当課
要保護児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所や警察、学校園所等、子どもに関わる様々な機関が連携し、児童虐待をはじめとした要保護児童等の早期発見及び適切な保護に取り組みます。 ○要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議を定期的で開催し、関係機関との情報共有を図るほか、随時、個別ケース会議を実施し、適切な支援に努めます。 ★要保護児童対策地域協議会の構成員に介護職を追加し、児童虐待やヤングケアラー等の様々な課題を抱える子供たちを地域全体で見守る支援体制を強化します。 	子育て支援課
認知症カフェの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェの運営支援を行うため、認知症カフェを運営している市内の団体に対し職員を派遣します。 ○認知症カフェ運営団体の連絡会を実施し、相互交流を図ります。 ○5つの日常生活圏域に1か所ずつ、認知症カフェが立ち上がるよう支援します。 	地域包括支援センター
ふれあいいきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者、障がいのある人、子どもや子育て中の親などが歩いて通え、集える、生きがいとふれあい活動の場であるサロンの運営や開設を支援します。 ○社協だよりや社協ホームページ等での周知に加え、単位自治会ごとにサロンの効果や実際の運営方法を紹介し、開設への働きかけを行います。 	社会福祉課 社会福祉協議会
集いの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○総合福祉会館をはじめ、児童館やコミュニティセンター、公民館など、様々な施設を開放し、市民や団体等が自主的に集い、交流を図れる場の提供に努めます。 ○市民や団体等が安全・快適に施設の利用ができるよう、適切な維持管理や計画的な修繕を行います。 ○民間施設の利活用について検討し、集いの場を確保します。 	社会福祉課 子育て支援課 市民対話課 中央公民館

3 生活に困難を抱えても安心して暮らせるまちづくり

(1) 情報提供の充実

現状と課題

市民アンケート調査結果(P37⑮)では、困りごとがあっても相談をしない理由について「誰に相談すればいいかわからないから」と回答した人の割合が22.7%と最も高く、前回調査と比較するとその割合が10ポイント以上増加しています。

情報の入手方法(P39⑰)は「市の広報紙やパンフレットから」「自治会の回覧版」「市のホームページから」などの割合が高くなっています。前回調査と比較すると「市のホームページから」の割合が増加し、「自治会の回覧版」の割合が減少していますが、年齢によって差があり、様々な手段で必要な情報が届くようにすることが重要です。

取組の方針

誰もが安心してサービスを利用できるようにするため、医療、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉などの情報や、日常生活での困りごとの解決に関する情報など、必要とする人に必要な情報が行き届くよう、情報提供体制の充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
医療・介護に関する情報提供	○地域の医療・介護の資源を示した「在宅医療・介護マップ」を作成し、関係機関や市民への情報提供に努めます。	地域包括支援センター
高齢者福祉に関する情報提供	○市広報紙に「介護保険相談室」のコーナーを設け、タイムリーな情報の発信を行います。 ○「みんな笑顔で介護保険」(パンフレット)等を作成し、介護保険制度全般の周知に努めます。 ○市の施策として実施している在宅福祉サービスや介護保険制度の地域支援事業の概要を紹介した「高齢者の在宅福祉サービスのしおり」を作成し、情報提供に努めます。 ○市民が分かりやすく必要な情報が得られるようにするため、介護保険事業所との連携や市ホームページの活用などにより情報提供手段を増やします。 ○地域の公民館や福祉施設など、身近な公共施設から必要な情報がわかりやすく入手できるよう取り組みます。 ○市ホームページの介護保険事業所向け情報の充実や、制度改正に伴う説明会の開催などにより、事業所への情報提供を行います。	社会福祉課 医療介護課

事業名	内容	担当課
子育て支援に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援情報冊子「ぴよぴよ」を市内公共施設に設置のほか、民生委員・児童委員をはじめ、広く地域の子育て支援関係者や関係機関等に配布し、情報提供に努めます。 ○保護者が自分に合った支援を適切に選ぶことができるよう、市ホームページや広報紙に加え、市公式LINE等を活用したプッシュ型の情報発信にも積極的に取り組みます。 ★子育て世代のニーズに合わせ、スマートフォンによる情報提供について一層の利便性向上を図ります。 	子育て支援課
社会福祉協議会における情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりや社協ホームページ、Facebook、Instagram、しおりやパンフレット等を通じて各種事業の情報を発信します。 ○SNSの活用により、新たな読者の獲得を目指します。 ○各種講座などのチラシを随時発行し、会議や研修会、回覧広報、地域の公民館や福祉施設で配布し、広く情報提供に努めます。 ○より市民の目線に立った記事作成を行い、誰もがわかりやすい広報紙等の作成に努めます。 	社会福祉協議会
点字・声の広報による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がいのある人を対象に、広報紙等の点訳や音訳、各種会議資料の点訳等を行います。 ○点訳・音訳のボランティアと定期的に交流会を開催することで、さらなる情報提供に努めます。 ○受け手の立場に立った情報提供が行えるよう、定期的な利用者との交流会開催により意見交換を行います。 ★市ホームページに声の広報（音声版 広報あこう）を掲載し、広く聞いていただける体制整備をします。 	社会福祉課 秘書広報課 社会福祉協議会
ホームページのアクセシビリティ化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての人が利用しやすいホームページをめざして、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくりを行います。 ★第三者機関による試験実施の可否や全ページのアクセシビリティ対応について検討します。 	秘書広報課
民生委員・児童委員等に対する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○相談活動の際に的確な対応ができるよう市の福祉サービスをまとめた冊子「ニーズ別福祉サービス一覧表」を市ホームページで公開します。 ○民生委員・児童委員等と連携を図り、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、幅広く必要な情報が行き届くよう取り組みます。 	社会福祉課
対話型情報提供の推進（早かごセミナーの実施）	<ul style="list-style-type: none"> ○「早かごセミナー」など市職員が地域に向き対話型情報提供を行う機会を拡大します。 ○市民ニーズに合わせて、「早かごセミナー」のメニューを随時更新します。 	社会福祉課

(2) 包括的な相談支援体制の充実

現状と課題

市民アンケート調査結果(P38⑩)では、相談機能を充実させるために必要なことについて、4割以上の方が、「気軽に話を聞いてもらえること」3割以上の方が、「最初の相談窓口がはっきりしていること」と回答しています。

支援を必要としている人が、問題を抱え込んだまま孤立化してしまうのではなく、相談窓口につながるような体制づくりが求められます。

取組の方針

すべての人が適切な支援やサービスを受けられるよう、関係機関が連携し、誰もが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
高齢者支援に向けた相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、高齢者等からの介護、福祉、健康、医療等に関する相談を行う「総合相談支援業務」を実施し、早かごセミナーや民生委員児童委員協議会など、様々な機会を通じて、事業の周知・啓発に努めます。 ○在宅介護支援センターでは、在宅の要援護者及びその家族に対し、在宅介護等に関する多様な相談に応じ、個々の状況に応じた情報提供等を行います。 ○社会福祉課相談窓口「え〜る」との協働のもと包括的な相談体制の充実を図るとともに、各相談機関と連携しながら、高齢者やその家族等を支援します。 	社会福祉課 地域包括支援センター
高齢者相談支援体制の連携・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターのランチとして日常生活圏域5か所に設置されている在宅介護支援センターと定期的に連絡会を開催し、情報交換を行います。 ○在宅介護支援センター運営協議会では、在宅介護支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議するための会議を年1回開催し、運営に関する協議等を行います。 ○複合的な課題を抱える相談が増加しているため、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、社会福祉課相談窓口「え〜る」との連絡をより一層密にし、高齢者をはじめとする市民からの相談に迅速に対応するとともに、関係機関との連携を図ります。 	社会福祉課 地域包括支援センター

事業名	内容	担当課
認知症に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターで行っている認知症総合支援事業において、認知症の症状や状態によって受けられる医療・介護・福祉サービスなどの社会資源をまとめた「認知症ケアパス」を作成し、円滑な相談支援を行います。 ○認知症地域支援推進員を中心に、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援体制の強化に努めます。 	地域包括支援センター
障がいのある人に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人の生活を地域全体で支えることができるよう、相談機能の充実を図ります。 ○障がい者基幹相談支援センター窓口「え〜る」は、相談に訪れやすい福祉の包括的な窓口として、その普及と運営に努めます。 ○身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員による相談を継続実施するとともに、研修等により相談員の資質向上を図ります。 	社会福祉課
生活困窮に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立相談支援員を配置し、必要な情報の提供、関係機関へのつなぎ、助言等の支援を行います。 ○生活困窮者自立相談支援窓口「え〜る」は、相談に訪れやすい福祉の包括的な窓口として、その普及と運営に努めます。 	社会福祉課
健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センターにおいて、保健師及び管理栄養士による健康相談を実施します。 ○各地区公民館において、健康相談員による地区別健康相談を実施します。 ○市民の多種多様な健康に関する相談に対応していけるよう、健康相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。 	保健センター
子ども家庭支援員による相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭総合支援拠点は、子ども家庭支援員を中心に、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に、相談全般から必要な調査、家庭訪問を行うなど、継続的な相談支援体制の強化を図ります。 ○児童虐待対応アドバイザーを配置し、職員が定期的に指導・助言を受けることで専門性の向上に努め、複雑化・困難化する相談等への適切な対応を図ります。 ○市公式SNS等の活用により、相談先の周知を強化します。 	子育て支援課

事業名	内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭及び寡婦に対し、母子・父子自立支援員が生活や就労について相談指導を行います。また、母子父子寡婦福祉資金に関する相談に応じます。 ○ひとり親家庭の自立に向けて、各種制度の周知や就労支援に努めます。 ○悩みや不安を抱え相談先が分からない人が、気軽に市役所で相談することができるよう取り組みます。 	子育て支援課
民生委員・児童委員による相談及び支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員協議会では、月1回の定例会、地区定例会、部会活動（高齢者福祉部会、児童福祉部会、障がい者福祉部会、広報部会）等での研修により資質の向上を図り、担当地区において相談活動を行います。 ○民生委員・児童委員の活動業務が多種・多様化しており、民生委員・児童委員の負担が増加していることから、行政、専門機関などによる支援体制の強化により、負担軽減を図ります。 	社会福祉課
心配ごと相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○心配ごと相談の相談体制の充実を図ります。 ○相談内容の多様化等に対応するため、相談員のスキルアップや確保・育成、行政の相談窓口や他の相談機関等との連携を強化します。 ○社協だよりや社協ホームページ、Facebook、Instagramなどを活用し、心配ごと相談所の周知に努めます。 	社会福祉協議会

(3) 支援につなぐ体制づくり

現状と課題

民生委員・児童委員、地域福祉推進委員アンケート調査結果（P47④）では、今後ニーズが高まると思われる活動について、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」「地域での見守り活動」の割合が高くなっており、また、「支援が必要な人と専門機関とのつなぎ」との回答が、前回調査に比べ増加しました。

事業所ヒアリング調査では、「困っていても孤立していてもSOSを発信できる人は少ない」との意見があり、支援を必要とする人の発見、必要な支援へのつなぎ、適切な支援事業の実施を、地域住民や専門機関等が一体となって行うことが重要です。

取組の方針

地域でのふれあい・支え合いの体制を維持しつつ、生活困窮者のほか、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などで、支援を必要としている人を適切な支援につなぐ体制づくりを強化するため、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等のネットワークを強化します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
地域総合援護システムの充実	○支援を必要とする人が、いつでも、どこでも援護が受けられ、安心して暮らせる社会を実現するため、福祉・保健・医療の連携が取れた総合的なサービスを迅速、かつ効果的に提供できる「地域総合援護システム」について、各種相談窓口や地域の組織、サービス提供事業者など、関係機関との連携・協力により、機能の充実を図ります。	社会福祉課
ニーズの把握と関係機関との連携	○児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー、社会的孤立、ひきこもりなど、支援の対象となる人の把握のため、関係部署や関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、適切な支援につなぎます。 ○生活困窮者自立相談支援窓口及び障がい者基幹相談支援センター窓口「え〜る」は、相談に訪れやすい福祉の包括的な窓口として、その普及と運営に努めます。 ★福祉と教育の連携体制の強化を図ります。また、子ども食堂や学習支援実施団体等、地域や民間団体をつなぐネットワークを作ります。	社会福祉課 子育て支援課

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立相談支援員を配置し、情報の提供、関係機関へのつなぎ、助言等の支援を行います。 ○生活困窮者自立相談支援窓口「え〜る」は、相談に訪れやすい福祉の包括的な窓口として、その普及と運営に努めます。 ○社会福祉協議会では、生活困窮者に対して緊急的、一時的な対応として、食糧等を提供する生活困窮者支援事業を行います。 ○生活困窮の背景には、障がいや疾病など複合的な要因がある場合が多いことから、関係部署、関係機関との密接な連携を図り、その人に合った支援に結びつけていきます。 	社会福祉課 社会福祉協議会
就労準備支援・家計改善支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者のうち、就労に向けた準備が整っていない人に対し、日常生活への助言、就労自立のための訓練などを行います。 ○生活困窮者のうち、家計に問題を抱えている人に対し、家計の状況を把握することや家計改善の意欲を高めるための支援を行います。 	社会福祉課
ひきこもり対策推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり状態にある人の居場所づくりとして「みんなのいえ」を開設します。 ○ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に応じ、時間をかけて寄り添う支援を行います。 ○定期的な家族相談の機会を設けます。 ○ひきこもり啓発講座を開催し、地域の人へのひきこもりに対する理解を深めます。 ○社会とのつながりを作るための活動を支援するボランティア団体との連携を図ります。 	社会福祉課 社会福祉協議会
市民にわかりやすい福祉施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課がそれぞれ実施する福祉施策について、事業の点検・検証により統廃合等を行い、複雑なサービス体系の解消を目指し、サービスを利用する人にとってわかりやすく利用しやすい施策の展開を行います。 	社会福祉課 (全課)
民間事業者の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする人が様々なサービスを選択できるよう、民間事業者やNPO法人など、多くの事業者が参入できる環境づくりに努めます。 ○高齢者を中心とした生活支援等サービスの体制整備に向けて、自治会等多様な主体が参画する協議体を開催します。 ○生活支援等サービス提供団体について、関係機関のネットワーク化、情報の共有等により、連携強化を図ります。 ○旧介護予防訪問介護・通所介護の運営基準等を緩和した緩和型サービスの考え方の周知を通じて、指定事業者の拡大に努めます。 	医療介護課 地域包括支援センター

(4) 権利擁護の充実

現状と課題

身体障害者手帳所持者は年々減少していますが、総人口に対する比率は平成29年から令和3年まで、各年約3.7%とほとんど変化ありません。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

第1号被保険者の要支援・要介護認定率は年々上昇しており、令和3年で20.5%、後期高齢者の認定率は令和3年で35.6%と、後期高齢者の3人に1人が要支援・要介護認定者となっています。

障がい者や高齢者はもとより、全ての人々の人権が尊重されるとともに、虐待などへの対応を適切に行うことができる体制の充実が必要です。

取組の方針

障がいがあっても、認知症になっても、誰もが住み慣れた地域でその人らしく、また、安心して生活できるように、配慮や支援を必要とする人々の権利を守る成年後見制度をはじめ権利擁護に関する制度の利用促進や取組の充実を図り、事業を利用しやすい環境を整えます。

また、地域の関係機関・福祉関係団体等のネットワークを強化し、虐待の早期発見・早期対応ができる体制の充実を図ります。

※「成年後見支援制度の利用促進」については第5章

【取組】

事業名	内容	担当課
福祉サービス利用援助事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の周知を図ります。 ○利用料の負担軽減を図るなど、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進に努めます。 ○事業利用者の個々の特性に合った適切な支援が行えるよう、研修会等を通じて生活支援員の資質向上を図ります。 ○成年後見支援センターなど関係機関との連携を密にし、事業利用者の判断能力に合わせた適切な支援先へつないでいきます。 	社会福祉課 社会福祉協議会
障がいや障がいのある人に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所内での授産品のロビー販売や市主催行事の際の販売ブース設置等により、障がいのある人の活動の周知を行います。 ○各種団体や学校等へ研修講師を派遣し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。 ○社会福祉協議会では「障がい者週間とともに考える市民のつどい」を開催します。 	社会福祉課 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
児童虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所や警察、学校園所など子どもに関わる様々な機関と連携し、児童虐待をはじめとした要保護児童等の早期発見、早期対応に努めます。 ○兵庫県警と連携協定し、広域的な事案についても迅速に対応します。 ○児童虐待対応アドバイザーを配置し、職員が定期的に指導・助言を受けることで専門性の向上に努め、複雑化・困難化する相談等への適切な対応を図ります。 ○子ども家庭総合支援拠点を中心に、継続的な相談支援体制を強化するとともに、児童虐待防止に向けた市民への周知・啓発を行います。 	子育て支援課
高齢者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターでは、総合相談支援業務として、高齢者虐待や認知症高齢者等の権利擁護に関する相談に対応します。 ○関係機関と連携し、高齢者の権利擁護及び虐待防止に努めます。 	地域包括支援センター 社会福祉課
障がい者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待にかかる相談や対応を行います。 ○関係機関と連携し、障がいのある人の権利擁護及び虐待防止に努めます。 	社会福祉課
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「赤穂市人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権啓発施策を推進します。 ○人権問題の解消、人権意識の普及・高揚のため、今後も個々の人権問題を明らかにし、それぞれの特性に応じて、多様な世代に対する効果的な周知、啓発に努めます。 ○インターネット上の人権侵害に対してモニタリング（監視）による抑止効果を図るため、インターネット・モニタリング事業を実施します。 	市民対話課
学校等における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、人権教育の全体計画を作成し、発達の段階に応じた人権課題を年間指導計画に位置づけ取り組みます。 ○人権教育の内容や活動等をすべての領域・教科等に位置づけ、教育活動全体を通して推進します。 ○新たに生まれてきている人権課題や、子ども、学校、地域の実態をとらえながら、人権教育を推進していきます。 	学校教育課

4 安心と安全のまちづくり

(1) 防災・防犯体制の充実

現状と課題

市民アンケート調査結果（P35⑫）で、日常生活における悩みや不安について「地震や風水害、火事など災害のこと」と回答した人は3割を超え、前回調査から約10ポイント増加しています。

事業所ヒアリング調査では、防災に関し今後取り組むべき事項として、地域住民との協力体制の強化を挙げる意見が多く出ています。

災害時や緊急時においては、自助、互助による地域での支え合い・助け合いが重要であり、市民の防災への意識を高めるとともに、自主防災体制の強化を図ることが重要です。

取組の方針

災害時、要配慮者に対し迅速に対応するため、避難行動要支援者台帳の整備とともに、個別避難計画の策定など緊急時における支援体制の強化を図ります。

市民が犯罪の被害に遭わないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化、防犯灯及び防犯カメラ設置など、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯体制の充実を図ります。

また、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して更生支援の取組を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
避難行動要支援者情報の把握	○災害時、自力避難が困難な人を支援するため、避難行動要支援者台帳を整備します。 ○毎年自治会に、個人情報開示の同意を得て「避難行動要支援者名簿」を配布し、自力避難が困難な人についての情報共有を図ります。 ○避難行動要支援者名簿への登録について周知・啓発を行い登録者の増加に努めます。	社会福祉課 危機管理担当
個別避難計画作成の促進	○災害時、自力避難が困難な人について、福祉専門職や地域の支援者等、関係機関の協働による個別避難計画の作成及び自主防災組織による防災訓練等を実施します。 ○個別避難計画の重要性について周知・啓発を行い、関係機関と連携を図り、個別避難計画の作成を促進します。	社会福祉課 危機管理担当

事業名	内容	担当課
災害時の支援体制の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線により、避難時における情報伝達を行います。 ○赤穂市内の雨量などの気象状況を市ホームページやスマートフォンアプリから確認できるよう、気象観測装置を整備します。 ○「職員防災行動初動マニュアル」「災害時避難行動要支援者対応マニュアル」「避難所運営マニュアル」等、各種マニュアルを作成し、災害時支援体制を整備します。 ○これまでに想定していなかった災害の事象が増えていることから、より現実に応じた支援体制を構築するとともに、市民の防災意識の向上を図ります。 	危機管理担当
災害ボランティアセンターの体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に円滑な防災支援活動ができるよう、社会福祉協議会で災害ボランティアセンター開設訓練を実施します。 ○災害ボランティア養成講座や災害ボランティア研修会の開催、防災士資格の助成を行うなど、災害時訓練や人材育成を行います。 ○災害支援活動を行っている団体等、関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの体制強化に努めます。 	社会福祉課 危機管理担当 社会福祉協議会
防災に対する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域住民を対象とした防災訓練の実施等により、防災意識の高揚を図ります。 ○防災ハザードマップについて、市内全戸配布、広報紙等による周知を行い、災害時の活用を図ります。 ○学校教育において、各教科や体験活動を通して、災害から自らの生命を守るため、主体的に行動する力の育成に取り組むとともに、学校の防災体制の整備・充実に努めます。 	危機管理担当
防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○「赤穂みまもり隊」によるパトロールをはじめ、防犯標語のぼり旗の作成などにより地域の防犯意識を高めます。 ○防犯体制の強化には、地域ぐるみの活動が必要であることから、各種団体との連携を密にし、地域の防犯活動の推進を図ります。 	危機管理担当
消費者被害対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県西播磨消費者センター等の関係機関と連携し、広報紙や出前講座等の様々な機会を通じて、消費者被害防止に向けた周知を図ります。 	市民対話課
更生支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護司会や更生保護女性会等の関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」などの啓発活動を通じて、更生支援の必要性について理解を深めます。 ○保護司や更生保護女性会などの更生保護活動の周知や活動の支援を行います。 ○保護観察所、協力雇用主、ハローワーク等関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援します。 	社会福祉課

(2) 住みやすいまちづくり

現状と課題

市民アンケート調査結果（P43㉔）で、今後、特に取り組むべき福祉施策について「安全に外出や移動ができる道路や公共交通などの整備」と回答した人は34.5%と15項目中5番目に多く、ハード面での取組が課題となっています。

また、本市は子どもや高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちだと思いか、との設問に、「あまり暮らしやすいとは思わない」「暮らしやすいとは思わない」「わからない」と回答した人は合計で約4割に達しています。

第4期兵庫県地域福祉支援計画（2019年度～2023年度）では、基本目標を「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」と掲げ、ユニバーサル社会づくりの実現に向けた意識啓発等の取組を推進していますが、本市においても、ハード、ソフト両方の取組による住みやすいまちづくりの推進が必要です。

取組の方針

障がいの有無や年齢等に関わりなく、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりの実現に向けて、公共交通機関や道路・施設等といったハードのバリアフリー化に取り組むとともに、市民の意識向上等といったソフトのバリアフリー化も促進していきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児をはじめとするすべての人が安全・快適に公共施設や道路を利用し活動できるよう、バリアフリー化を推進します。 ○子ども連れでも安心して外出できる環境整備に向け、公共施設にベビーシートやベビーチェアを設置します。 ★高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が、ICT（情報通信技術）を利活用し、その恩恵を享受できるよう努めます。 	社会福祉課 子育て支援課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサル社会づくりの基本理念の理解促進のための広報・啓発活動を推進し、誰もが一人の人間として生きていくことができ、地域社会の一員として相互に人格と個性を尊重し、理解し、支え合う社会の実現を目指します。 	社会福祉課

第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の背景

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行しました。

利用促進法第 12 条第 1 項の規定に基づき平成 29 年 3 月に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画では、今後の成年後見制度の利用促進に当たって、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、また、今後一層、③身上の保護の重視^{※3}の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用を検討すべきとしています。

また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関という。」）の整備に努めることが明示されました。

- ※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。
- ※2 障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。
- ※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 計画の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等があることにより判断能力が十分でない人について、成年後見人等が、本人の意思、心身の状態及び生活の状況などに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。

判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行う成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

なお、成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な人を支援する制度で、判断能力の程度により3つの区分に分けられます。

一方、任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になった時に備える制度です。

本市では、地域福祉計画において「権利擁護の充実」を基本施策に掲げ、本計画と赤穂市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間として、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

【成年後見制度の種類と内容】

		法定後見制度			任意後見制度
類型		後見	保佐	補助	任意後見
対象となる人		判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力が現在は十分ある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長など			あらかじめ本人が選んだ受任者に、公証人の作成する公正証書によって支援する範囲を結んでおきます。本人の判断能力が低下した時、申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、契約の効力が生じます。
申立ての本人同意		不要		必要	
支援する人が与えられる権限	代理権	すべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為		
	同意権・取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	

※ 「日常生活に関する行為」である日用品（食料品や衣料品等）の購入などは、取消しの対象にはならない。

※ 「四親等内の親族」とは、主に次の人たちとなる。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 基本目標

基本目標 1 利用者に配慮した制度の運用

預貯金の解約等や介護保険契約（施設入所）等の生活上必要な手続きや、権利侵害からの保護だけではなく、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を前提とし、利用者に配慮した制度の運用に努めます。

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークの構築によって、本人に身近な親族、保健・医療・福祉・介護・司法等関係機関が連携協力を行い、制度の広報から利用の相談、利用者と支援者のマッチング、後見人支援等まで、幅広く支援する体制を整備します。

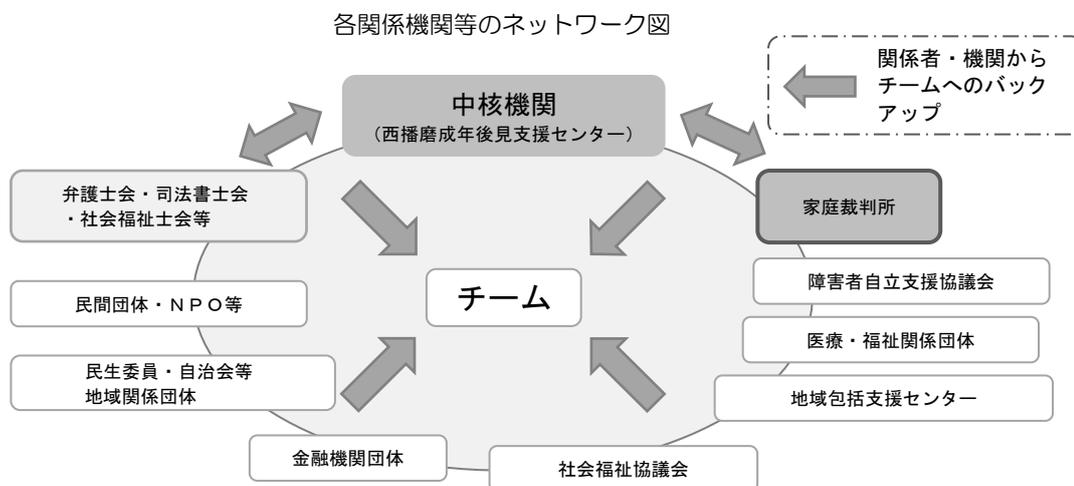
併せて、支援することができる担い手を確保するため、市民後見人の育成に努めます。

基本目標 3 制度の周知・啓発と安心して利用できる環境整備

制度の理解について周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。

また、各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。

成年後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。



資料：市町村 成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（厚生労働省）をもとに一部改変

4 現状と課題及び取組内容

基本目標 1 利用者に配慮した制度の運用

【現状・課題】

本市では年々高齢化率が上昇しており、認知症高齢者も増加傾向となっています。

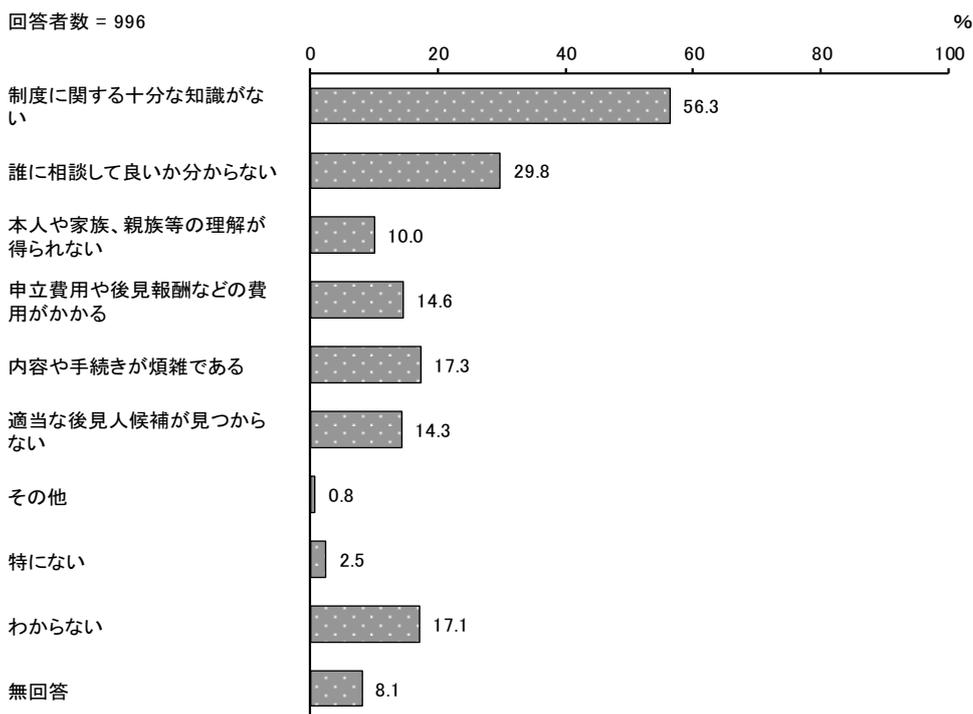
また、以前に比べ障がいに対する社会全体の認識が高まったことが一つの要因と考えられますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にあります。

市民アンケート調査では、成年後見制度の利用促進に向けての課題として、「制度に関する十分な知識がない」や「誰に相談して良いか分からない」との回答が多くなっており、支援を必要とする人が適切に成年後見制度を利用することができるよう、制度について広く周知を図ることが求められます。

また、成年後見人の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面の重視も必要です。

さらに、日常生活自立支援事業を利用している人の中には、成年後見制度へ移行することが望ましいケースが増加していくと見込まれ、社会福祉協議会と連携して円滑な移行が可能となるような体制を整備するなど、制度の適切な利用を推進するとともに、利用者が自身の意思を尊重した支援が受けられるような取組が重要です。

成年後見制度の利用促進に向けての課題【市民アンケート】



【取組】

- 制度利用者の意思決定支援・身上保護（心身・生活への状況への配慮）を重視した
後見活動が行われるよう、幅広い関係者に啓発を行います。
- 関係機関の連携強化を図り、支援が必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。
- 支援の必要な人を制度の利用につなげるため、成年後見制度の利用支援及び対象者
の経済的負担の軽減を図ります。

事業名	内容	主な担当部署
意思決定支援・身上保護についての啓発	○「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等について、幅広い関係者に普及・啓発を行います。	社会福祉課 地域包括支援センター
関係機関の連携強化	○庁内各部署、社会福祉協議会、西播磨成年後見支援センター※ ¹ 等関係機関との連携を強化し、支援が必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業の実施※ ²	○支援の必要な人を制度の利用につなげるため、成年後見制度利用支援事業を適切に実施します。	社会福祉課
日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行	○日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への移行が円滑に行われるよう、情報共有や事例検討など、関係機関との連携強化に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

※1 西播磨成年後見支援センター

平成28年5月に西播磨4市3町（相生市・赤穂市・宍粟市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町）が共同で開設。以下に掲げる業務を社会福祉法人たつの市社会福祉協議会に委託。

- ①成年後見制度の普及啓発 ②センター職員による相談支援、関係機関との調整
- ③専門職による巡回相談 ④市民後見人の養成 ⑤市民後見人人材バンクの管理・運営
- ⑥市民後見人の監督業務、活動支援 ⑦受任調整会議

※2 成年後見制度利用支援事業

【審判申立てに対する支援】

成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の状況を総合的に勘案し、成年後見開始の審判請求をする必要性がある場合は、家庭裁判所に成年後見人選任のための市長申立を行う。

【審判申立費用の助成】

生活保護を受けているなど、審判の申立て費用の負担が困難な人を対象に、申立てに必要な費用を助成する。

【成年後見人等への報酬の助成】

生活保護を受けているなど成年後見人、保佐人及び補助人の業務に対する報酬の負担が困難な人に対し、その報酬の全部又は一部を助成する。

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

【現状・課題】

成年後見制度の利用推進のためには、市民及び地域とともに、市、家庭裁判所、民間の団体等が連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりが重要であることから、チーム（本人の支援を行う親族、保健・医療・福祉・介護、地域の関係者と成年後見人等）、チームを支援する中核的な機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等による権利擁護支援のネットワークの構築が必要です。

本市では、平成 28 年 5 月に西播磨 4 市 3 町で西播磨成年後見支援センターを設置しており、これを中核機関と位置付け、情報共有を行いながら広域的な事業展開を図っています。

また、成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から市民後見人候補者を育成しその支援を図ることが必要です。

【取組】

- 地域・関係機関が連携協力を行い、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎ、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制を作ります。
- 保健、医療、福祉、介護、司法等の関係機関が互いに連携し、様々なケースに対応できるよう、地域連携ネットワークの体制整備を進めます。
- 今後、制度の利用者が増加することが見込まれることや、認知症や障がい特性を理解した上で支援を行える担い手の育成が必要であることから、市民後見人の養成を進めます。

事業名	内容	主な担当部署
地域連携ネットワークの体制整備	○地域全体の見守り体制の中で、支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつけることができるよう、制度の周知を図ります。 ○中核機関をはじめとする関係機関と連携し、個々のケースに適切に対応します。	社会福祉課 地域包括支援センター
市民後見人の養成	○市民後見人養成のための研修を実施します。 ○市民後見人バンクの管理・運営を行います。	社会福祉課 (西播磨成年後見支援センター)

基本目標 3 制度の周知・啓発と安心して利用できる環境整備

【現状・課題】

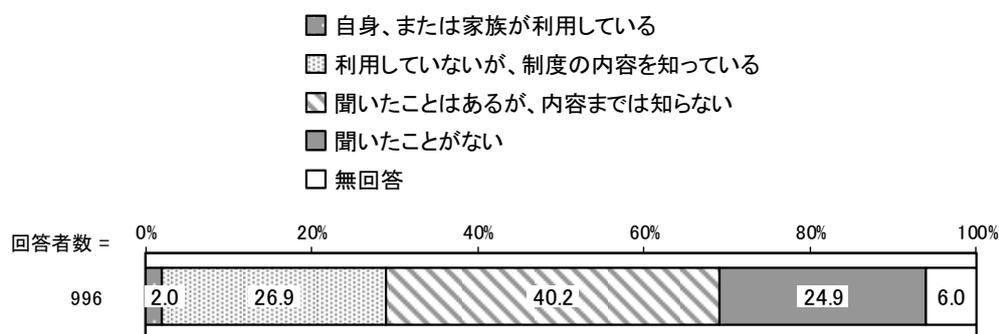
成年後見制度の認知度について、市民アンケート調査では「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と「聞いたことがない」を合わせた回答が65.1%にのぼっています。

また、成年後見制度の利用促進に向けての課題については、「制度に関する十分な知識がない」との回答が56.3%と最も高くなっています。

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがいない、親族の協力が得られない、又は経済的理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

成年後見制度は、高齢になっても障がいがあっても、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことのできないものであるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であり、制度を広く周知し市民生活の中に定着させていくことが必要です。

成年後見制度の認知度について【市民アンケート】



【取組】

- 制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。
- 制度に対する意識を高め、制度利用の具体的なメリットが感じられるような、地域住民向けの講演会等を開催します。
- 地域連携ネットワーク関係者や福祉関係者等の専門的知識の向上のため、関係機関を対象とした研修会等を開催します。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 親族後見人等の理解不足・知識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

事業名	内容	主な担当部署
成年後見制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報紙やホームページ、社協だより等の多様な広報媒体等を活用し、情報発信を行います。 ○地域住民向けの講演会を開催します。 	社会福祉課 (西播磨成年後見支援センター) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
関係者の専門的知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識向上のための研修会等を実施します。 ○制度の運用に関し関係者間で情報交換、意見交換する場を設けます。 	社会福祉課 地域包括支援センター
後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○親族後見人等から日常的に相談等を受けられる体制の整備に努めます。 ○親族、福祉、医療、地域の関係者等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切な対応を図ります。 	社会福祉課 地域包括支援センター

成年後見制度を使う前と後

使う前	成年後見制度を使うと
最近、使うことのない高額な品物を買ったり、キャッシュカードの暗証番号を忘れていたりして手ができなくなってきた。	成年後見人等が私の代わりに、銀行で手続きしてくれた。 これからの生活は成年後見人等が私と一緒に考えてサポートしてくれるので安心だ。
知的障がいがあり家にあったことを忘れて、同じものを買ってしまうことが増えた。一人暮らしではなく、施設等に入所した方がよいのか、自分では判断できない。	成年後見人等が相談にのってくれた。そして私のできることを、苦手なことを一緒に整理して、サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることとなった。
悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきたので、今後だまされないか心配だ。	たとえ間違えて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消してくれる。
将来、自分が認知症になったときには誰が支えてくれるのか不安だ。	子が任意後見人になってくれた。息子が法的な立場においても私をサポートしてくれることになったので心強い。

厚生労働省ホームページ <https://guardianship.mhlw.go.jp/>



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

少子高齢化や核家族化の進行、都市化の進展、地域によっては過疎化の進行、ライフスタイルの多様化など、様々な背景から地域におけるつながりが低下し、また、支援を求める人が増え、求める内容も複雑化・多様化しています。

地域福祉を推進し、市民の誰もが安心して地域で暮らすことができるためには、行政による支援体制の整備はもちろんのこと、地域をつくる様々な主体における活動が重要です。

そのため、地域を構成する様々な主体の活動を支援し、各主体が連携できる体制を構築していきます。

(1) 市民・地域の役割

地域福祉を推進していく大きな力は、地域の担い手である市民です。

先ずはご近所同士の顔が見える関係を作り、他人を思いやる心を育み、地域でともに暮らす人たちに関心をもって積極的に関わっていくことが大切です。

見守りや簡単な手助けなど、気軽なものから取り組むことで、誰もが地域の「支え手」となり、地域で支援を必要とする人を発見した場合は、相談機関につなぐなど、支援につなげることが期待されます。

自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

(2) 行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

また、市民や地域の団体と連携し、地域の福祉課題や支援を必要とする人の把握に努め、相談や支援を行います。

2 連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携・協働のもと、活動していくことが重要となります。

そのため、庁内の関係各課の連携はもちろんのこと、市民・団体、事業者等、地域福祉に関係する様々な主体との連携体制を構築し、地域福祉の推進を図ります。

(1) 庁内連携体制の強化・充実

地域福祉に関わる分野は多様でかつ広範にわたり、また市民が抱える問題・課題も複雑・多様化しており、複合的に課題を抱えているケースも多くあります。

そのため、庁内における連携体制を強化・充実していくとともに、地域福祉における課題の共有化を図り、市民が抱える問題・課題に対して的確に、効果的に対応していきます。

(2) 社会福祉協議会、社会福祉法人との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、これまで、本市の施策・事業の展開にあたり、様々な場面で協力・連携を図り、地域福祉の推進に取り組んできました。

今後も、社会福祉協議会との連携を強化しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

また、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の地域における公益的な取組が明記されたことから、これまで以上に社会福祉法人との連携体制を強化するとともに、ともに協議・検討を図る場を構築していきます。

(3) 市民・団体・事業者等とのパートナーシップの強化・充実

地域福祉の推進及び地域における様々な問題や課題の解決には、市民や各種団体、サービス提供事業者、NPO法人などとのパートナーシップを強化・充実していくことが必要です。

そのため、地域福祉の必要性・重要性と本計画について周知・啓発を行い、市民や団体等の理解を得ながら、ともに地域福祉を推進するパートナーシップの構築に取り組みます。

(4) 関西福祉大学との連携

関西福祉大学は平成9年の開学以来、本市の様々な施策への連携・協力を行っており、また、地域福祉の推進に多大なる貢献をいただいています。

関西福祉大学では、地域福祉の推進に向け、福祉意識の向上や地域におけるボランティア活動など、地域貢献活動を展開しており、大学及びその学生の力は、本市の福祉の向上において重要であることから、今後も連携・協力体制を密にしていきます。

3 計画の進行管理

本計画を効果的に進めていくためにも、計画の進行管理が必要となります。

本市の最上位計画である「赤穂市総合計画」に掲げる施策・関連数値目標等を踏まえながら、本計画の進捗について、適宜、点検・評価を行っていきます。

また、進行管理にあたっては、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルに基づき、進行管理を行っていきます。

資料編

1 赤穂市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき赤穂市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、赤穂市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 計画の策定に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉の関係者

(3) 地域の関係者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市民公募による者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和4年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会は、所掌事務に関する連絡調整を図るため、別に庁内検討委員会を設置することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

2 この要綱の施行日以後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 赤穂市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	学識経験者	関西福祉大学社会福祉学部 学部長（教授）	中村 剛
2	福祉に関係する 各種機関等	民生委員児童委員協議会 会長	水野 亮
		身体障害者福祉協会 会長	木村 佳史
		社会福祉協議会 事務局長	近平 健一
		ボランティア協会 理事長	矢野 隆
		老人福祉施設協議会 会長	川島 武志
3	地域に関係する 各種団体等	自治会連合会 副会長	角岡 一頼
		老人クラブ連合会 女性・若手部長	福本 俊弘
		P T A連合会母親部会 部会長	田中 友希
4	関係行政機関の職員	兵庫県西播磨県民局 赤穂健康福祉事務所副所長	前山 尚文
5	市民公募による者	市民委員	中村 文代
		市民委員	小島 愛子

3 策定経過

期日等	内容
令和3年7月2日 第1回赤穂市地域福祉計画 策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 4 委員長、副委員長選出 5 会議の公開の取扱いについて 6 協議事項 (1) 地域福祉計画の策定について (2) アンケート調査について 7 その他 8 閉会
令和3年7月12日から 令和3年7月26日 関西福祉大学学生調査の実施	<p>関西福祉大学の社会福祉学部の学生を対象に、地域福祉活動や福祉のまちづくりのあり方についての考え方・意識等を把握するため、アンケート調査を実施。</p> <p>調査方法：関西福祉大学を通じて、配布・回収</p> <p>回収状況：配布数 200件 回収数 143件 回収率 71.5%</p>
令和3年7月12日から 令和3年8月10日 民生委員・児童委員調査の実施	<p>地域の福祉に貢献している民生委員・児童委員を対象に、活動状況や活動にあたっての問題や課題、考え方等を把握するため、アンケート調査を実施。</p> <p>調査方法：民生委員児童委員協議会を通じて 配布、地区委員長を通じて回収</p> <p>回収状況：配布数 108件 回収数 105件 回収率 97.2%</p>
令和3年7月12日から 令和3年8月10日 地域福祉推進委員調査の実施	<p>地域の福祉に貢献している地域福祉推進委員を対象に、活動状況や活動にあたっての問題や課題、考え方等を把握するため、アンケート調査を実施。</p> <p>調査方法：民生委員・児童委員を通じて、配布・回収</p> <p>回収状況：配布数 200件 回収数 190件 回収率 95.0%</p>
令和3年7月21日から 令和3年8月10日 市民調査の実施	<p>市内に住む18歳以上の人を対象に、地域福祉活動や福祉のまちづくりのあり方についての考え方・意識等を把握するため、アンケート調査を実施。</p> <p>調査方法：郵送による配布・回収</p> <p>回収状況：配布数 2,000件 回収数 996件 回収率 49.8%</p>

期日等	内容
令和3年8月30日、 8月31日、 社会福祉法人に対する ヒアリング調査の実施	市内の社会福祉法人等を対象に、事業に関する課題をはじめ、地域福祉に関連する様々な分野について、普段感じられていることや今後取り組むべき内容等を把握するため、ヒアリング調査を実施。 調査方法：事前に紙面調査を行い、後日、対面によるヒアリング調査を実施 実施数：10事業所
令和3年9月24日 第2回赤穂市地域福祉計画 策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 協議事項 （1）アンケート調査の結果について 社会福祉法人ヒアリング調査の結果について （2）赤穂市地域福祉計画骨子案について 4 その他 5 閉会
令和3年11月5日 第3回赤穂市地域福祉計画 策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 協議事項 （1）赤穂市地域福祉計画素案について 4 その他 5 閉会
令和3年12月3日 第4回赤穂市地域福祉計画 策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 協議事項 （1）赤穂市地域福祉計画案について 4 その他 5 閉会
令和4年1月11日から 令和4年2月10日 パブリックコメントの実施	計画について広く意見を募集するため、令和4年1月11日から令和4年2月10日までパブリックコメントを実施。 意見数：0件
令和4年2月18日 第5回赤穂市地域福祉計画 策定委員会	1 開会 2 委員長あいさつ 3 協議事項 （1）赤穂市地域福祉計画（案）のパブリックコメントの実施結果について （2）赤穂市地域福祉計画（案）について 4 その他 5 閉会

4 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけして情報・支援を届けること。

アクセシビリティ、ウェブアクセシビリティ

アクセシビリティとは、情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、高齢者や障がいのある人等、ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかということの意味する。

ウェブアクセシビリティとは、主に高齢者や障がいのある人など、身体に障がいや不自由のあるウェブ利用者に配慮したホームページなどのウェブサービスを提供し、アクセスした誰もが容易に情報を共有できる状態にあること。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、民間やボランティア等が行う非公式な援助活動のこと。フォーマルサービス（公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス）の対語。

NPO

Non Profit Organization の略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。広義では、公益財団法人や社会福祉法人、生活共同組合なども含む。

【か行】

権利擁護

高齢者や障がいのある人等の人権など様々な権利を保護すること。具体には、認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組などが挙げられる。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会と言う。

高齢者を見守る支えるネットワーク

介護保険など行政が提供するフォーマルなサービスと、地域のボランティアや支え合いにより提供するインフォーマルなサービスの連携により、高齢者の地域での生活を支えるネットワークづくりに取り組むもの。地域に出向いた住民学習会なども継続的に実施している。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

【さ行】

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体。有事の際は災害ボランティアセンターによって、被災地のニーズの把握・募集・受け入れ・人数調整等、総合的な調整が行われる。

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障がいにより都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う人。

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている人には様々な支援策が講じられている。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を言う。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題。

福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域総合援護システム

福祉・保健・医療が連携を取り、支援を必要とする人に対し、民生委員・自治会・老人クラブなどのネットワークにより対応をめざすシステム。「ニーズの把握」「処遇検討」「サービス提供」の3つの柱から成り立っている。

地域福祉コーディネーター

個人のみでは解決できない地域の福祉課題に対し、関連する様々な機関との連携を図り、支援する人材。

地域福祉推進委員

地域における福祉の増進を図るため、地域のボランティアとして民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う者。民生委員・児童委員1人に対し、2人の地域福祉推進員が市長から委嘱される。

地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関のこと。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

【は行】

ハザードマップ

自然災害について、予測される被害の範囲や大きさなどの災害情報や避難場所の位置などの避難情報をわかりやすく掲載した地図。

パブリックコメント

市などが条例や計画を企画立案する場合に、その計画などの案や、市民などが検討するために必要な事項を公表して、市民などに広く意見などを求めること。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人、子どもなどが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

早かごセミナー

市民や企業などの要請に応じ、市職員が出向き、行政の取組や制度の説明を行う事業。

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が地域において自立した毎日を送れるように、福祉サービスの利用援助を行う制度。

包摂

一つの事柄をより大きな範囲の中に包みいれること。また、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）とは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」理念のことを言う。

ボランティアセンター

ボランティア活動及びボランティアグループの育成、各種行事へのボランティア派遣の連絡調整、ボランティア養成のための各種講座開催など、ボランティア開拓のため、赤穂市社会福祉協議会に設置されている活動拠点。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）。ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

民生委員児童委員協議会

本市の民生委員・児童委員から構成される組織。月1回の定例会の開催や各部会活動をはじめ、「民児協あこう」の発行などの広報活動を行っている。

【や行】

ユニバーサル社会

年齢や性別、障がい、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

【ら行】

療育手帳

知的障がいのある人に対して、各種の援助措置を受けやすくすることを目的に発行された手帳。法律で定められた制度ではなく、各都道府県により独自に発行されている。

第 3 期赤穂市地域福祉計画

赤穂市健康福祉部社会福祉課

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電 話 : 0791-43-6809 (直通)

F A X : 0791-45-3396

E-mail : ikigai@city.ako.lg.jp
